

# 第 1 4 期 千曲川下流地域森林計画書(案) (千曲川下流森林計画区)

長野県長野地域振興局管内

〔長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、  
高山村、信濃町、飯綱町、小川村〕

長野県北信地域振興局管内

〔中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村  
野沢温泉村、栄村〕

計画期間 自 令和 2 年 4 月 1 日  
至 令和 1 2 年 3 月 3 1 日

長 野 県

# 目 次

## I 計画の大綱

第1 千曲川下流森林計画区の概況 .....	1
1 自然的背景(位置、気候、地形、地質、土壌) .....	1
2 社会・経済的背景(人口、農業、工業、商業、交通、観光) .....	2
3 森林・林業の現状と課題 .....	3
(1) 森林面積と蓄積 .....	3
(2) 民有林の森林資源 .....	3
(3) 民有林の樹種構成 .....	4
(4) 森林の所有形態 .....	4
(5) 林業労働 .....	4
(6) 高性能林業機械 .....	5
(7) 林内路網の整備状況 .....	5
(8) 間伐 .....	5
(9) 素材生産、製材品の出荷 .....	5
(10) 木材流通 .....	6
(11) 地域材の利用 .....	6
(12) 特用林産物 .....	6
(13) 林業用苗木 .....	7
(14) 森林病虫害による被害 .....	7
(15) 野生鳥獣による林業被害 .....	7
(16) 土砂災害の復旧 .....	7
(17) 保安林の配備状況 .....	7
(18) 企業等による森林づくり .....	7
(19) 多様な森林利用 .....	7
(20) 森林情報の活用 .....	7
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価 .....	8
1 伐採立木材積 .....	8
2 造林面積 .....	8
3 林道の開設及び拡張 .....	9
4 保安林の指定または解除の面積 .....	9
5 保安施設地区の指定 .....	9
6 保安施設事業 .....	10
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 .....	11
1 みんなの暮らしを守る森林づくり .....	12
(1) 多様な森林整備の推進 .....	12
(2) 森林の保全に向けた取組の強化 .....	12
2 木を活かした力強い産業づくり .....	13
(1) 林業再生の実現 .....	13
(2) 信州の木の利用促進 .....	14
3 森林を支える豊かな地域づくり .....	14
(1) 森林の適正な管理の推進 .....	14
(2) 森林の多面的な利用の推進 .....	15
(3) 野生鳥獣対策の推進 .....	16

## II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	17
第2 森林の整備及び保全の方針等	20
1 森林の整備及び保全の目標等	20
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
2 公益的機能別施業森林の整備	23
3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法	27
4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	28
第3 森林の整備	29
1 伐採	29
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
(3) その他	
2 造林	33
(1) 人工造林	
(2) 天然更新	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	
(4) その他	
3 保育及び間伐	40
(1) 保育の標準的な方法	
(2) 間伐の標準的な方法	
4 林道等路網の整備	45
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための作業システムの基本的な考え方と路網密度の水準	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
5 森林施業の合理化等	48
(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等	
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保	
(4) 作業システムの高度化	
(5) 流通・加工体制の整備	
6 その他	51

<b>第4</b>	<b>森林の保全</b> .....	52
1	森林の土地の保全.....	52
	(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(3) 林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	
2	保安施設.....	70
	(1) 保安林の整備	
	(2) 保安施設地区	
	(3) 治山事業	
	(4) 特定保安林の整備	
	(5) その他	
3	鳥獣害の防止.....	71
	(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針	
	(2) その他	
4	森林病虫害等の駆除及び予防その他の森林の保護.....	72
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
	(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
	(3) 林野火災の予防	
<b>第5</b>	<b>保健機能森林</b> .....	75
1	保健機能森林の区域の基準	
2	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法	
3	保健機能森林における森林保健施設の整備	
4	立木の期待平均樹高	
5	その他	
<b>第6</b>	<b>計画量等</b> .....	76
1	伐採立木材積.....	76
2	間伐面積.....	76
3	人工造林及び天然更新別の造林面積.....	76
4	林道の開設及び拡張に関する計画.....	77
5	保安林整備及び治山事業に関する計画.....	87
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林.....	89
	(1) 要整備森林の所在及び面積	
	(2) 要整備森林について実施すべき施業の方法	
	(3) 実施すべき施業の時期	
<b>第7</b>	<b>保安林その他法令による制限林の施業方法</b> .....	90

## 第1 千曲川下流森林計画区の概況

### 1 自然的背景

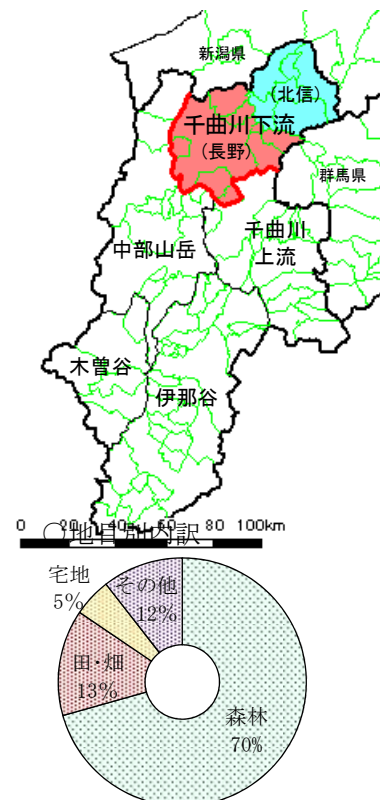
#### (1) 位置

県の北部に位置し、15市町村で構成されており県総面積の19%を占めている。

長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

区分	総面積	森林	森林率
千曲川下流	256,745 ha	179,463 ha	70%
県全域	1,356,156 ha	1,059,375 ha	78%

注) ながの県勢要覧H30年版、R元長野県民有林の現況による。



#### (2) 気候

全体的に内陸性気候で降水量が少ないが、北部は日本海型気候のため降雪量が多い。

観測地	長野	信州新町	信濃町	飯山	野沢温泉
平均気温 (°C)	11.9	10.9	9.1	11.0	10.5
年間降水量 (mm)	932.7	1,119.7	1,262.1	1,446.4	1,881.3
最深積雪 (cm)	31	-	104	149	216

注) 気象庁ホームページによる。(統計期間 1981-2010年)

#### (3) 地形

中央に千曲川と犀川が合流する善光寺平の低平地があり、周囲には志賀高原、菅平高原、飯綱・戸隠・黒姫高原、聖高原などの高原や山岳地が広がっている。

中北部には苗場山や毛無山、高社山、妙高火山群（黒姫山、飯縄山、斑尾山）等の火山も多く存在する。

#### (4) 地質

西部の山地には、糸魚川静岡構造線に沿うように泥岩、礫岩、安山岩が帯状に分布し、東部の山岳地帯には石英閃緑岩、緑色凝灰岩、緑色火山岩等が分布している。

中部から北部にかけては第四紀火山も多く、火山麓には火山岩や火山砕屑岩などが広く分布し、善光寺平の低平地には河川の影響で未固結の礫、砂などが厚く堆積している。

#### (5) 土壌

立木の育成に適した褐色森林土壌が広く分布し、黒姫、飯綱、高社山麓に保水力の高い黒色土が見られる。志賀高原から苗場山にかけての山岳地帯上部ではポドゾル土壌が見られる。戸隠山麓から北部の山麓地域はスギの生育が極めて良好となる湿潤な土壌が分布している。

## 2 社会・経済的背景

### (1) 人口

平成30年10月現在の人口は618,778人で県の30%を占めるが、漸減傾向が続いている。人口密度は241人/km<sup>2</sup>で、県平均の152人/km<sup>2</sup>を大きく上回っている。

産業別就業人口割合は、第一次産業10%、第二次産業30%、第三次産業60%となっている。

○人口 (単位:人)

区分	H25年	H30年	H25年比
千曲川下流	637,913	618,778	97%
長野県	2,120,406	2,063,865	97%

### (2) 農業

平成27年の農家数は29,779戸で、県の28%を占めている。また、総世帯数に対する農家率は12%である。

多品目が栽培されており、特にきのこ、果樹の産出額が多い。

### (3) 工業

平成28年の工業に関する製造品出荷額は1兆308億円で県の22%を占め、事業所数は1,235箇所、従業者数は47,785人となっている。

### (4) 商業

平成28年の商業に関する年間商品販売額は2兆325億円で県の37%を占め、事業所数は6,227箇所、従業者数は44,809人となっている。

### (5) 交通

鉄道は、JR北陸新幹線が東京、北陸方面を結び、在来線の篠ノ井線、信越本線、飯山線が松本、新潟方面に延びているほか、私鉄ではしなの鉄道、長野電鉄も整備されている。

高速道路は、上信越自動車道と長野自動車道が地域内を縦断して北陸、関越、中央の各自動車道と連結している。

国道等は、国道18号、19号線を幹線として国道や主要地方道などが整備されている。

### (6) 観光

志賀高原や戸隠高原など自然を活かした観光地を始め、戸倉上山田や湯田中などの温泉郷や善光寺などの史跡など、さまざまな観光資源に恵まれている。

平成29年の年間観光地利用者数は、2,224万人で県下の26%を占める。

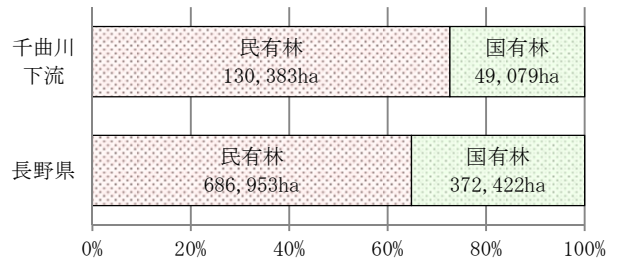
注) (1)～(6)はながの県勢要覧(平成30年版)による。

### 3 森林・林業の現状と課題

#### (1) 森林面積と蓄積（民有林＋国有林）

計画区の森林の面積は179,463ha、蓄積は35,616千m<sup>3</sup>となっている。県の森林面積の17%を占め、森林率は70%である。民有林と国有林の面積割合は73：27で、県全体に比べて民有林の割合がやや多い。

○民有林・国有林別の森林面積と割合



○森林面積及び蓄積

区分	面積 (ha)			蓄積 (千m <sup>3</sup> )		
	民有林	国有林	計	民有林	国有林	計
千曲川下流	130,383	49,079	179,463	28,399	7,217	35,616
長野県	686,953	372,422	1,059,375	136,153	61,870	198,024

注) 四捨五入の関係で各項目の加算値の計が必ずしも一致しない場合がある。

#### (2) 民有林の森林資源

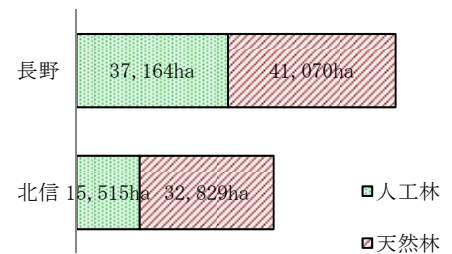
人工林率は42%と県平均より低く、特に北信地域は天然林が多い。

人工林の齢級構成では11～13齢級（51～65年）が全体の5割を占めており、森林資源が充実する一方で若齢林が少ない状況にある。

- 課題**
- ・ 齢級の平準化（適切な主伐と確実な更新の推進）
  - ・ 奥地の人工林等の公益的機能の高度発揮（針広混交林への誘導等）

○人工林・天然林別面積 (単位 面積：ha)

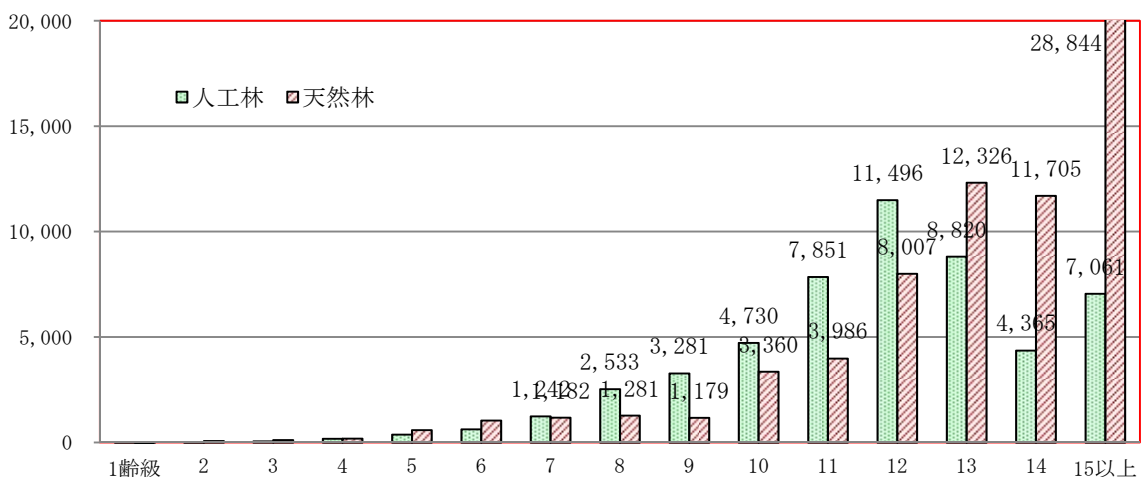
区分	人工林	天然林	計	人工林率
千曲川下流	52,679	73,899	126,578	42%
長野	37,164	41,070	78,234	48%
北信	15,515	32,829	48,344	32%
長野県	334,392	332,528	666,920	50%



注) 竹林、無立木地、更新困難地を除いているため(1)の森林面積と異なる。

○人工林・天然林別 齢級別構成

(単位 面積：ha)

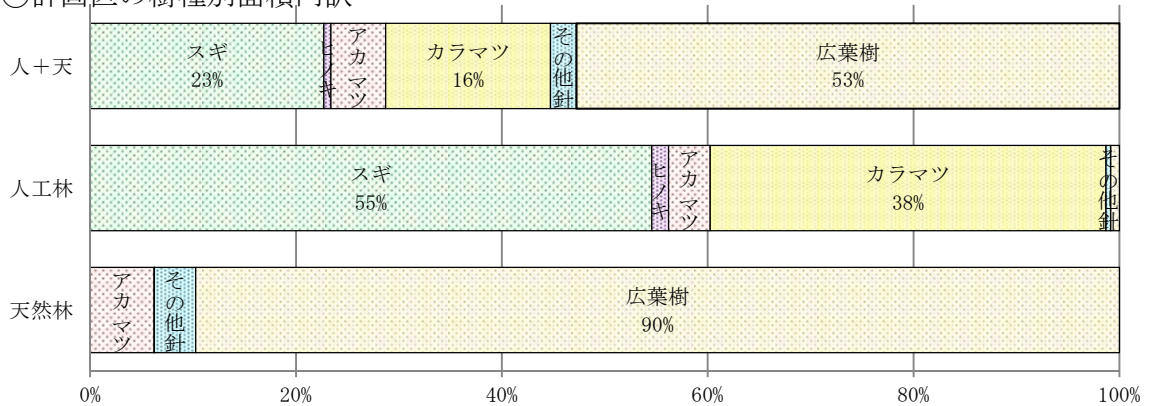


### (3) 民有林の樹種構成

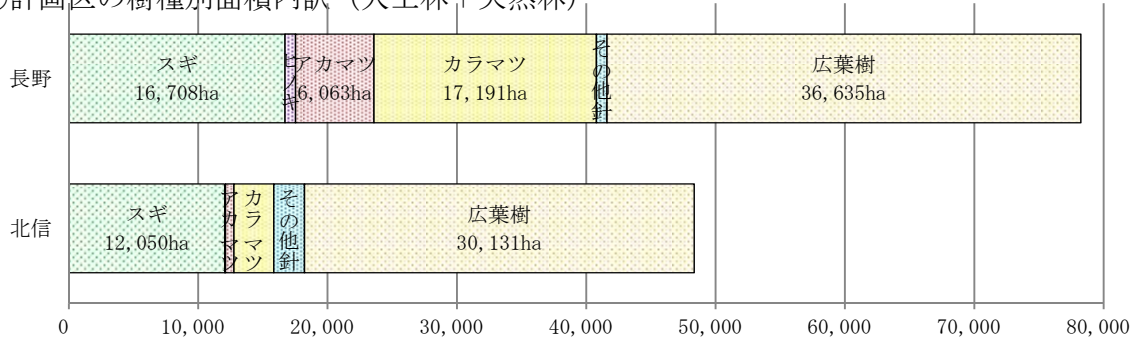
針葉樹と広葉樹の面積割合はほぼ同等であり、県全体に比べてやや広葉樹が多い。

人工林では面積の55%を占めるスギが最も多く、次いでカラマツとなっており、これら二つの樹種で人工林面積の9割以上を占めている。

○計画区の樹種別面積内訳



○計画区の樹種別面積内訳 (人工林+天然林)



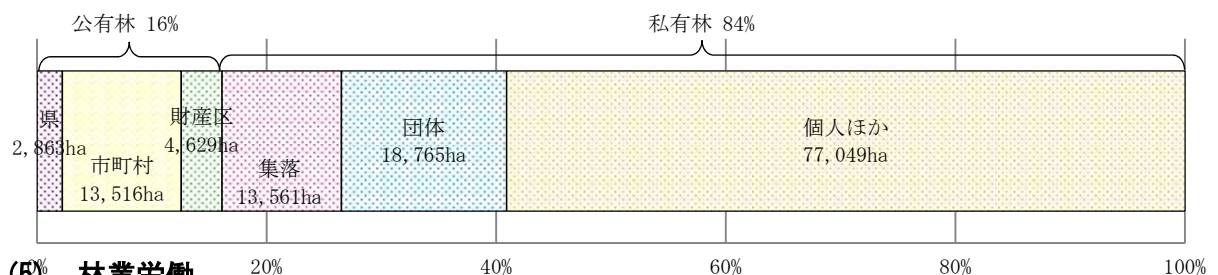
### (4) 森林の所有形態

所有形態別面積は私有林が84%で、県全体の74%を上回っている。

個人有林の規模は1戸あたり1.4haで県平均1.7haより小さい。

- 課題**
- ・所有者や境界が不明な森林、所有者自らが管理できない森林の増加
  - ・小規模な個人有林等の集約化の推進

○所有形態別森林割合

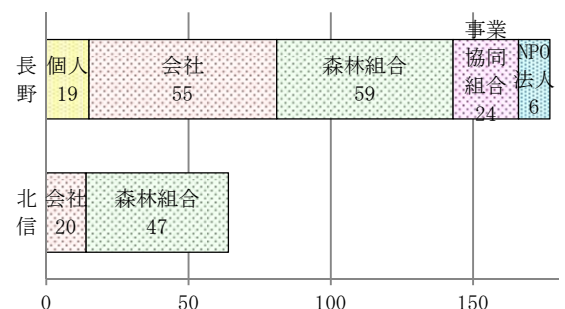


### (5) 林業労働

平成30年度の林業事業体数は23、林業従事者数は230人で、種類別の従事者数は会社が森林組合が一番多い。平成24年度の448人から半数近く減少している一方、年間の就労日数の長期化が進んでいる。

- 課題**
- ・従事者の確保

○事業体別従事者内訳 (単位：人)





## (6) 高性能林業機械

平成30年度の高性能林業機械の保有台数は75台で、県全体の21%を占めている。  
集材機械ではスイングヤーダが多く導入されている。

○高性能林業機械保有台数

(単位:台)

種別	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	タワーヤーダ	スイングヤーダ	その他	計
長野	11	9	20	2	9	4	55
北信	3	3	7	0	7	0	20
計	14	12	27	2	16	4	75

## (7) 林内路網の整備状況

平成30年度末の林道の開設  
総延長は943km、林道密度は  
7m/haで県平均とほぼ同じと  
なっている。

○林道開設概要

区分	全体計画		H30年度末開設状況		
	延長	密度	路線数	延長	密度
千曲川下流	1,523km	12m/ha	367	943km	7m/ha
長野県	8,118km	12m/ha	1,962	4,903km	7m/ha

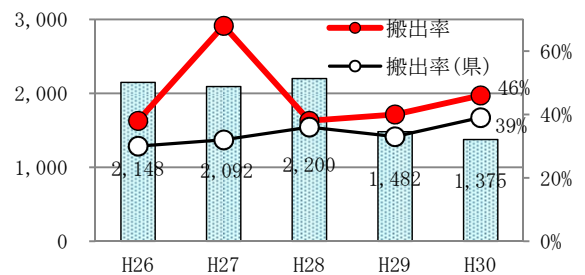
## (8) 間伐

平成30年度の間伐面積は1,375haで、県全体の  
間伐面積の13%に当たる。

間伐材の搬出率は46%で県平均の39%を上  
回り、搬出材積は約48千m<sup>3</sup>となっている。

- 課題**
- ・間伐を要する森林での確実な実施
  - ・間伐材の積極的な搬出

○間伐面積と搬出率の推移 (単位:ha)



注) 搬出率は搬出材積を素材換算した間伐材積で除した数値

## (9) 素材生産、製材品の出荷

国有林を含めた平成29年の素材生産量は105千m<sup>3</sup>で県の18%を占め、内訳は民有林70%、  
国有林30%となっている。樹種別ではスギ60%、次いでカラマツ37%となっている。

製材品の出荷量は80千m<sup>3</sup>で県の24%を占め、樹種別ではスギが41%を占めている。用  
途別ではパルプ・チップが70%を占め、建築用材は10%となっている。

- 課題**
- ・成熟期を迎えた森林資源の活用

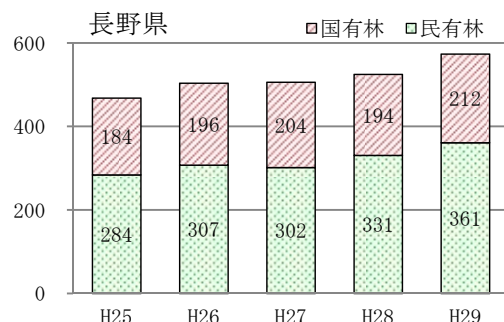
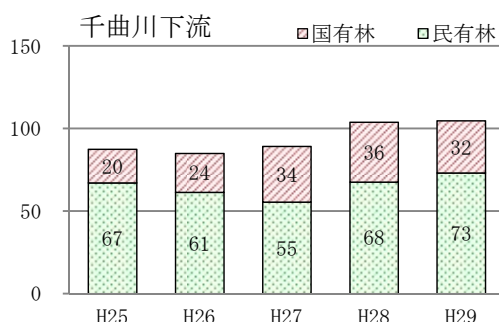
○平成29年度素材生産量

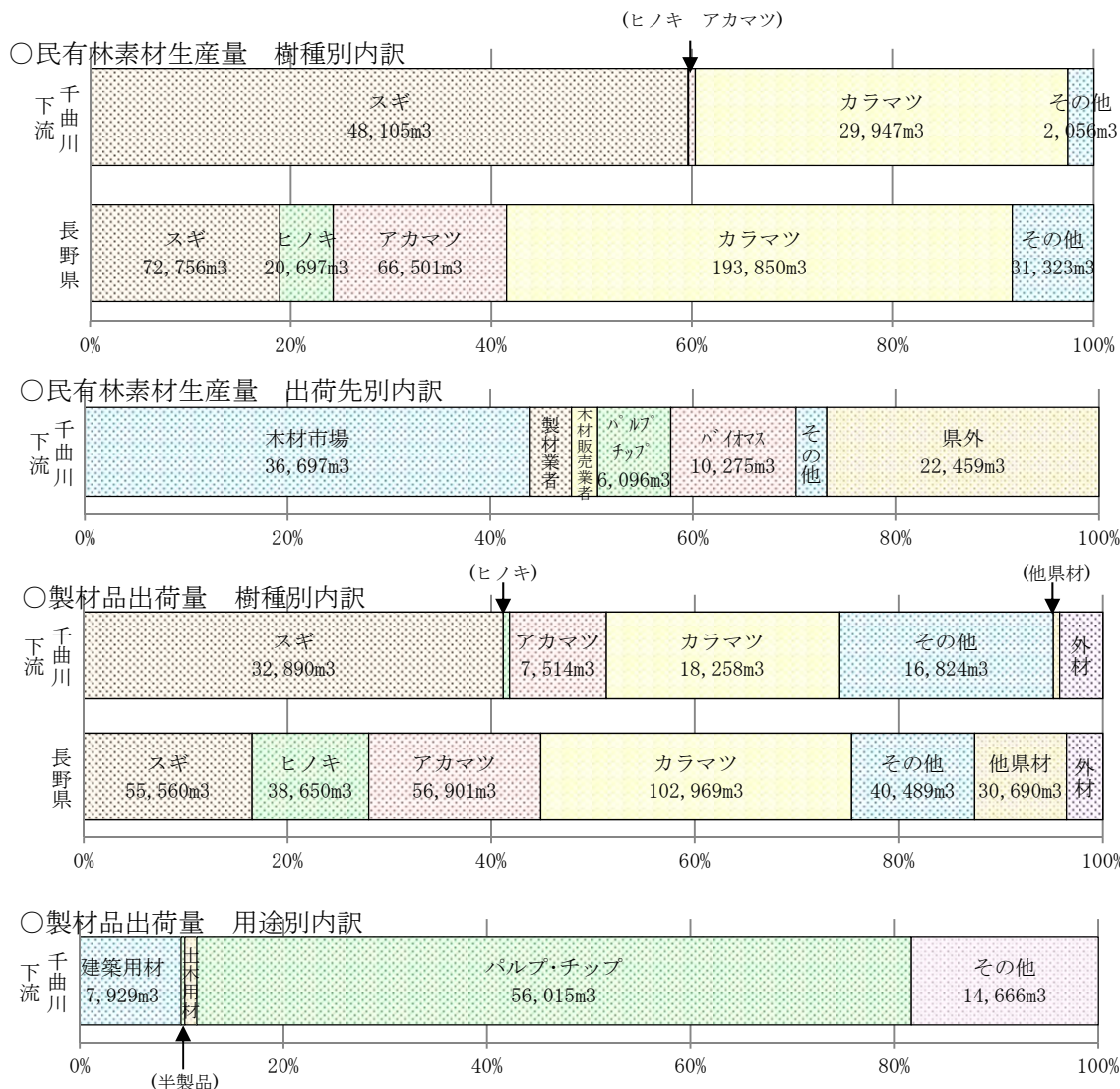
(単位:m<sup>3</sup>)

区分	民有林	国有林	合計	民有林/合計
千曲川下流	73,047	31,566	104,613	70%
県内割合	20%	15%	18%	
長野県	361,040	212,272	573,312	63%

○素材生産量の推移

(単位:千m<sup>3</sup>)





## (10) 木材流通

長野市にある長野県森林組合連合会北信木材センターがスギとカラマツを中心に主に直送により原木を取扱っており、地域の木材の流通拠点となっている。

## (11) 地域材の利用

### ア 木材利用

公共施設の木造・木質化等のほか、住宅建築への助成等を行い、地域材の利用を促進している。

### イ 木質バイオマス利用

長野市では、県内で最初に木質バイオマス発電事業を行った施設が稼働している。また、木質ペレット・木質チップを燃料とするストーブやボイラーの導入を支援しており、温泉施設をはじめ様々な場所で利用されている。

## (12) 特用林産物

きのこや木炭の生産が盛んで、県生産量の半数以上を占める品目も多い。

○平成30年度 主な特用林産物生産状況 (単位 生産量: t)

区分	しいたけ	なめこ	えのきたけ等	山菜類	木炭
生産量	774	1,692	116,909	35	620
県内の割合(%)	47	44	75	55	93

### (13) 林業用苗木

スギ、カラマツ及び広葉樹の苗木が生産されており、スギでは挿し木苗、カラマツでは植栽作業の効率化等に利用が期待されるコンテナ苗木も生産されている。

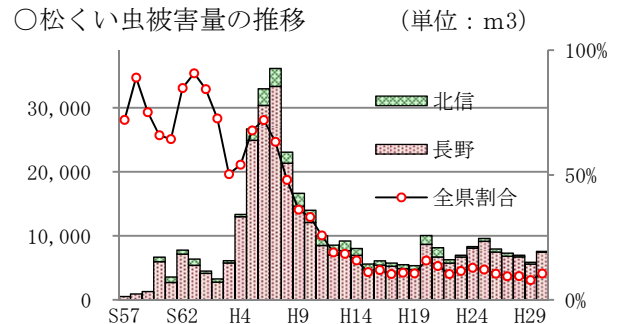
須坂市には県が管理する米子採種園があり、スギやカラマツの種子を供給している。

### (14) 森林病害虫による被害

松くい虫による被害量は横ばい傾向で、平成30年度は7,587m<sup>3</sup>となっている。

被害木の伐倒駆除を主たる防除対策として被害の拡大防止を図っている。

**課題** ・被害地域の拡大防止



### (15) 野生鳥獣による林業被害

平成30年度の被害額は約3,000万円で県全体の12%に当たる。

被害の大半は北信地域におけるツキノワグマによる立木の皮剥ぎとなっている。

### (16) 山地災害の復旧

平成23年の長野県北部地震により栄村等で土石流や山腹崩壊など大規模な災害が発生し、平成29年には飯山市で大規模な山腹崩壊が発生した。

これらの箇所では治山事業による計画的な復旧工事が行われている。

### (17) 保安林の配備状況

令和元年9月時点で31,890haが保安林に指定されている。民有林面積に占める割合は24%で、県平均の34%よりやや低い。

### (18) 企業等による森林づくり

「森林(もり)の里親制度」の契約は平成30年度末時点で24件で、県内外の企業や団体等、様々な主体による森林づくりへの支援や地域との交流が行われている。

### (19) 多様な森林利用

飯山市、信濃町、山ノ内町及び木島平村で森林セラピー基地が認定されているほか、長野と新潟の県境に延びる「信越トレイル」、長野市や飯綱町に整備されたノルディックウォークのコース、「戸隠森林植物園・森林学習館(長野市)」や「なべくら高原・森の家(飯山市)」など、森林と教育、健康、観光などを結び付けた様々な利活用が行われている。

### (20) 森林情報の活用

森林組合や信州大学等が連携し、航空レーザやドローンの写真等を活用して詳細な森林情報を把握し、これらを活用した森林調査や施業の実施、木材の生産情報の共有等を行うなど、作業の効率化と省力化を行う「スマート林業」の推進に取り組んでいる。

注) 図表資料は、「長野県民有林の現況 令和元年9月」、「平成30年度長野県木材統計」のほか、長野県林務部業務資料による。

## 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

### 1 伐採立木材積

#### (1) 前計画の実行結果

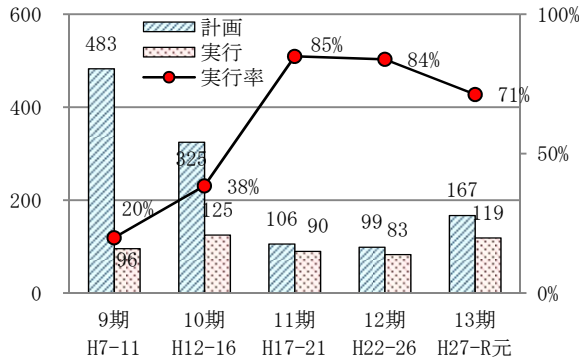
(単位 材積:千m<sup>3</sup>)

総数			主伐			間伐		
計画	実行	実行率	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
1,245	596	48%	167	119	71%	1,087	477	44%

注) 前計画期間はH27～R元年度の5か年分。実行数量のH30、R元年度分は見込値を含む。

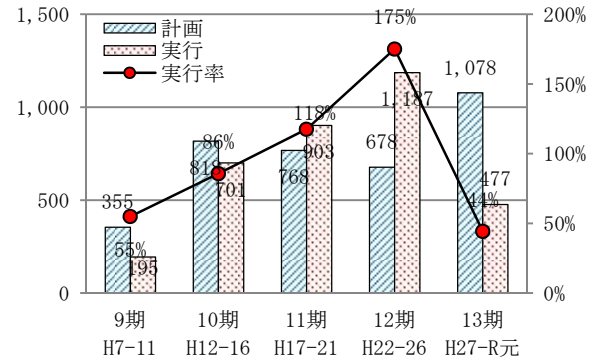
#### ○主伐

(単位 材積:千m<sup>3</sup>)



#### ○間伐

(単位 材積:千m<sup>3</sup>)



#### (2) 評価

再造林経費の確保が困難等の理由から主伐の実行率はほぼ横ばいの状況にある。

間伐材積は前計画に比べ減少しているが、搬出率は県平均を上回っている。

### 2 造林面積

#### (1) 前計画の実行結果

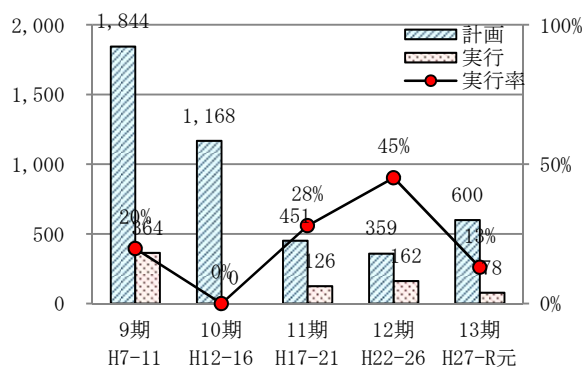
(単位 面積:ha)

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行率	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
950	135	14%	600	78	13%	350	60	17%

注: 1の(1)の(注)に同じ。

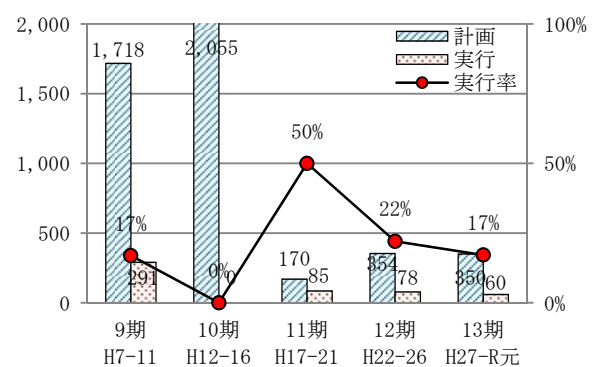
#### ○人工造林

(単位 面積:ha)



#### ○天然更新

(単位 面積:ha)



#### (2) 評価

主伐の傾向に伴い、人工造林及び天然更新ともに横ばいの状況にある。

### 3 林道等（林道、林業専用道）の開設及び拡張の数量

#### (1) 前計画の実行結果

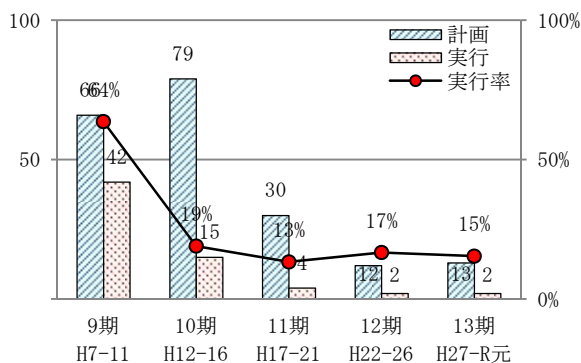
(単位 延長:km)

区分	開設 (新設+改築)			拡張 (改良+舗装)		
	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
延長	13	2	15%	27	2	7%

注) 計画期間の考え方は1 (1)に同じ。

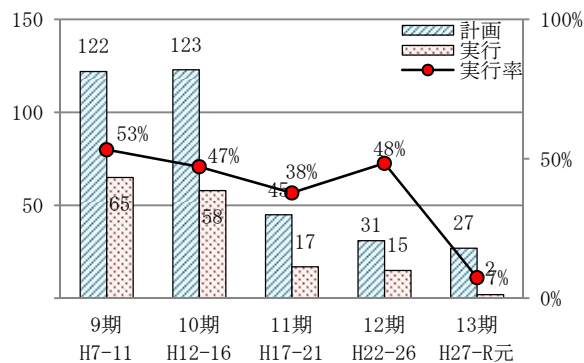
○開設

(単位 延長:km)



○拡張

(単位 延長:km)



#### (2) 評価

地形急峻、地質脆弱な箇所の開設にコストがかかり、計画に対する実行率は低位だが、作業道の開設も行われており路網全体の延長は延びている。

### 4 保安林の指定又は解除の面積

#### (1) 前計画の実行結果

(単位 面積:ha)

種類	指定 R元年度末総面積			解除 H27~R元年度の合計		
	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
総数(実面積)	34,545	31,056	90%	—	1.33	—
水源涵養 <sup>かん</sup>	18,845	18,110	96%	—	0	—
災害防備	13,867	12,865	93%	—	1.27	—
保健風致	1,833	1,706	93%	—	0.06	—

注) 1 : 計画期間の考え方は1 (1)に同じ。

2 : 複数の種類で指定される保安林があるため、内訳と総数は一致しない。

#### (2) 評価

公益的機能の確保が必要な森林において保安林の指定を推進し、おおむね計画どおりに指定が行われている。

### 5 保安施設地区の指定

該当なし

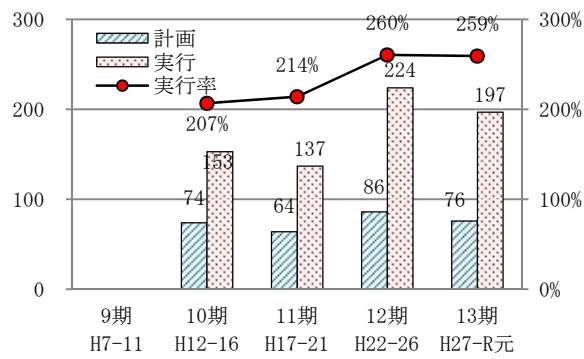
## 6 保安施設事業

### (1) 前計画の実行結果

区 分	計 画	実 行	実行率
治山事業施行地区数	76 箇所	197 箇所	259%

注) 計画期間の考え方は1(1)に同じ。

○治山事業施行地区数 (単位：箇所)



### (2) 評価

近年の災害発生箇所等、緊急性の高い箇所を優先して事業を実施している。

### 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

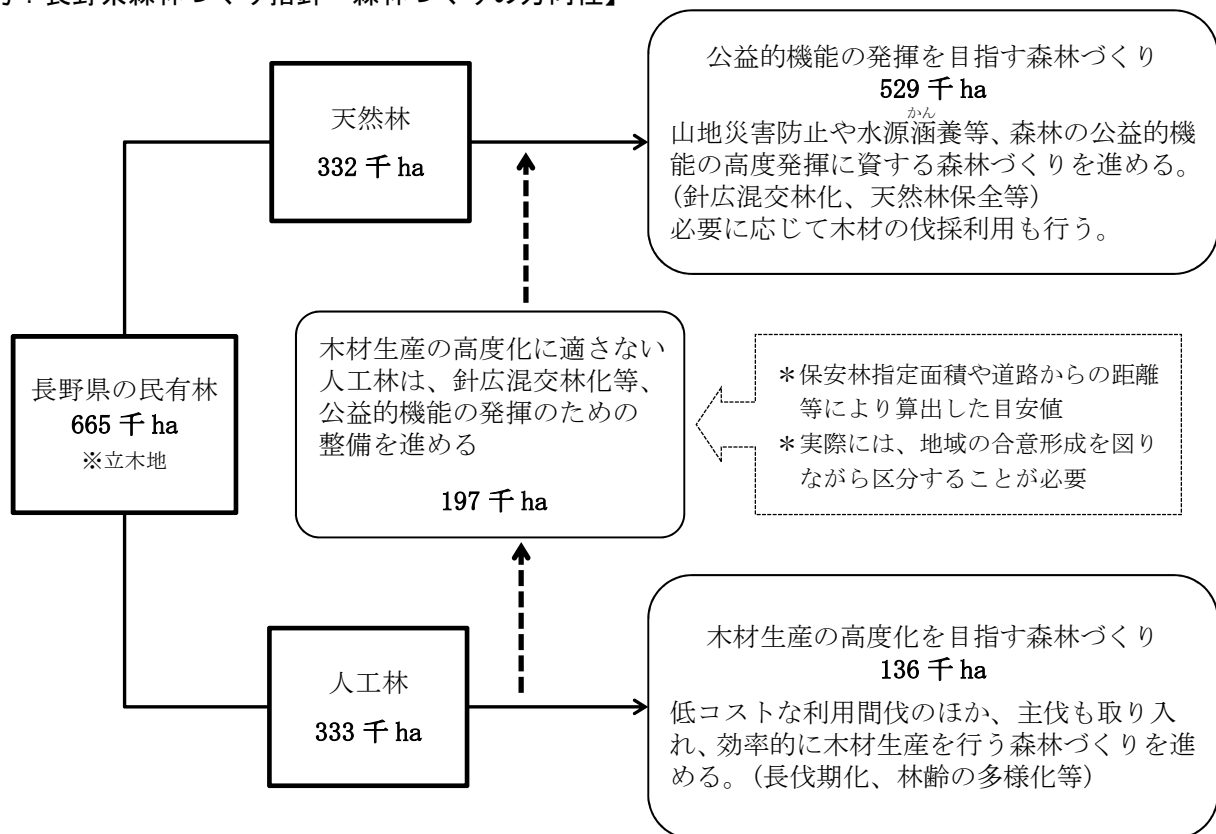
森林が社会全体の共通財産であることを踏まえ、「長野県ふるさとの森林づくり条例」及び条例に基づいて策定された「長野県森林づくり指針」に基づき、森林の持つ多面的な機能が総合的かつ高度に発揮される状態が持続できるよう、森林の整備及び保全を推進する。

特に、「木材生産の高度化をめざす森林」では、公益的な機能に配慮しながら、林内路網等の生産基盤の整備や、低コスト化や生産性向上のための集約化施業を推進する。

また、森林の有する水源涵養、山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林保護等に関する取組を推進する。

計画区の特徴を踏まえ、これを活かした森林整備や木材利用を推進する。

【参考：長野県森林づくり指針 森林づくりの方向性】



以上の基本方針を基に、本計画区における重点事項を「森林づくり指針」の柱に基づいて次のとおり定める。



## 1 みんなの暮らしを守る森林づくり

### (1) 多様な森林整備の推進

#### ア 公益的機能に応じた森林整備

今後の森林づくりに当たっては、重視される機能に応じ、効率的かつ効果的な施業を行う。また、公益的機能別森林の設定等を踏まえ、長伐期施業、複層林施業、針広混交林施業等の施業を推進する。

#### イ 間伐の推進

適期かつ適切な間伐率による間伐を計画的に行う。

また、地域の樹種や地形などに適合した作業システムの導入や路網整備により、生産コストの低減を図り、引き続き間伐材の搬出を促進する。

#### ウ 主伐の促進

木材生産機能の発揮が期待される森林では、持続的な木材生産を目指し、多様な林齢での主伐と再生林を促進し、林齢の平準化を図る。

主伐に当たっては、伐採届出制度の確実な運用等により市町村森林整備計画の遵守を図り、大規模伐採を避け伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採後に更新が確実に図られるか検討して更新方法を定めた上で伐採を行うこととする。

なお、急峻な地形や岩層など更新が困難な森林では、土砂流出等の災害発生を考慮して皆伐を控え、択伐等を行うこととする。

#### エ 適切な更新施業

「皆伐施業後の更新の手引き」（県林務部 H27.3）等に基づいて植栽や天然更新を行い、下刈り等の初期保育や獣害対策の実施等により確実な更新を図ることとする。

また、コンテナ苗の活用や、主伐から地拵え、植栽までを一貫して行う「一貫作業システム」の導入等により更新に係るコストを縮減するほか、植栽地の条件や木材の用途等に応じて適切な植栽本数を選択することとする。

さらに、優良な苗木を確保するため、長期的な需給傾向の把握により計画的な苗木生産の推進と需給調整に努める。

### (2) 森林の保全に向けた取組の強化

#### ア 災害に強い森林づくりの推進

土砂災害防止機能の高度発揮や防災機能の強化が求められる森林については、適切な森林整備や治山施設の整備により災害に強い森林づくりを推進する。

特に、近年の山地災害発生箇所については優先的に復旧を図るほか、全国的に増加している流木災害への対策や、航空レーザ測量の成果を活用した効率的な事前防災対策を進め、県民の安全・安心を確保する。

#### イ 松くい虫被害対策の推進

アカマツ林の保全を図るため、被害木の早期発見と早期駆除のほか、薬剤散布や樹種転換等の予防対策を総合的に組み合わせ、被害の拡大防止に努める。

また、樹種転換により発生するアカマツ材の有効活用を図る。



## ウ 水源地の森林保全

保安林制度、造林、治山事業等の施策を活用して水源涵養機能の高い森林づくりを推進するとともに、水道水源地の森林については、保安林の指定や公有林化等による公的管理を促進し保全に努める。

## エ 森林の開発行為への対応

太陽光発電施設の設置等、森林の開発行為に関しては、伐採届出制度、林地開発許可制度等の法令が遵守されるよう指導を徹底する。

## 2 木を活かした力強い産業づくり

### (1) 林業再生の実現

#### ア 計画区の特性に応じた林業の構築

- (ア) 集約化により効率的な施業や木材生産を行うため、自ら森林の管理を行えない森林所有者から林業事業体への長期施業委託を進める。また、林業事業体や林業普及指導員、市町村等の関係者が連携して森林経営計画の作成等を推進する。
- (イ) 森林資源が充実する中、主伐の促進による生産性の向上や一貫作業システム等の導入による再造林の低コスト化等により確実な更新を図り、資源の持続性を確保する。
- (ウ) 計画区の間伐材の搬出率は県平均を上回っており、引き続き搬出間伐を推進する。  
また、地形条件のほか、バイオマス利用等、地域の特性や用途に適した作業システムの導入を促進するとともに、計画的な施業により高性能林業機械の稼働率を高める。
- (エ) 計画的かつ効率的な施業のため、「長野県林内路網整備指針」に示されているとおり、高性能林業機械による作業システム等に配慮し、林道、林業専用道及び森林作業道の既設及び計画路線を明確にして計画的な路網整備を行う。

#### イ 地域が一体となった取組の推進

森林資源を総合的・持続的に活かす仕組みが構築されるよう、スマート林業の活用等により、森林所有者から木材利用者等までの関係者が一体となった地域全体の連携による効率的な取組を推進する。

## ウ 林業の担い手の育成・活用・確保

- (ア) 上記イのような取組を進める人材の育成と活用を図る。

森林施業プランナー	施業提案書の作成、森林所有者の合意形成、施業実施など、森林づくりを総合的に実行する
森林総合監理士（フォレスター）	市町村森林整備計画の作成や森林経営計画に関する業務を行う市町村を技術面から支援する

- (イ) 森林組合や林業事業体は、長野県林業労働力確保支援センターと連携し、機械化の推進、高度な技術や技能の習得を図り、地域の森林づくりの担い手として組織の体質強化と、次代を担う技術者の育成と確保に努める。

また、就労条件の改善や労働安全対策の推進により新規就労者の雇用と定着を図るとともに、安定した事業量を確保するため、積極的に森林経営計画の作成に取り組むこととし、市町村、

県はこれを支援する。

(ウ) 信州大学農学部や長野県林業大学校、長野県林業総合センター等、教育機関、研究機関の公開講座等を通じて、若手就労者の参入支援や技術の高度化を促進する。

#### エ 民国連携による森林整備の推進

効率的な施業や路網整備を推進するため、国有林と民有林が近接する区域において、施業を一体的に計画する森林共同施業団地の設定を検討する。

### (2) 信州の木の利用促進

#### ア 原木安定供給体制の確立

木材の生産から利用に至る関係者が連携し、安定供給や利活用の仕組みづくりを進める。  
また、県内外の木材加工施設・木質バイオマス発電施設への製材用原木や発電用未利用材の安定供給について、サプライチェーンセンター等による需給調整を図る。

注) サプライチェーンセンター：大ロットの原木需要等に適時適確に対応するために、原木需要者との需給調整を行い、素材生産を担う事業者に対し安定供給調整を行う団体

#### イ 多様な利用及び需要の開拓

地域の主たる森林資源であるスギ、広葉樹を有効に利用するための取組や情報共有を進める。

(ア) 公共建築物木材利用促進法により県及び市町村が定めた県産材・地域材の利用方針に基づき、公共建築物や公共土木工事等における県産材の利用を推進する。

(イ) 林業関係者から工務店まで川上・川下の関係者が連携し、住宅建築や暮らしの様々な場所における県産材の使用を推進する。

(ウ) 良質な県産材製品の安定供給と販路拡大を図るため、信州木材認証製品センターの認証、JASの工場認定の取得及び認証製品の普及を支援する。

(エ) 地域の企業や信州大学、長野県林業総合センター等を中心に産学官が連携し、住宅資材や建築部材等地域材の新たな利用開発を進め、ブランド化や高付加価値化を推進する。

(オ) 地域で取組がある木質チップによる発電・熱利用や、薪や木質ペレットなど木質バイオマスの利用をさらに推進する。

## 3 森林を支える豊かな地域づくり

### (1) 森林の適正な管理の推進

#### ア 管理主体の明確化

適正な森林管理に必要な森林所有者及び地域住民等の合意形成、森林の管理主体の明確化を図る取組を推進する。

また、不在村所有者の増加等に対応するため、森林所有者の情報の整備や森林境界の明確化の取組を支援する。

森林所有者自らが施業を行えない森林については、林業事業者への経営委託により施業の集約を図るほか、現に経営管理が行われていない森林については、平成31年4月から始

また、市町村が仲介となり森林所有者と森林組合や事業体を繋ぐ仕組みである「森林経営管理制度」の活用を検討することとする。

注) 森林経営管理制度: 森林所有者自らが森林の経営管理をできない場合に、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する制度

#### イ 里山の整備・利用

長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」等、地域の人々が里山を自立的・持続的に管理する取組に対して、森林づくり県民税活用事業等により支援を行うとともに、これらの取組を推進する地域の人材や林業士、林業研究グループ等の育成や活動を支援する。

また、景観形成に配慮が必要な森林や、保健休養機能が重視される森林等については、森林づくり県民税等も活用しながら、これらの機能に配慮した整備を推進する。

#### ウ 生物多様性への配慮

森林整備や路網の開設に際しては貴重な動植物の保護に留意するとともに、広葉樹林への誘導や育成、針広混交林の導入等を通じて野生鳥獣の生息環境にも配慮した森林づくりを推進する。

### (2) 森林の多面的な利用の推進

#### ア 森林の多面的機能を活用した地域づくりの推進

ブナ林をはじめとして地域に多い広葉樹林を活かすため、森林セラピー基地や信越トレイルなどの取組を先進事例として、観光、健康、教育など多様な分野での活用を促進し、森林関連産業の活性化を図る。

また、新幹線の延伸等によるアクセスの向上を踏まえ、幅広い層に向けた多様なサービスの提供を支援する。

#### イ 住民参加、NPO、森林ボランティアの活動支援

森林と人のつながりを豊かにするため、住民が主体的に参加する森林づくりの活動を推進する。

また、参加者が知識や技術を修得する機会を設けるとともに、各種イベント等におけるNPOやボランティアの活動機会の提供などの支援を行う。

#### ウ 森林環境教育、木育の推進

次代を担う子供たちが森林づくりや木材利用の重要性を理解できるよう、みどりの少年団活動や学校林活動等の取組を推進する。

また、教職員が森林・林業への理解を深めるよう、指導者研修会等の開催を支援する。

#### エ 上下流や他地域、企業等との連携・交流

森林(もり)の里親促進事業での森林整備などの活動を通じた上下流の連携や交流等の取組、企業等による社会貢献活動としての森林づくりへの協力を支援する。

#### オ 特用林産物等の振興

多くの人々が森林と関わることで里山を健全に保つため、特用林産物の生産を振興し、地域の観光産業等とも連携して産業の創造や地域の活性化を図る。

### (3) 野生鳥獣対策の推進

#### ア 計画的な被害対策の推進

鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、関係部局と連携して適正な被害対策、個体数管理に努める。

#### イ 鳥獣害防止森林区域

市町村森林整備計画において「鳥獣害防止森林区域」及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に係る事項を計画事項とし、鳥獣害防止対策の実施について、森林組合や林業事業体、森林所有者に対して助言や指導を行う。

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積

(単位:ha)

区	分	面	積
長野管内	長野市	41,427	
	須坂市	8,347	
	千曲市	6,908	
	坂城町	3,597	
	小布施町	254	
	高山村	7,548	
	信濃町	5,262	
	飯綱町	3,605	
	小川村	4,216	
	計	81,165	
北信管内	中野市	4,585	
	飯山市	9,735	
	山ノ内町	17,871	
	木島平村	2,543	
	野沢温泉村	3,191	
	栄村	11,294	
	計	49,219	
計画区総数		130,384	

注) 1 森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

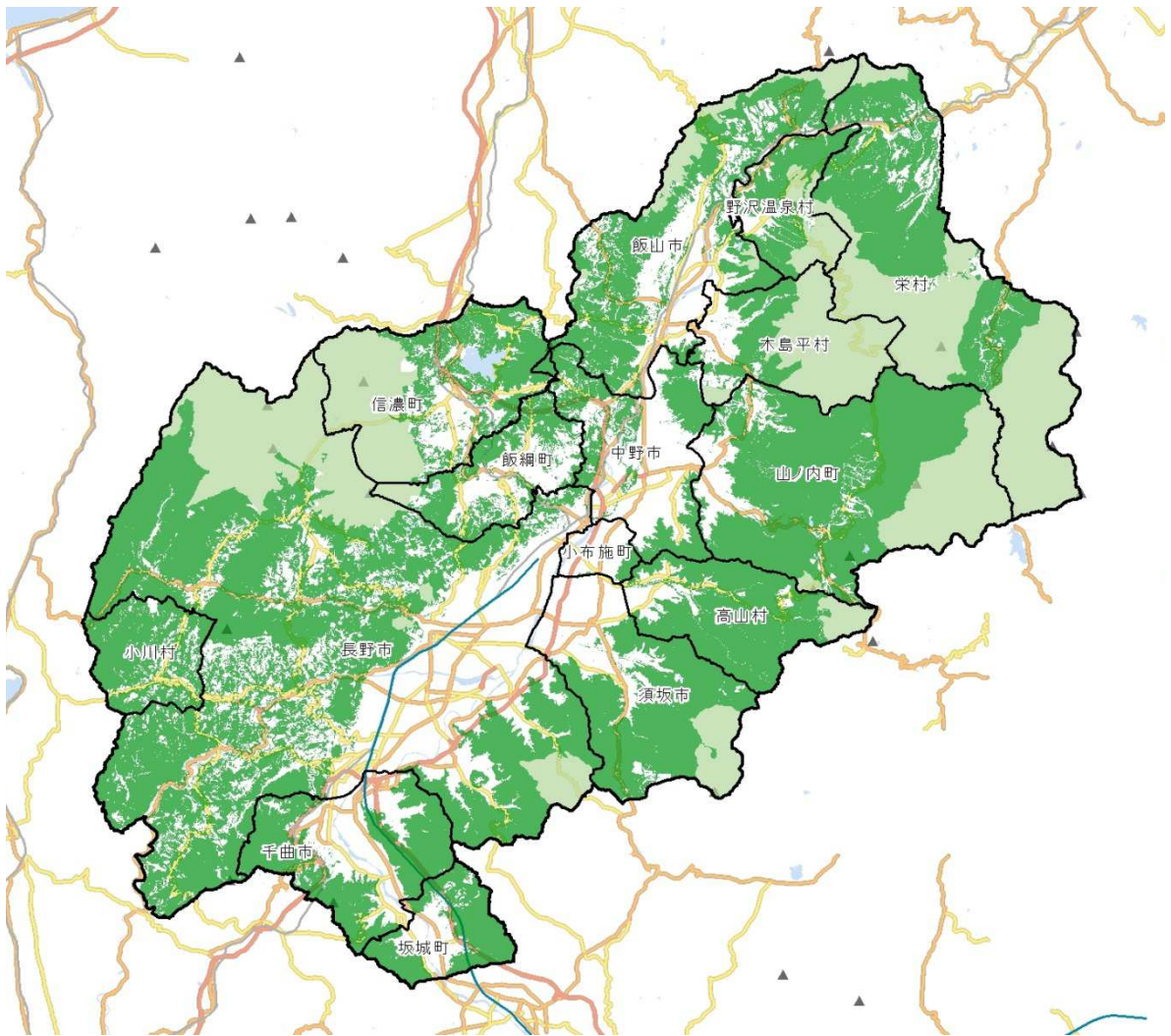
2 森林計画図は、千曲川下流森林計画区に含まれる地域の市役所、町村役場及び長野県林務部森林政策課、長野地域振興局、北信地域振興局において閲覧できる。


3 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。

4 千曲川下流地域森林計画の対象となる民有林(次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)は、次の(1)～(3)までの事項の対象となる。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

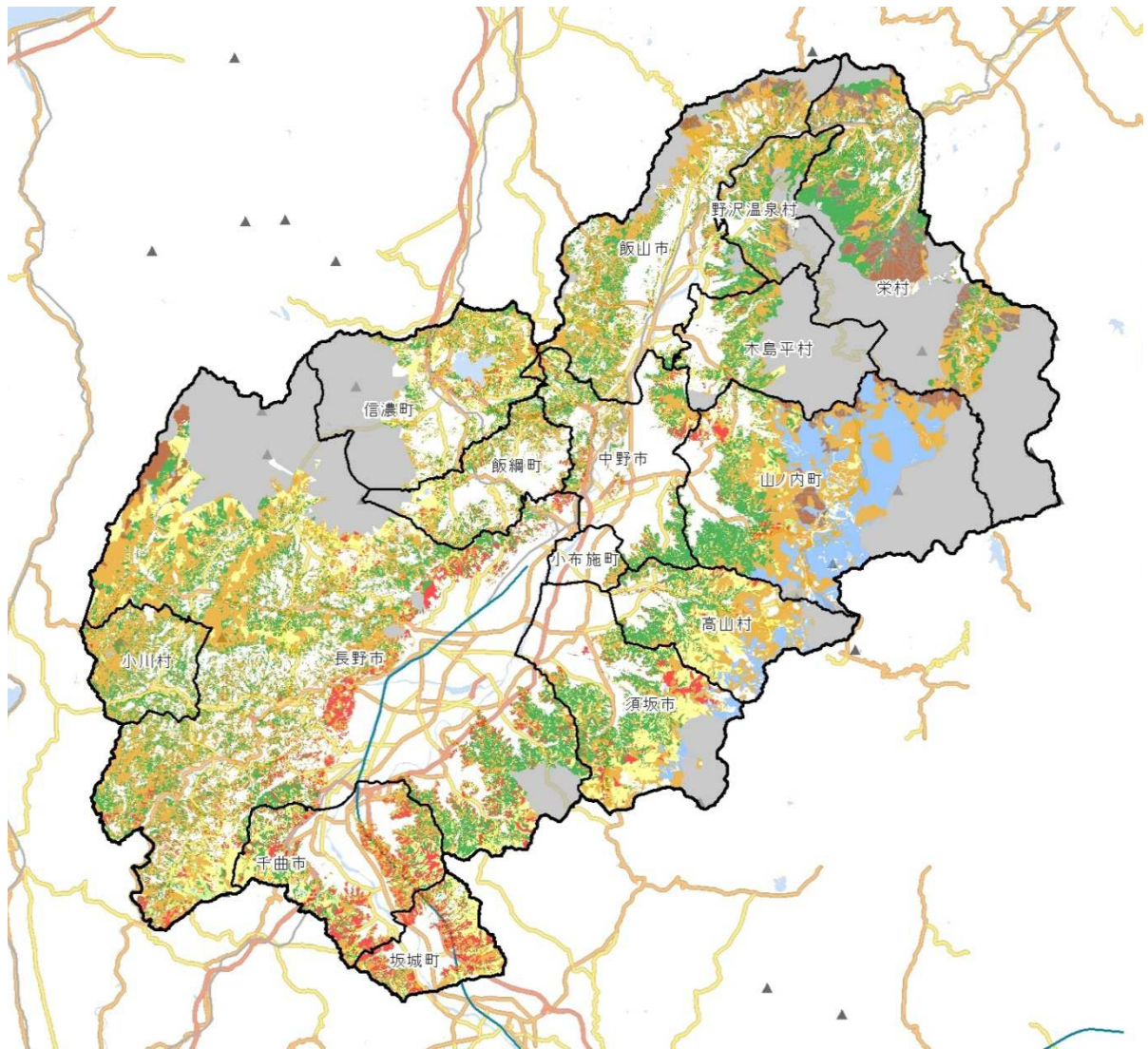
【計画の対象とする森林の区域図】














凡	例
計画の対象とする森林	
国 有 林	



【樹種別の森林分布図】



樹種凡例	
	スギ
	ヒノキ
	サワラ
	アカマツ
	カラマツ
	その他針葉樹
	ブナ
	クヌギ
	ナラ類
	その他広葉樹
	国有林

## 第2 森林の整備及び保全の方針等

### 1 森林の整備及び保全の目標等

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、全国森林計画に定められた「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」、長野県森林づくり指針に則しつつ、計画の大綱の第3に定める「計画樹立に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、(2)に掲げた森林の有する機能ごとの望ましい森林の姿をめざして、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。

#### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

(1)の目標を実現するために、森林の有する多面的機能ごとの基本方針と望ましい森林の姿を表2-1のとおり定めます。

【表2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
水源涵養 <sup>かん</sup>	<p>県民生活に必要な良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とする。</p> <p>① 林内が暗く下層植生の乏しい森林は、林内の光環境の改善による下層植生の生育促進と樹木の根を発達させるため、間伐を実施する。</p> <p>② 健全な森林土壌の維持のため、適切な保育・間伐を実施する。</p> <p>③ 不成績造林地は、植栽により浅根性と深根性の樹種を組み合わせ配置し、森林土壌の粗大空隙を発達促進させる。</p> <p>④ 主伐による裸地は早期に縮小及び分散を図る。</p> <p>なお、水道水源等利水施設の上流の森林は、水源かん養保安林への指定、市町村における公的管理を推進する。</p>	<p>① 粗大孔隙の大きな森林土壌を持つ森林</p> <p>② 階層構造が発達し、他樹種が混交する森林</p> <p>③ 齢級の高い森林</p> <p>④ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林</p>



森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
山地災害防止 /土壌保全	<p>災害に強い県土を形成する観点から、「災害に強い森林づくり指針」（森林の土砂災害防止機能に関する検討委員会編）に即した施業を基本とする。</p> <p>施設整備等が必要な森林は、保安林に指定し治山事業による整備を推進する。</p>	<p>① 根系が広く深く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林</p> <p>② 樹冠が適度にうっ閉している森林</p> <p>③ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林</p> <p>④ 必要に応じ山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>
快適環境形成	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、次の施業を基本とする。</p> <p>① 樹種の多様性を増進する施業</p> <p>② 着葉量を維持するための適切な保育・間伐等</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>	<p>① 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高い森林</p> <p>② 諸被害に対する抵抗性が高い森林</p>
保健・レクリエーション	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、広葉樹等多様な樹種の導入を図る。</p> <p>保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>	<p>① 多様な樹種等からなり、自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林</p> <p>② 必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林</p>
文化	<p>潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を実施する。</p> <p>風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>	<p>① 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林</p> <p>② 必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>
生物多様性保全	<p>森林生態系の不確実性を踏まえ、様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林を目指す。</p> <p>森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>	<p>① 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林</p> <p>② 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p>

<p>木材等生産</p>	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林及び間伐等の森林整備を実施する。</p> <p>その上で、地域の木材集積施設や木材加工施設、信州 F・POWER プロジェクトによる木材加工施設への原木供給体制を整備する。</p> <p>「長野県林内路網整備指針」に基づき、林道や作業路等の整備を積極的に進める。</p>	<p>木材需要側の要望に応えられる、森林経営計画の樹立、路網整備などが進められ、木材の供給体制の整った森林</p>
--------------	--	---

注) 全国森林計画の「第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」と併せたものをそれぞれの方針とします。

## 2 公益的機能別施業森林の整備

森林の有する機能のうち、水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション及び文化の機能を持つ森林を公益的機能別施業森林として以下に定めます。

### (1) 区域域の設定基準

【表2-2】公益的機能別施業森林の区域の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
水源涵養	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 水資源の保全のため森林土壌の涵養能力を維持・増進する必要のある森林を設定する。</li> <li>② 林班単位で設定する。</li> <li>③ 面的に設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 水源かん養保安林</li> <li>② 水道水源保全地区</li> <li>③ 水資源保全地域</li> <li>④ ダム集水区域</li> <li>⑤ 上下流の協力により水源林の整備を行っている森林</li> <li>⑥ 水道水源周辺地域の森林</li> </ul>
山地災害防止/土壌保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特に近年崩壊等災害があった森林、崩壊のおそれのある森林については、積極的に山地災害の防止機能区域の設定を行う。</li> <li>② 林小班単位で設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林などの保安林</li> <li>② 砂防指定地周辺</li> <li>③ 山地災害危険地区</li> <li>④ 山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林</li> <li>⑤ 土壌内に異常な帯水層がある森林山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持つ森林など</li> </ul>
快適環境形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山</li> <li>② 風害等の気象災害を防止する効果が高い森林</li> <li>③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防風保安林</li> <li>② 地域の生活圏に近接する森林</li> </ul>
保健・レクリエーション	<p>県民に憩いと学びの場を提供する森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保健保安林</li> <li>② キャンプ場、森林公園周辺の森林</li> <li>③ 景観として優れた森林</li> <li>④ 特定の樹種の広葉樹を育成する森林</li> </ul>
文化	<p>潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 風致保安林</li> <li>② 都市計画法に規定する風致地区</li> <li>③ 文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林</li> <li>④ 特定の樹種の広葉樹を育成する森林</li> </ul>

## (2) 施業の方法

公益的機能別施業森林の施業は、表2-3、表2-4のとおりです。

【表2-3】公益的機能別施業森林と施業種

施業種	水源涵養	山地災害防止 /土壌保全	快適環境形成	保健・レクリエーション、文化
伐期の延長を推進すべき森林	【表2-2】公益的機能別施業森林の区域の設定基準（以下、「【表2-2】」という。）のとおり。			
長伐期施業を推進すべき森林		適切な配置等により、一部を皆伐しても維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる森林		
		【表2-2】のうち、保安林は、指定施業要件の伐採種を定めない土砂流出防備、干害防備保安林とする。	【表2-2】のとおり。	【表2-2】のうち、保安林は、指定施業要件の伐採種を定めない保健保安林とする。
複層林施業を推進すべき森林		現行複層林であるもしくは複層林として管理予定の森林		
		【表2-2】のとおり。		
択伐による複層林施業を推進すべき森林		特に公益的機能の発揮を図るべき森林で、現行複層林であるもしくは複層林として管理予定の森林		
		【表2-2】のうち、保安林は、指定施業要件が択伐である土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、落石防止保安林とする。	【表2-2】のとおり。	【表2-2】のうち、保安林については、指定施業要件が択伐である保健保安林と風致保安林とする。
特定広葉樹育成施業を推進すべき森林				特に地域独自の景観等の保持が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林
				択伐による複層林施業を推進すべき森林の設定区域と同様。

【表2-4】公益的機能別施業森林の施業の実施基準

機能区分	公益的機能別施業森林区域				
	水源涵養 <sup>かん</sup>	山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化			保健・レクリエーション、文化に限定
施業種	伐期の延長	長伐期施業	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。				
間伐	材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。		単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 $Ry$ が $0.75$ 以下となるよう間伐する。		
主伐	林齢	標準伐期齢＋10年以上	標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢	標準伐期齢以上	
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。		伐採率70%以下の伐採	・天然更新 伐採率30%以下の択伐 ・人工植栽 伐採率40%以下の択伐
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。			
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。			
			標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
			立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。		

注) ・伐採率は、立木材積で計算します。  
 ・期待成立本数：現実林分における樹種別、林齢別の標準的なヘクタール当たり本数。

なお、現に森林病虫害等による被害を受け、皆伐による樹種転換等により周辺森林への被害の拡大を緊急に防止する必要のある山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化機能森林は、市町村森林整備計画において次のとおり定めることを検討します。

- ① 複層林として管理予定の森林として、施業種は、複層林施業とします。
- ② 森林病虫害等の被害拡大防止のため、緊急的に皆伐する場合は、複層林施業の長期の方針を示すこととします。
- ③ 伐採にあたっては、被害木と同じ樹種(複層林にあつては上層木)のみの伐採とし、病虫害等の被害のおそれのない樹種は、更新樹種として伐採しないこととします。
- ④ 土砂流出のおそれがある場合は、筋工等による雨裂の拡大防止を行い、植栽木の定着を図る措置を講じるものとします。



松くい虫による激害地



カシノナガキクイムシによる激害地



カシノナガキクイムシ被害地の更新伐事例

### 3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法

#### (1) 区域の設定基準

【表2-5】木材等生産機能維持増進森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
木材等生産機能維持増進	① 林小班単位で設定する。	① 森林経営計画策定森林 ② 地利級の良い森林 ③ 地位の良い森林 ④ その他木材生産を積極的に行う森林

#### (1) 施業の方法

【表2-6】施業種別の方法

施業種	施業の方法
植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。
間伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主伐	林齢 標準伐期齢以上
	伐採方法 皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積 伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

注) ・伐採率は、立木材積で計算します。

・期待成立本数：現実林分における樹種別、林齢別の標準的なヘクタール当たり本数



#### 4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

伐採計画材積から造林計画面積を算出することとし、伐採後は全て人工植栽又は天然更新としました。また、未立木地へ植栽する計画として算出しました。

育成複層林は、森林の持つ多面的機能が高度発揮されるよう、過去の実績も踏まえ必要な計画量を設定しました。

【表2-7】 森林の区分別の計画量

(単位 面積:ha)

区 分		現 況	計画期末	増 減
面	育成単層林	53,296	53,231	-65
	育成複層林	343	408	+65
積	天然生林	72,988	72,988	0
	計	126,627	126,627	0
森林蓄積(m3/ha)		224	242	+18

現況は、令和元年9月1日現在の数値です。

(注) 1 育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為<sup>※①</sup>により単一の樹冠層が成立・維持される森林。例えば、植栽により成立するスギ、カラマツ、ヒノキ等からなる森林。



育成単層林

2 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、複数の樹冠層<sup>※②</sup>を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。



育成複層林

3 天然生林とは、主として天然力<sup>※③</sup>を活用することにより成立・維持される森林。例えば、天然更新によるミズナラ・ブナ・コメツガ・シラビソ等からなる森林。

※<sup>①</sup>: 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※<sup>②</sup>: 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

※<sup>③</sup>: 「天然力」とは、萌芽や、自然に散布された種子が発芽、生育することを指す。



### 第3 森林の整備

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標等」を踏まえ、森林の整備の方針を以下に定めます。

なお、公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林については、第2の2、3に記載のとおりです。また、立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、市町村森林整備計画における立木の伐採(主伐)を行う際の規範として定めるものです。

#### 1 伐採

##### (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林(人工造林又は天然更新)により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【表 3-1】主伐の区分

区 分	主伐の方法の内容
皆 伐	択伐以外のもの。
択 伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう(伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率)。

【表 3-2】主伐の留意事項

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"><li>① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度(20m以上)の幅を確保する。</li><li>② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</li><li>③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。</li><li>④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。</li><li>⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。</li><li>⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。</li></ul>

皆 伐	<p>① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</p> <p>② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。出来るだけ小面積とするよう計画する。</p> <p>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上(周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。</p> <p>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</p> <p>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。</p> <p style="text-align: center;">河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</p>
択 伐	<p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</p> <p>② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>

**(参考) 伐採方法の区分について**

地域森林計画は、全国森林計画に即して立てる計画と規定されており、伐採方法の区分は、全国森林計画に準じています。

一方、森林学(林学)上の伐採方法の区分は、一般に次の3種に大別されます。

伐採種		伐採方法	更新方法
皆 伐		更新面の林木を全部伐採する。	人工造林 天然下種 萌芽(広葉樹)
漸伐	傘伐	伐採が完了する前に更新が行われる作業。 予備伐、下種伐、後伐により、高木が全て伐採されるときには、稚樹が生えそろうている。	天然下種
	画伐	群状に伐採を行い、漸次拡張して隣接の更新地と連絡するようになって更新を終わる。	天然下種
択 伐		数年おきにその間の生長量だけ伐採し、間断なく更新される。	天然下種 萌芽(広葉樹)

なお、更新とは、主伐の前または後に次代の森林を作ることで、人工造林と天然更新とがあります。また、広葉樹林では、萌芽による更新方法も行われます。

ここで、主伐というのは、間伐に対する言葉であり、林木が目的の大きさに達した時に伐採することをいいます。

(参考図書)「林業実務必携」東京農工大学農学部林学課編

## (2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下記の表のとおり定めます。  
 なお、立木の標準伐期齢は、森林の伐採を義務付けるものではありません。

【表 3-3】樹種ごとの標準伐期齢

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

(参考)長野県民有林の人工林収穫予想表における最終の主伐の林齢の目安(地位級2)

区分	樹種			
	スギ(裏系)	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
林齢	88	78	80	87

注) 林齢は地位級により異なります。また、標準的な施業体系であり長伐期施業のものではありません。

### (3) その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認することとします。

【表 3-4】更新の確認時期と確認者

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	県認定計画は、地域振興局
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	市町村認定計画は、市町村

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出した森林については、造林を完了した日（伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日）から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が義務付けられています。

確認方法は、第3の2 造林の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や市町村の確認調査にあたっては、地域振興局の林業普及指導員等が積極的に技術的な助言、協力を行うこととします。

## 2 造林

造林は、主伐後の適確な更新及び過去の伐採跡地、未立木地等による裸地状態の解消のために行うものであり、人工造林及び天然更新別に次により定めます。

なお、市町村森林整備計画における造林に関する事項は、以下の内容を参考に定めるものとします。

### (1) 人工造林

#### ① 人工造林の対象地【表 3-5】

人工造林対象地	木材生産の適地
	森林の有する多面的機能の発揮が必要な土地
	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

#### ② 人工造林の対象樹種及び植栽本数

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

なお、植栽する樹種を選定にあたっては、事業対象地域に分布、生育する樹種は、土壌条件や傾斜、水分状況等により植栽予定地と周辺とで必ずしも一致するとは限らないので注意が必要です。適地適木的前提に従って、それぞれの環境に適合する樹種を選定することとします。

また、スギ苗の選定については、小花粉スギ等の花粉症対策品種の導入に努めることとします。

対象樹種とその植栽本数は下表を基準とし、植栽地の状況、苗木や品種の特性等を総合的に勘案するとともに、生産目標や森林の多面的機能の維持増進を考慮して適切に定めることとします。

【表 3-6】人工造林樹種及び植栽本数一覧表

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
植栽本数 (ha 当たり)	3,000本	3,000本	3,000本	2,300本	3,000本	3,000本

注) 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚幼樹の発生状況に応じて調整することとする。

#### ③ 人工造林の標準的な植栽方法

##### (ア) 地拵方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮することとします。

##### (イ) 植付方法

気候、その他の自然条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けることとします。なお、近年のニホンジカ等による食害により更新することが困難な箇所も今後発生する恐れがあることから、植栽する場合には獣害防除対策の必要性を検討することとします。

## (ウ) その他

必要に応じてコンテナ苗の活用や、車両系伐採・搬出機械を活用した「伐採と造林の一貫作業システム」の導入などを検討することとします。

### ④ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の早期回復及び森林資源の維持造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において伐採跡地の人工造林をすべき期間は、皆伐による場合は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による場合は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

【表 3-7】

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

## (2) 天然更新

### ① 天然更新の対象地 【表 3-8】

天然更新対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病虫害、野生鳥獣被害地も含む。)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

### ② 天然更新の対象樹種

天然更新のうち、天然下種更新の対象樹種は、林冠を構成する高木性の樹種から選定するものとします。また、ぼう芽更新による場合の対象樹種は、ぼう芽能力の強いものとして選定します。

なお、平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』によれば、ぼう芽更新は、根本直径とぼう芽発生数には強い関連があることが分かっていることから、更新未完了の若齢広葉樹林や根元直径 30 cm 以上、おおむね 80 年生以上の広葉樹林は、ぼう芽更新が困難な森林として扱い、更新確認には特に留意します。

対象樹種は、下表を基準とします。

【表 3-9】天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコシデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)

ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)	クマシデ(カバノキ科)
アカシデ(カバノキ科)	ブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)	カシワ(ブナ科)
クリ(ブナ科)	オヒョウ(ニレ科)	エノキ(ニレ科)
エゾエノキ(ニレ科)	ハルニレ(ニレ科)	ケヤキ(ニレ科)
フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)	ヒロハカツラ(カツラ科)
タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)	ホオノキ(モクレン科)
カスミザクラ(バラ科)	オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)
ウワミズザクラ(バラ科)	イヌザクラ(バラ科)	シウリザクラ(バラ科)
ズミ(バラ科)	アズキナシ(バラ科)	ナナカマド(バラ科)
イヌエンジュ(マメ科)	キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)
ウリハダカエデ(カエデ科)	オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
コミネカエデ(カエデ科)	ミネカエデ(カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)
シナノキ(シナノキ科)	オオバボダイジュ(シナノキ科)	ハリギリ(ウコギ科)
コシアブラ(ウコギ科)	ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)
クマノミズキ(ミズキ科)	リョウブ(リョウブ科)	コバトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)
ヤチダモ(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)	カラマツ(マツ科)
キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)	ウラジロモミ(マツ科)
オオシラビソ(マツ科)	トウヒ(マツ科)	コメツガ(マツ科)
スギ(スギ科)	ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)
ネズコ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)	

(平成20年1月 長野県「災害に強い森林づくり指針」解説を参考としました。長野・北信地域記載樹種)

【表3-10】ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおむねの限界根元直径(参考)
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

注)平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。

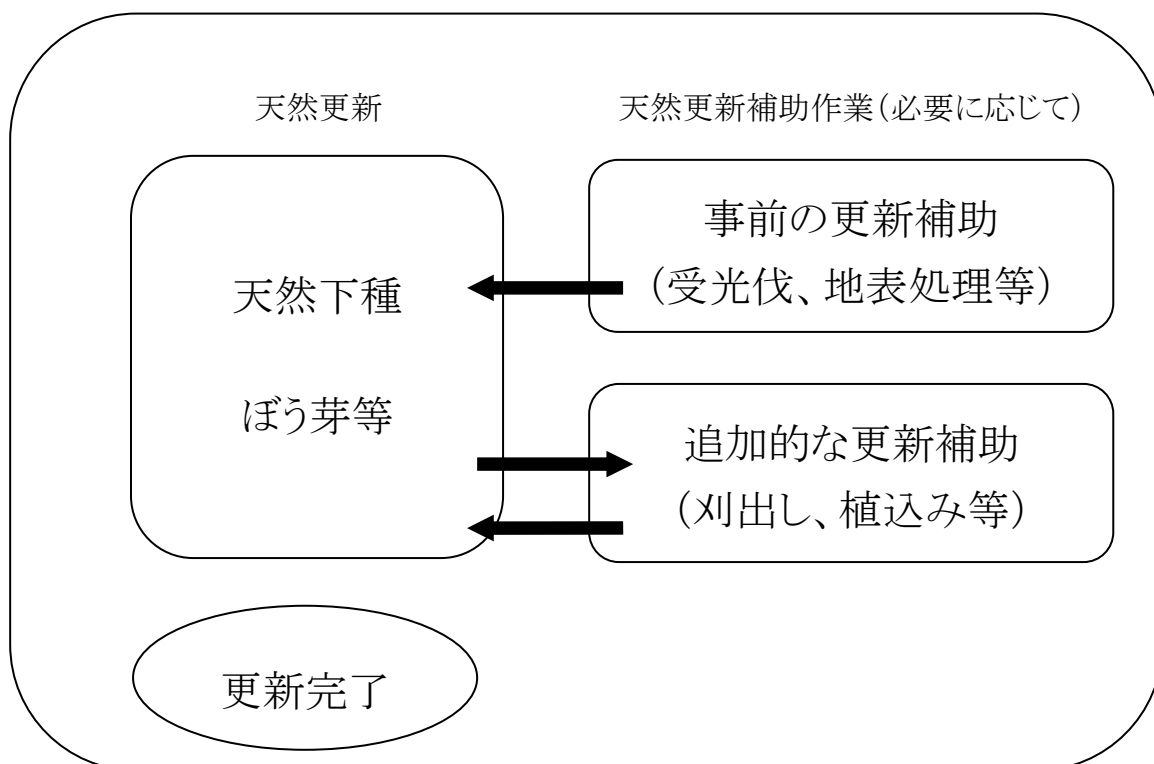
### ③ 天然更新の標準的な方法

天然更新及び天然更新補助作業の標準的な方法を、次のとおり定めます。

【表 3-11】天然更新方法

区分	方法	内 容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新補助作業	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

更新条件が当初の想定と異なり、更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業を実施します。





#### ④ 天然更新の完了判定基準

「更新」とは、第3の1(1) で定めたとおり、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。

天然更新の場合、「再び立木地」となった更新樹種の成立本数(周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限ります。)は、立木度3に相当する本数以上に成立していなければなりません。

ここで、「立木度」とは、次の式で表すものです。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の立木の本数(本/ha)}}{\text{当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数(本/ha)}} \times 10$$

以上のことを踏まえ、天然更新の完了判定基準を次のとおり定めます。

なお、判定の時期は、第3の1(3)の天然更新の確認時期とし、判定者は確認者と同様とします。

【表 3-12】天然更新の完了判定基準表

区分	内 容	備 考
期待成立本数	10,000 本/ha 以上	林野庁が実施した森林資源モニタリング調査の調査結果、広葉樹が優先する林齢5年生の調査プロットの平均成立本数が約10,000本/ha(平均樹高3~4m)であったことから設定。
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上	立木度の計算式より設定(立木度3)
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、表3-10を参考に判断する。	
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業行うか、又は不足本数を人工造林し伐採終了年度の翌年度の初日から7年を経過した日までに判定する。	

注) 期待成立本数は、平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。

【表 3-13】競合植物の草丈及び更新樹種の稚樹高の関係表(3,000 本/ha の場合) (単位:cm)

競合植物の草丈	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
成林に必要な稚樹高	50	80	80	130	150	180	200	230	250	270
競合植物の草丈	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200
成林に必要な稚樹高	290	310	340	340	360	380	400	410	430	450

注) 平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』から引用しました。

## ⑤ 更新調査

### (ア) 更新調査の実施主体

更新調査の実施主体は、第3の1(3)の天然更新の確認者と同様とします。

なお、市町村が行う調査には、地域振興局の林業普及指導員等が積極的に技術的な助言、協力を行うこととします。

### (イ) 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定するものとします。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査も可能とします。

#### a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

#### b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。

なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

#### c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。また、調査位置は、GPS を利用し位置情報を記録し、森林 GIS で管理することを推奨します。

なお、調査記録は、その後の森林管理に役立つものであることから、永年保存とすることを推奨します。

### (ウ) 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

更新調査の結果、更新樹種の成立本数が天然更新すべき立木の本数に満たない場合、確認者は造林者に対して、速やかに植栽または天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、前項に準じて再度の更新調査を行うものとします。

### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

人工林を伐採し天然更新を計画する場合は、近隣の伐採跡地や若齢の造林地における更新樹種の生育状況、人工林の林床に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹林の有無などから天然更新の実施の可否を判断します。その判断の結果、天然更新による森林化が期待できない森林である場合は、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定め、適確な更新を確保します。

ただし、近年のニホンジカ等による食害により更新することが困難な箇所もあることから、植栽する場合には、獣害防除対策の必要性を検討することとします。

なお、市町村森林整備計画においては、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として所在を定めるものとします。

### (4) その他

該当なし

### 3 保育及び間伐

保育及び間伐は、公益的機能別施業森林にあつては、その機能の維持増進のため、木材生産機能維持増進森林にあつては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは、保育の施業種別及び間伐の標準的な方法を定めます。

なお、市町村森林整備計画における保育及び間伐に関する事項は、以下の内容を参考にして定めるものとします。

#### (1) 保育の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、その内容と作業適期を定めます。

【表 3-14】 保育の標準的な方法

施業種	実施時期	実施林齢	回数	内容	対象樹種
下刈り	(1回目) 6月上旬 ～ 7月上旬  (2回目) 7月下旬 ～ 8月下旬	2年生 ～ 10年生	年 1回 ～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。	全樹種
枝打ち	11月 ～ 5月	11年生 ～ 30年生	最大8mまでに必要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。	スギ ヒノキ
除伐	5月 ～ 7月 (9月～3月)	11年生 ～ 25年生	1回 ～ 2回	① 目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 目的樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。	全樹種
つる切り	6月上旬 ～ 7月上旬	11年生 ～ 30年生	必要に応じて 2回 ～ 3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。	全樹種

## (2) 間伐の標準的な方法

次表に示す施業体系を基礎とし、森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。また、個々の現場の状況や樹種に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、選木方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

なお、沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」に従い、マツノマダラカミキリの産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

また、針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、強度の間伐を行うものとします。

【表 3-15】スギ(裏系)の施業体系

区分		間伐回数 (主伐期)						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6		
林齢(年)	地位級Ⅰ	9	13	18	25	34	55	<b>【点状間伐】</b> 1. 立木の形質区分 (1) 良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない成長状態の良好な立木 (2) 並の立木形質及び成長状態に著しい欠点のない立木 (3) 不良な立木、被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、ふたまた木等、形質、成長ともに著しく不良な立木 2. 選木 初回の間伐は前 1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、前 1(2)の立木も対象とする。 3. 立木の配置 間伐率を念頭に置く中で、立木の配置が均等になるように実行する。 <b>【列状間伐】</b> 列状間伐を実行する場合には、1 列伐採、2 列残存を標準とする。	1. 建築用材を主な生産目標とした指標表である。 2. 収量比数(Ry=0.55)を中心とした本数管理であって、「疎仕立」の指標表である。 3. 大径材(胸高直径40cm, 心去角 10.5cm×10.5cm, 4 本以上採材)の生産対象林分は、地位級Ⅰ～Ⅱとする。 4. 現在ある林分をこの指標表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha 当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄の ha 当たり「本数」と比較し、「同値」であればそのまま適用し「多い」場合は本数間伐率を 40% 以内で試算して本表の数字に近似させる。 なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合は、本表によって間伐を実施する。 5. 雪害等を考慮し、形状比を低く保つように配慮する。 6. 材積に係る伐採率が 35% 以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実にであると認められる範囲内で行うものとする。
	地位級Ⅱ	11	15	22	32	45	88		
	地位級Ⅲ	13	19	29	44	78	—		
	地位級Ⅳ	17	25	42	85	—	—		
	地位級Ⅴ	23	39	—	—	—	—		
上層樹高(m)		8.0	11.0	15.0	19.0	23.0	28.0		
胸高直径(cm)	前	11.0	14.5	19.8	25.4	31.7	40.0		
本数(本/ha)	後	2,300	1,700	1,100	750	500	330		
間伐本数(本/ha)		600	600	350	250	170	—		
本数間伐率(%)		26	35	32	33	34	—		
形状比(%)	前	73	76	76	75	73	70		
	後	68	68	69	68	66	—		
収量比数	前	0.55	0.61	0.61	0.61	0.57	0.54		
	後	0.45	0.47	0.49	0.48	0.44	—		
材の主な用途		仮設・建築用材等	建築用材等	柱角等建築用材	柱角・平割・平角等建築用材	建築用材(内装材)(造作材)			
		合板			バイオマス(他の用途に適さない部分に限る。)				

【表 3-16】カラマツの施業体系

区分		間伐回数（主伐期）					間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5		
林齢 (年)	地位級Ⅰ	11	16	24	39	58	<p><b>【点状間伐】</b></p> <p>1. 立木の形質区分</p> <p>(1) 良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない成長状態の良い立木</p> <p>(2) 並の立木形質及び成長状態に著しい欠点のない立木</p> <p>(3) 不良な立木、被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、ふたまた木等、形質、成長ともに著しく不良な立木</p> <p>2. 選木</p> <p>初回の間伐は前 1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、前 1(2)の立木も対象とする。</p> <p>3. 立木の配置</p> <p>間伐率を念頭に置く中で、立木の配置が均等になるように実行する。</p> <p><b>【列状間伐】</b></p> <p>列状間伐を実行する場合には、1 列伐採、2 列残存を標準とする。</p>	<p>1. 建築用材を主な生産目標とした指標表である。</p> <p>2. 収量比数 (Ry=0.65) を中心とした本数管理であって、「中庸仕立」の指針表である。</p> <p>3. 大径材（胸高直径 38cm, 一番玉で心去角 10.5cm×10.5cm, 4 本以上採材）の生産対象林分は、地位級Ⅰ～Ⅱとする。</p> <p>4. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha 当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄の ha 当たり「本数」と比較し、「同値」であればそのまま適用し「多い」場合は本数間伐率を 40% 以内で試算して本表の数字に近似させる。</p> <p>なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合は、本表によって間伐を実施する。</p> <p>5. 地域の状況により密仕立又は疎仕立てを行うおうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を±0.1 の範囲で調整の上実施する。</p> <p>6. 材積に係る伐採率が 35% 以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実に認められる範囲内で行うものとする。</p>
	地位級Ⅱ	13	19	29	50	87		
	地位級Ⅲ	15	23	37	76	—		
	地位級Ⅳ	19	31	53	—	—		
上層樹高(m)		10.0	14.0	19.0	26.0	31.5		
胸高直径 (cm)	前	11.5	16.1	22.1	30.0	38.3		
本数 (本/ha)	後	1,800	1,100	670	420	260		
間伐本数 (本/ha)		700	430	250	160	—		
本数間伐率 (%)		39	39	37	38	—		
形状比 (%)	前	87	87	86	87	82		
	後	77	76	76	76	—		
収量比数	前	0.68	0.71	0.73	0.76	0.72		
	後	0.53	0.56	0.58	0.61	—		
材の主な用途		土木用材等	土木用材等	土木用材. 建築用材等	建築用材等	建築用材 (内装材) (造作材)		
		合板						
バイオマス（他の用途に適さない部分に限る。）								

【表 3-17】アカマツの施業体系

区分		間伐回数 (主伐期)						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6		
林齢(年)	地位級Ⅰ	12	18	24	31	40	54	<p><b>【点状間伐】</b></p> <p>1. 立木の形質区分</p> <p>(1) 良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない成長状態の良好な立木</p> <p>(2) 並の立木形質及び成長状態に著しい欠点のない立木</p> <p>(3) 不良な立木、被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、ふたまた木等、形質、成長ともに著しく不良な立木</p> <p>2. 選木</p> <p>初回の間伐は前 1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、前 1(2)の立木も対象とする。</p> <p>3. 立木の配置</p> <p>間伐率を念頭に置く中で、立木の配置が均等になるように実行する。</p> <p><b>【列状間伐】</b></p> <p>列状間伐を実行する場合には、1 列伐採、2 列残存を標準とする。</p>	<p>1. 建築用材を主な生産目標とした指標表である。</p> <p>2. 収量比数 (Ry=0.80) を中心とした本数管理であって、「やや密仕立」の指針表である。</p> <p>3. 主伐Ⅰでは、枝打ちと並行して長さ 4m~5m、末口 18cm(皮付胸高直径 23cm)の桁材等を生産目標とする。</p> <p>4. 主伐Ⅲでは、長さ 4m~5m、12cm×24cm 角(皮付胸高直径約 34cm)の梁材等を生産目標とする。</p> <p>5. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha 当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄の ha 当たり「本数」と比較し、「同値」であればそのまま適用し「多い」場合は本数間伐率を 33%以内で試算して本表の数字に近似させる。</p> <p>なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合は、本表によって間伐を実施する。</p> <p>6. 地域の状況により中庸仕立又は疎仕立を行うおとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を-0.2の範囲で調整の上実施する。</p> <p>7. 材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。</p>
	地位級Ⅱ	14	21	28	37	51	80		
	地位級Ⅲ	15	24	33	47	75	—		
	地位級Ⅳ	18	29	43	69	—	—		
	地位級Ⅴ	21	38	64	—	—	—		
上層樹高(m)		8.0	12.0	15.0	18.0	21.0	24.0		
胸高直径(cm)	前	10.1	14.8	19.1	23.6	28.3	33.5		
本数(本/ha)	後	2,400	1,600	1,100	800	600	450		
間伐本数(本/ha)		800	500	300	200	150	—		
本数間伐率(%)		33	31	27	25	25	—		
形状比(%)	前	78	81	78	76	74	72		
	後	69	70	69	68	67	—		
収量比数	前	0.67	0.78	0.80	0.82	0.83	0.83		
	後	0.56	0.70	0.73	0.76	0.77	—		
材の主な用途		土木用材等	土木用材等	建築用材等	桁等建築用材	桁・梁等建築用材	桁・梁等建築用材		
		合板							
		バイオマス (他の用途に適さない部分に限る。)							

【表 3-18】ヒノキの施業体系

区分		間伐回数 (主伐期)						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6		
林齢(年)	地位級Ⅰ	15	19	24	31	39	52	<p>【点状間伐】</p> <p>1. 立木の形質区分</p> <p>(1) 良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない成長状態の良い立木</p> <p>(2) 並の立木形質及び成長状態に著しい欠点のない立木</p> <p>(3) 不良な立木、被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、ふたまた木等、形質、成長ともに著しく不良な立木</p> <p>2. 選木</p> <p>初回の間伐は前 1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、前 1(2)の立木も対象とする。</p> <p>3. 立木の配置</p> <p>間伐率を念頭に置く中で、立木の配置が均等になるように実行する。</p> <p>【列状間伐】</p> <p>列状間伐を実行する場合には、1 列伐採、2 列残存を標準とする。</p>	<p>1. 建築用材を主な生産目標とした指標表である。</p> <p>2. 収量比数 (Ry=0.70) を中心とした本数管理であって、「中庸仕立」の指針表である。</p> <p>3. 主伐Ⅰでは、枝打ちと並行して四面無節、心持正角一本取りとし胸高直径 20cm~23cm とする。</p> <p>4. 主伐Ⅲでは、二面無節、正角四本取りとし、胸高直径は約 30cm とする。</p> <p>5. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha 当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄の ha 当たり「本数」と比較し、「同値」であればそのまま適用し「多い」場合は本数間伐率を 33% 以内で試算して本表の数字に近似させる。</p> <p>なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合は、本表によって間伐を実施する。</p> <p>6. 地域の状況により密仕立又は疎仕立を行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を±0.1 の範囲で調整の上実施する。</p> <p>7. 材積に係る伐採率が 35% 以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。</p>
	地位級Ⅱ	16	22	28	37	50	78		
	地位級Ⅲ	19	25	35	49	80	—		
	地位級Ⅳ	22	31	47	67	—	—		
	地位級Ⅴ	27	44	85	—	—	—		
上層樹高(m)		8.0	11.0	14.0	17.0	20.0	23.0		
胸高直径(cm)	前	11.7	14.9	18.1	22.3	25.7	29.8		
本数(本/ha)	後	2,700	2,000	1,500	1,000	800	600		
間伐本数(本/ha)		700	500	500	200	200	—		
本数間伐率(%)		26	25	33	20	25	—		
形状比(%)	前	69	73	77	77	78	78		
	後	64	68	68	72	72	—		
収量比数	前	0.60	0.68	0.73	0.73	0.74	0.74		
	後	0.51	0.59	0.61	0.66	0.66	—		
材の主な用途		仮設、建築用材等	建築用材等	平割板等	柱角・平角等建築用材	柱角 平割等 建築用材 (内装材) (造作材)			
		合板							
バイオマス (他の用途に適さない部分に限る。)									



## 4 林道等路網の整備

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

長野県の林道等路網の整備は、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとし、『長野県林内路網整備指針(平成24年2月長野県林内路網整備指針検討委員会編)』に準拠し推進します。

【表 3-19】林道等林内路網の種類

区 分		内 容	規格・構造
車 道	林 道	一般車両の走行を想定する。 林道台帳に登載し、市町村等が管理する。 (県有林内は、県で管理。)	林道規程
	林業専用道	主として森林施業用の車両の走行を想定する。 林道台帳に登載し、市町村等が管理する。 (県有林内は、県で管理。)	林道規程 長野県林業専用道作設指針
森林作業道		集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する。	長野県森林作業道作設指針 長野県森林作業道作設マニュアル



森林作業道(北信)



森林作業道(長野)

なお、基幹路網の現状は、次のとおりです。

【表 3-20】林道等林内路網の種類

区 分	路線数	延 長
基幹路網(林道、林業専用道)	367 路線	943km (1,997km)
うち林業専用道	2 路線	4km
森林作業道	—	684km

注) 1 平成30年度末現在の集計です。

2 ( )内は、林内公道を含んだ数字です。

### (2) 効率的な森林施業を推進するための作業システムの基本的な考え方と路網密度の水準

『長野県林内路網整備指針』で示すとおり、地形等の状況によって導入システムと路網の組み合わせを検討し、安全で効率的なシステムを採用する必要があります。また、間伐は、森林資源が成熟してきていることから、木材の搬出を主体に考えた搬出作業システムを計画していく必要があります。

なお、千曲川下流計画区ではこれまで、緩傾斜地では車両系による集材が、中傾斜地ではスイングヤード等の簡易架線系による集材が主でしたが、今後は奥地や急傾斜地での作業の増加が想定されますので、大型架線系との組み合わせも検討していく必要があります。

また、主伐を計画する場合は、その後の更新作業の効率性も勘案した路網配置を検討していく必要があります。

以下、長野県の搬出作業システムの適用例と路網整備の水準を示します。

【表 3-21】作業システムの適用例

区分	作業システム	最大到達距離		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	造材(玉切り)	集運材(運搬)
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	150m～ 200m	30m～ 75m	ハーベスタ (チェーンソー)	グラップル (ウインチ)	ハーベスタ (プロセッサ)	フォワーダ トラック
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	200m～ 300m	40m～ 100m	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	ハーベスタ プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100m～ 300m	チェーンソー	スイングヤーダ (タワーヤーダ)	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	300m～ 500m	50m～ 125m	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150m～ 500m	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ 短距離簡易架線	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 35° ～	架線系	500m～ 1,500m	500m～ 1500m	チェーンソー	タワーヤーダ 大型架線	プロセッサ	トラック

伐倒



チェーンソーによる伐倒



ハーベスタによる伐倒

木寄せ



ハーベスタによる直取



グラップル木寄せ



テレスコピック(伸縮)タイプのグラップル



トラクタ木寄せタイプ



スイングヤーダ



タワーヤーダ

造材



プロセッサ



運搬



フォワーダ



システムの一例



スイングヤーダ木寄せによる架線系システム



グラップル木寄せによる車両系システム

【表 3-22】効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

(単位:m/ha)

区分	作業システム	基幹路網			細部路網	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0~15° 未満	車両系	15~20	20~30	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 15~30° 未満	車両系	15~20	10~20	25~40	50~160	75~200
	架線系				0~35	25~75
急傾斜地 30~35° 未満	車両系	15~20	0~5	15~25	45~125	60~150
	架線系				0~25	15~50
急峻地 35° ~	架線系	5~15	—	5~15	—	5~15

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

『長野県林内路網整備指針』11 頁の「施業団地の設定」に即し、短期間の伐採・搬出だけを想定するのではなく、森林の状況に応じて、目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業が推進できるよう区域の設定を行います。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備を推進する路網整備等推進区域に設定することを基本とします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

長野県内の路網整備に当たっては、適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき路網づくりを行うこととします。

【表 3-23】路網の規格・構造の根拠

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年4月1日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年9月 24 日 22 林整第 602 号林野庁長官通知
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日 林整第 656 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年8月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当なし

## 5 森林施業の合理化等

県、市町村、森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ、以下の事項について、計画的かつ総合的に推進します。

また、国有林と民有林が隣接する地域では、北信森林管理署と情報交換を密に行い、効率的で一体となった民国連携による森林施業団地の設定を進めます。

### (1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

木材生産機能の高度化を目指す森林においては、森林施業の集約化を進めます。

また、森林所有者等へ向けた森林施業の集約化への働きかけを県、市町村、森林組合等林業事業体が協力し、地域と一体となって行い、地域の森林・林業を良くしていく機運につなげていきます。

特に、小規模な面積の森林所有者等に対しては、長期の施業等の委託が円滑に進むよう施業内容やコストを明示し、森林施業の共同実施による利点を確実に伝えます。そのような提案型施業の実施は、森林所有者等の森林・林業への関心を喚起することにもなるため、積極的に促進します。

また、団地化した森林は、確実に森林経営計画を立て、持続的な森林経営を推進します。

### (2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

上記の取組に加え、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

また、森林経営管理制度の運用については、市町村の約9割以上で人員及び専門的な人材が不足しており、事務的負担の増加が懸念される状況にあることから、県では林務部内に森林経営管理支援センターを令和元年度から開設し、市町村担当者向けの研修会や森林GIS等の活用による事務の効率化のための支援を行い森林経営管理制度の円滑な導入を促進します。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や長野県林業労働力確保支援センター((一財)長野県林業労働財団)の企画する研修への積極的な参加を促進します。

特に若い世代の就業者の割合が増加してきている中、森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県、市町村、林業労働力確保支援センター、森林組合等林業事業体、信州大学農学部、林業大学校など関係機関が連携し、世代交代に伴う若い就業者の技術力の向上や熟練者の技術継承などを支援します。

また、林業が水源の涵養<sup>かん</sup>や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、新規就業者の確保に努めるとともに、Uターン、Iターン者等による新規林業従事者の定住促進を図るため、地域内で馴染めるよう生活環境の整備に努めるものとしします。

そのために、森林組合等林業事業体は経営方針を明確にし、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとしします。

なお、雇用関係の明確化を図るためには、雇入れの主体を明確にすることが必要であり、このため雇入時に事業主の氏名、名称又は雇用期間等を記した雇入通知書の交付に努めるよう普及啓発を行います。

また、退職金掛金、蜂アレルギー検査及び振動病特殊検診の補助及び就業促進資金の貸付により、就業条件の整備を図るとともに、年間就業日数が、60日以上210日未満に区分される就業者の通年雇用化を促進します。

【表 3-24】令和元年度の林業従事者支援に関する事業

事業名	事業内容	事業主体
緑の雇用現場 技能者育成推進	林業就業に必要な基本的な知識・技能から、担当する現場の効率的な運営・管理を行うのに必要な知識・技能にいたるまで、経験年数に応じた段階的な研修	長野県林業 労働力確保 支援センタ ー
高性能林業機械 オペレータ養成	高性能林業機械の構造等の基礎知識、保守点検手法等の習得、安全作業の実技研修等（20名）	
林業就業支援	県が定める森林・林業等の研修機関（林業大学校）で研修を受けている若者を対象に、学業等への専念を促すための生活維持に必要な資金の一部を給付 ① 研修期間：1年以上かつ12,000時間以上 ② 就業責務：研修後、林業に関わる業務に就業し、一定期間を継続	県
林業士等養成	それぞれの地域で中核となる人材の育成のため、森林・林業に関する知識・技術等の習得を目的とした研修会の開催（30名）	

### (3) 作業システムの高度化

当計画区における高性能林業機械の保有は、平成25年度の72台から、平成29年度では81台となり、9台増加しました。引き続き、高性能林業機械の導入を支援するとともに、今後、急傾斜地での整備も進める必要があることから、将来の稼働率も考慮しつつ、架線系の高性能林業機械の導入の検討も進めます。

### (4) 流通・加工体制の整備

当計画区の製材品出荷量80千m<sup>3</sup>のうち、パルプ・チップが59千m<sup>3</sup>で、7割を占めています。これまでに計画区内に木質チップ利用施設が整備されてきたほか、今後も県内において新たな木質バイオマス利用施設の設置によるチップ用材の増加が見込まれます。

このような多様な需要に対し、関係者が一体となって、生産体制から流通体制まで、用途に応じた安定的な原木の供給体制の構築を進めます。

さらに、森林経営計画の策定により、森林の施業及び保護が継続的に実施されることや、FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の活用など効果が期待できることから、森林経営計画の策定を促進します。

一方で、原木の市場価格は長期的に低迷しているため、木製品の品質の向上を図り、建築物等への県産材を促進するとともに、木育等による木材利用の普及や産学官連携により新たな木材の利用開発を進め、木材の需要拡大に努めます。

【表 3-25】再生可能エネルギーの固定価格買取し度の調達価格の区分(参考)

価格区分	調達価格	対象
間伐材等由来の 木質バイオマス	2,000 KWh 以上 32 円/KWh	間伐材のほか、森林経営計画対象森林や保安林、国有林 野施業実施計画森林等から、森林に関する法令に基づき適 切に設定された施業規範に従い伐採、生産された木材。
	2,000 KWh 未満 40 円/KWh	
一般木質 バイオマス	10,000kwh 以上 入札により決定 10,000kwh 未満 24 円/KWh	輸入木質バイオマスや製材等残材などでガイドライン に基づく由来の証明が可能であり、間伐等由来の木質バイ オマスに区分されない木質バイオマスが対象。
建設資材廃棄物	13 円/KWh	建設資材廃棄物のほか、ガイドラインに基づいた由来の 証明がなされていない木質バイオマスが対象。

注) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める  
件」(平成 29 年 3 月 14 日経済産業省告示第 35 号、最終改正平成 29 年 8 月 31 日経済産業省告示第 204 号  
から引用(消費税抜き価格))

【表 3-26】松くい虫等の病虫害被害木の価格適用(参考)

価格区分	調達価格	対象
間伐材等由来の 木質バイオマス	2,000 KWh 以上 32 円/KWh	(森林経営計画対象森林や保安林等から伐採・搬出された 木材) 被害木であっても、森林施業の一環として通常の伐採の 後に搬出され、本ガイドラインに基づき「間伐材等由来の 木質バイオマス」として証明されたものは、適切に設定さ れた施業規範等に従って伐採、生産されたと言えるため、 間伐材等由来の木質バイオマスの価格を適用。
	2,000 KWh 未満 40 円/KWh	
一般木質 バイオマス	10,000kwh 以上 入札により決定 10,000kwh 未満 24 円/KWh	(市町村等公的機関が実施する被害木の伐採・搬出) 施業規範に従って伐採、生産されているわけではなく、 防災や被害のまん延防止の観点から行われていることか ら、本ガイドラインに基づき「一般木質バイオマス」とし て証明された場合は左記の価格を適用。

注) 引用について表 3-25 と同様。

## 6 その他

NPO、森林ボランティアなどによる森林整備活動を支援するとともに、企業等による森林整備への協力を得るための情報発信や森林整備活動を支援するなど、多様な主体による森林づくりを進めます。

また、みどりの少年団活動など、森林環境教育を推進し、青少年の森林を守り育てる意識を養います。

併せて、きのこや山菜等の特用林産物の生産振興や、グリーン・ツーリズムなどの自然体験活動や森林の癒し機能を活かした森林セラピー<sup>®</sup>等への支援により、森林資源・森林空間の有効活用を図り、より活気のある地域づくりを進めるとともに、森林整備の推進と相まって地域の雇用を地域で創出することにつながります。



## 第4 森林の保全

### 1 森林の土地の保全

#### (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 県は、保安林制度、林地開発許可制度などの法令の基準を遵守するよう指導を徹底します。

イ 市町村は、伐採届による小規模林地開発の案件に対しては、林地開発許可基準に準じた計画とするよう指導します。

ウ 土地の形質の変更をしようとする者は、森林の持つ公益的機能に配慮し、最小限の形質変更に努めるものとします。

#### (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

区分	水源の涵(かん)養	土砂の流出崩壊防止	総数
計画区総数	21,842	58,321	80,163

#### 【市町村別一覧表】

(単位 面積 : ha)

区分	森林の所在 (林小班)	面積	留意すべき事項	備考
長野 長野市	33-に、75-い、ろ、は、77-い、109-い、ろ、は、に、ほ、へ、110-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、241-は、242-は、に、245-ろ、294-に、298-ろ、は、に、ち、り、1007-ろ、に、ほ、へ、1008-ほ、1012-い、ろ、1016-い、ろ、は、に、ほ、へ、1018-ろ、は、に、ほ、1050-い、ろ、は、に、ほ、へ、1051-ほ、1053-ろ、は、に、1054-い、ろ、は、に、ほ、1055-い、ろ、は、に、1056-い、ろ、へ、1061-い、3040-い、ろ、は、に、3041-い、ろ、は、に、ほ、3073-は、3075-い、3076-い、ろ、は、3077-い、ろ、は、3078-い、ろ、3079-ろ、に、ほ、へ、3080-い、3085-は、に、ほ、3087-は、に、3089-に、ほ、3092-ろ、は、に、ほ、3093-い、ろ、3094-い、ほ、3095-い、は、に、ほ、ち、3098-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4001-い、ろ、は、4002-い、ろ、は、ほ、へ、4003-い、ろ、は、に、4004-い、ろ、は、に、ほ、4005-い、ろ、は、に、ほ、4006-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4008-い、ろ、は、に、ほ、へ、4009-い、ろ、は、に、ほ、へ、4010-い、ろ、は、に、ほ、4011-い、ろ、は、に、ほ、4012-い、ろ、は、に、ほ、へ、4013-い、は、に、ほ、4014-い、ろ、は、4015-い、ろ、は、に、ほ、へ、4016-い、ろ、は、に、ほ、4017-い、ろ、は、に、ほ、4018-い、ろ、は、4019-い、ろ、は、に、4020-い、ろ、は、に、4021-い、ろ、は、に、ほ、4022-い、ろ、は、に、4023-い、ろ、4024-い、4025-い、4027-は、4028-は、4034-に、4035-い、4036-い、ろ、は、4039-い、4040-は、4043-は、4044-い、ろ、は、に、4045-い、ろ、は、ほ、4051-ろ、4052-は、に、ほ、4053-い、ろ、は、に、ほ、へ、4054-い、ろ、は、に、ほ、へ、4055-い、ろ、は、に、ほ、4056-い、ろ、は、4057-い、ろ、は、4058-い、ろ、4059-い、ろ、は、に、4060-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4061-い、ろ、は、に、ほ、4062-い、ろ、は、に、4064-ろ、4065-い、ろ、は、4066-い、ろ、は、4074-い、ろ、は、4075-い、ろ、4076-い、ろ、は、4077-い、4082-い、ろ、は、に、4083-い、4085-ろ、は、4086-い、は、に、ほ、へ、と、ち、4087-へ、4088-い、ろ、は、に、4089-い、ろ、4090-い、ろ、は、に、ほ、へ、4091-い、ろ、は、に、ほ、へ、4094-ろ、は、4104-い、ろ、は、4105-ろ、は、に、ほ、へ、4106-い、ろ、は、に、4107-は、4108-い、ろ、は、ほ、4117-に、4118-に、6026-は、に、ほ、へ、6027-い、ろ、は、6028-は、に、6031-い、ろ、は、に	5,450.75	水源の涵(かん)養	水かん



区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
	26-い、ろ、27-ろ、28-に、31-は、に、40-い、 45-ほ、57-に、59-い、60-ろ、62-ろ、に、63- は、に、65-い、ろ、は、に、ぬ、66-ろ、は、67- い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、68-い、ろ、は、 に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、69-い、70- い、ろ、は、に、71-い、は、72-い、ろ、74-ろ、 78-ろ、81-ほ、82-い、ろ、84-い、ろ、85-は、 90-は、に、91-へ、92-と、93-い、94-い、ろ、 95-い、97-へ、98-い、100-い、は、ほ、104-い、 109-ろ、112-は、113-ろ、は、に、114-い、115- ろ、116-ろ、は、に、117-い、ろ、119-い、ろ、 は、に、120-い、ろ、121-い、ろ、122-い、は、 123-ろ、130-い、ろ、は、に、131-い、ろ、は、 132-に、133-い、ろ、に、へ、と、142-は、143- い、153-ろ、158-ろ、は、159-い、163-い、ろ、 は、166-い、168-ろ、は、169-い、ろ、170-い、 171-は、172-い、は、ほ、へ、173-い、ろ、ほ、 と、174-い、ろ、に、175-い、は、に、177-に、 ほ、へ、178-い、ろ、は、179-と、ち、181-は、 に、182-い、ろ、に、ほ、る、183-い、へ、ち、り、 184-い、ろ、ほ、と、ぬ、る、185-り、186-へ、 と、ち、り、187-は、に、ほ、と、ち、り、ぬ、る、 188-に、へ、り、189-に、へ、と、ち、り、190- い、ろ、ほ、191-い、ろ、は、ほ、へ、ち、り、ぬ、 192-い、ろ、は、に、194-に、ほ、195-い、ろ、 は、196-は、197-い、ろ、198-ろ、は、に、200- に、201-ほ、203-い、208-い、ろ、と、209-は、 に、210-ろ、は、に、211-い、ろ、に、ほ、212- い、ろ、は、213-い、ほ、216-い、ろ、は、に、ほ、 217-い、と、219-へ、221-い、ほ、224-い、と、 ぬ、225-い、ろ、へ、と、ち、227-に、へ、229- い、ろ、は、230-ろ、は、ほ、232-い、に、へ、233- い、ろ、ち、り、ぬ、る、234-ろ、は、に、235- ほ、と、236-と、ち、238-ろ、240-い、ろ、242- い、247-ろ、に、ほ、と、248-い、250-い、ろ、 257-へ、ち、り、258-は、に、ほ、259-ろ、は、 に、ほ、260-い、ろ、に、ほ、261-ろ、ほ、266- ろ、に、ほ、270-ろ、272-い、は、ほ、282-い、 285-い、ろ、は、286-と、287-は、289-い、290- い、と、291-い、ろ、と、294-り、ぬ、297-ほ、 へ、299-い、ち、1002-ろ、1005-い、1018-い、 1019-い、1020-い、ろ、ほ、1021-い、ろ、ほ、1022- い、ろ、は、に、1023-い、に、1024-い、に、1025- ろ、1026-ろ、は、1027-い、ろ、は、に、ほ、1028- い、1029-ろ、1030-い、ろ、に、1031-い、ろ、 は、に、ほ、1032-い、は、に、へ、1033-ろ、は、 に、ほ、へ、と、ち、り、1034-は、に、と、ち、1035- い、は、ほ、1036-い、ろ、は、1037-ろ、は、に、 1038-い、1039-い、ろ、は、に、ほ、へ、1040-い、 ろ、は、に、1041-い、に、ほ、1042-い、ろ、に、 ほ、へ、1043-い、ろ、1044-い、ろ、は、2002-ほ、 へ、と、2003-い、ろ、2004-に、ち、ぬ、2005-に、 2006-ほ、2008-い、ろ、2009-い、と、2010-い、 2011-い、ろ、は、に、2012-ろ、2013-い、は、2016- へ、と、ち、2018-い、ろ、2019-ろ、3001-は、 に、ほ、3002-い、ろ、へ、3003-い、ろ、ほ、へ、 3004-ろ、3009-い、3011-い、3015-ち、3019-ほ、 3020-い、は、3021-い、3022-ろ、3033-る、3034- へ、3035-へ、3039-い、ろ、は、に、ほ、へ、3043- い、ろ、は、に、3044-い、へ、3045-は、3046- は、3047-い、ろ、3048-い、ろ、3049-い、ろ、は、 3061-ろ、3065-ろ、は、と、3067-ろ、は、に、ほ、 3068-い、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、3069-は、 に、3070-い、ろ、に、3072-い、3073-ろ、に、3074- に、3075-に、3076-ほ、へ、3081-い、3082-に、 ほ、3084-い、ろ、3086-い、ろ、は、に、ほ、へ、 3089-い、ほ、3097-い、ろ、ほ、へ、4031-ろ、4032- い、ろ、は、4033-い、ろ、は、4034-い、ろ、は、 4035-ろ、は、4037-い、ろ、4038-い、は、4039- ろ、は、に、4040-へ、4041-い、ろ、は、ほ、4042	3,185.68	土砂の流出崩壊防止	土流

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
	<p>一へ、4043-い、4045-に、へ、4046-い、ろ、に、4047-い、ろ、4048-に、4049-ろ、4050-ほ、4051-ほ、4052-い、ろ、は、に、ほ、4054-ろ、は、ほ、4061-い、ほ、4062-い、に、ほ、4064-に、4067-に、4068-は、4076-は、4077-い、4079-い、ろ、は、に、4080-い、ろ、は、4081-い、は、4082-い、に、4083-い、ろ、は、に、4084-い、ろ、に、ほ、4085-ろ、4092-に、ほ、4093-い、ろ、ほ、4094-い、ほ、4096-は、へ、4098-い、ろ、ほ、4099-い、ろ、4100-い、4102-い、4103-い、4107-い、に、4110-ろ、4111-い、り、ぬ、る、4112-ほ、4113-に、ほ、4114-い、ろ、に、4115-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4116-い、4119-ろ、は、5001-い、ろ、は、に、ほ、5002-い、ろ、は、に、5003-い、ほ、5004-り、5005-い、ろ、は、に、ち、5006-と、ち、5007-は、に、5008-い、ほ、5009-ろ、に、ほ、5010-い、は、に、5011-い、5012-に、へ、5014-い、ろ、は、に、5015-い、ほ、へ、5016-ろ、は、5017-い、に、ほ、5018-は、に、ほ、へ、5019-は、と、5020-い、ろ、は、5024-い、ろ、ほ、へ、5026-ろ、は、5027-い、ろ、は、5028-は、5029-い、ろ、は、5030-に、5031-い、は、5032-は、ほ、5033-は、に、5034-い、ろ、は、ほ、へ、と、5035-ろ、5036-ろ、は、ほ、へ、5037-い、ろ、5038-い、ろ、は、ほ、ぬ、る、を、5039-い、ろ、は、に、5040-い、ろ、は、に、5041-ろ、は、に、と、り、5042-い、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、5043-ろ、は、に、と、5044-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、5045-い、ろ、は、に、へ、と、り、る、5046-い、ろ、は、に、ほ、り、ぬ、る、を、わ、か、5047-ろ、は、に、へ、と、ち、り、ぬ、5048-い、ろ、に、5049-ろ、は、5050-に、へ、ち、ぬ、5051-い、ろ、は、ほ、へ、と、ち、5052-に、ち、5053-い、に、ほ、へ、と、ち、5054-い、と、5055-い、ろ、へ、と、5056-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、5057-い、は、に、ほ、へ、5058-は、に、ほ、へ、と、5059-ろ、と、5060-い、は、に、5061-い、ほ、へ、と、ち、5062-ろ、は、ほ、へ、と、ち、り、5063-い、ろ、は、5064-い、ろ、に、ほ、へ、と、5065-ろ、に、5066-ろ、と、5067-い、ろ、は、に、5068-い、に、5069-い、ろ、5071-ろ、5072-い、は、5073-い、5076-い、ろ、5077-は、5079-い、5080-ろ、5083-ろ、は、に、5085-い、ろ、5086-い、ろ、は、5087-い、5088-い、ろ、は、に、5089-い、5090-い、ろ、は、5091-い、は、に、ほ、5092-い、ろ、は、に、5093-い、は、5094-い、ろ、に、5095-い、ろ、6001-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6002-い、ろ、ほ、へ、6003-い、ろ、は、に、へ、6004-い、は、6005-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6006-い、ろ、は、6007-ろ、に、6008-い、ろ、は、ほ、6009-ろ、に、ほ、へ、6010-い、ろ、は、ほ、6011-い、に、ほ、へ、と、ち、6012-ろ、6014-い、ろ、に、ほ、と、6015-は、に、6016-い、ろ、に、6018-ろ、6019-ろ、は、に、6020-は、に、6021-ほ、へ、6022-い、ほ、へ、と、ぬ、6023-い、は、に、ほ、へ、6024-へ、6025-い、6026-ろ、は、に、と、6028-い、ろ、ほ、6029-ろ、は、に、ほ、へ、と、6030-い、ろ、は、6031-い、6032-ろ、6033-い、ろ、は、り、6034-い、ろ、は、6035-い、ろ、は</p>			
	<p>57-ほ、65-は、71-い、82-い、113-に、123-は、125-に、129-ろ、163-い、169-に、194-に、225-り、250-ろ、1033-ほ、1035-ほ、2007-い、ろ、2011-に、2018-は、3001-は、3003-い、3049-ろ、3069-は、3076-は、3079-へ、4079-ろ、4094-い、ほ、5049-い、5056-い、ろ、は、ほ、5057-は、5059-と、ち、5075-ろ、5083-い、5088-い、5094-に、6009-ろ、6013-ろ、6015-い、6029-い、6034-は</p>	54.28	土砂の流出崩壊防止	土崩

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
	15-は、16-い、ろ、18-い、63-と、ち、65-ほ、へ、と、ち、り、ぬ、66-い、ろ、133-に、ほ、149-い、ろ、150-は、151-ろ、242-い、243-に、277-ろ、は、1007-ほ、へ、1057-い、ろ、は、1058-い、ろ、1059-い、は、1060-い、ろ、1061-い、ろ、4047-ろ、は、4048-ろ、4093-は、に、4117-い、6032-は	460.33	水源の涵(かん)養	干害
	119-ろ、121-い、ろ	2.69	土砂の流出崩壊防止	水害
	216-へ、224-ろ、は、ほ、へ、258-ろ、4107-に	28.60	土砂の流出崩壊防止	落石
	4055-い、4063-い、に、4067-に、4068-い、4069-い、4079-に、4084-ろ、に、4094-い、4107-に、4113-い、と、ち	20.73	土砂の流出崩壊防止	雪崩
	133-に、ほ、149-い、ろ、150-は、151-ろ、241-は、244-い、ろ、は、258-ろ、3098-い、ろ、は、に、ほ、と、4009-ろ、は、に、ほ、へ、4011-に、ほ、4014-い、は、4015-い、ろ、に、ほ、へ、4016-い、ろ、は、に、ほ、4017-に、ほ、4018-い、ろ、は	474.58	水源の涵(かん)養	保健
	4016-い	14.06	土砂の流出崩壊防止	風致
	247-に、250-は、258-ろ、259-ほ、260-ろ、に、289-り、ぬ、1032-い、ろ、5006-ろ、は、5029-は、5053-は、ち、5066-ろ、5067-い、5073-い	14.42	土砂の流出崩壊防止	急傾斜
	21-ろ、23-い、30-い、31-い、ろ、は、に、32-い、ろ、は、に、33-に、34-い、ろ、は、35-い、ろ、は、36-い、ろ、40-は、41-ほ、78-は、81-ほ、111-い、ろ、は、に、112-い、ろ、は、113-い、114-い、ろ、は、115-い、は、116-い、ろ、は、に、117-い、ろ、118-い、ろ、は、119-ろ、は、に、ほ、120-い、ろ、121-は、に、ほ、122-い、ろ、に、123-い、ろ、124-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、125-に、129-い、ろ、158-ろ、は、173-へ、174-に、175-は、179-ち、184-ち、り、ぬ、る、を、185-は、に、ほ、と、ち、186-へ、ち、り、187-ぬ、る、188-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、189-い、ろ、に、190-い、191-ろ、り、192-に、193-ろ、は、に、194-ろ、は、に、ほ、195-い、ろ、は、196-い、ろ、は、に、197-い、ろ、は、へ、198-い、ろ、は、に、へ、199-い、200-い、ろ、は、に、201-ほ、202-ろ、は、へ、と、203-は、に、ほ、へ、204-い、ろ、は、に、205-い、ろ、は、に、206-い、ろ、は、に、211-い、ろ、は、212-ろ、224-は、と、り、225-に、231-へ、232-い、に、236-は、る、247-に、ほ、248-い、ろ、250-い、251-い、ろ、は、252-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、253-い、ろ、は、に、254-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、255-ほ、258-に、263-は、264-い、ろ、265-い、ろ、は、に、266-い、268-と、270-ろ、272-ほ、へ、と、280-と、ち、281-に、282-い、に、ほ、283-い、284-い、ろ、289-り、1035-は、3001-は、に、3003-ろ、3046-ろ、3047-い、ろ、3061-い、は、3065-は、に、ほ、へ、3067-ほ、3072-は、に、と、3073-ろ、3079-い、4039-に、4040-い、4041-い、は、4042-い、4046-ろ、は、に、ほ、4047-い、ろ、は、4048-い、に、4068-い、ろ、は、4080-い、ろ、4083-は、4096-い、4100-は、に、4102-い、4110-ほ、4111-い、4112-に、4114-い、4115-い、4116-い、5024-い、5055-ほ、5056-と、5061-い、ろ、へ、と、6001-い、6002-は、に、6003-に、6010-は、に、ほ、へ、6011-い、に、ほ、へ、と、ち、6012-に、6014-は、6015-は、6016-に、6020-は、6021-ろ、6022-ち、6025-い、は、6029-に、6030-い、6035-ほ	1,501.25	土砂の流出崩壊防止	砂防

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
	<p>1-ろ、31-い、ろ、は、に、32-い、ろ、は、33-に、34-い、ろ、は、35-ろ、は、36-ろ、40-い、47-い、48-い、57-に、ほ、59-い、63-い、は、と、65-ろ、に、と、67-は、に、ほ、へ、ち、70-い、に、71-は、72-い、ろ、74-ろ、75-ろ、77-い、81-ほ、82-い、84-い、ろ、は、85-は、90-ろ、に、91-へ、92-い、93-い、94-い、ろ、と、95-い、98-い、100-い、111-い、ろ、は、に、112-い、ろ、は、113-い、ろ、は、に、114-い、ろ、は、115-い、ろ、116-い、ろ、は、に、117-い、ろ、118-い、ろ、は、119-い、ろ、は、に、ほ、120-い、ろ、121-い、ろ、は、に、ほ、122-い、ろ、は、に、123-い、ろ、124-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、125-に、129-い、ろ、と、ほ、130-い、ろ、は、に、131-い、ろ、132-に、133-い、ろ、へ、と、153-ろ、158-ろ、は、163-い、ろ、は、に、166-い、168-ろ、は、169-い、ろ、171-は、172-は、173-へ、174-は、に、175-ろ、は、176-ほ、へ、177-に、178-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、179-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、180-い、ろ、は、181-い、ろ、は、に、ほ、182-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、183-い、ち、り、184-へ、ぬ、る、を、185-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、186-い、は、ほ、と、り、187-は、ほ、ち、り、ぬ、る、188-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、189-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、190-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、191-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、192-い、ろ、は、に、193-い、は、に、194-ろ、は、に、ほ、195-い、ろ、は、196-い、ろ、は、に、197-い、ろ、は、に、ほ、へ、198-い、ろ、は、に、ほ、へ、199-い、ろ、200-い、ろ、は、に、201-ほ、202-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、205-は、に、206-い、ろ、は、に、207-に、208-い、ろ、と、209-は、に、211-い、ろ、に、212-い、ろ、は、に、213-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、214-ほ、216-い、ろ、は、へ、217-い、ろ、は、に、ほ、219-へ、221-い、ろ、は、に、223-ろ、224-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、225-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、226-い、へ、と、227-は、に、ほ、へ、228-へ、229-い、ろ、は、に、ほ、へ、230-ろ、ほ、231-へ、232-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、233-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、234-い、ろ、は、に、ほ、へ、235-い、ろ、は、に、236-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、238-い、240-い、ろ、は、242-い、243-に、247-に、ほ、248-い、ろ、250-い、251-い、ろ、は、252-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、253-い、ろ、は、に、254-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、255-ほ、256-は、に、257-へ、と、ち、り、258-に、259-ろ、ほ、260-ろ、に、261-い、へ、と、ぬ、262-は、263-は、264-い、ろ、265-い、ろ、は、に、266-い、ろ、ほ、へ、と、268-と、270-ろ、272-い、は、ほ、へ、と、280-へ、と、281-に、282-い、に、ほ、283-い、ろ、へ、と、284-い、ろ、は、に、285-い、ろ、は、に、ほ、286-と、287-は、ほ、290-へ、と、291-い、と、297-ほ、299-い、ち、1002-ろ、1010-ろ、は、1018-い、ろ、は、1019-い、ろ、は、に、ほ、へ、1020-い、ろ、に、ほ、へ、1021-い、ほ、1022-い、ろ、は、に、1023-い、は、に、1024-に、ほ、へ、1025-ろ、は、1026-ろ、は、1027-い、ろ、は、に、ほ、1030-い、ろ、に、1031-い、ろ、は、に、ほ、1032-ろ、は、に、1033-は、ほ、へ、1034-は、ち、1035-い、1036-い、ろ、は、1037-ろ、は、1039-い、ろ、は、に、ほ、1040-ろ、に、1041-い、1042-ろ、に、ほ、へ、1043-い、1044-ろ、2002-ほ、へ、と、ち、2003-い、ろ、2004-は、に、ち、2008-い、ろ、2009-と、2010-い、ほ、へ、と、</p>	13,499.75	土砂の流出崩壊防止	山災防止

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
	2011-い、ろ、は、に、2012-ろ、2013-い、は、2014-い、2018-い、ろ、2019-い、ろ、3001-は、に、ほ、3003-い、ろ、3004-ろ、3005-ろ、は、3015-に、と、ち、3019-ほ、3021-い、3033-と、ぬ、る、3034-に、へ、3037-に、3039-へ、3043-い、3044-に、へ、3045-は、3046-ろ、3047-い、ろ、3048-い、ろ、3049-い、ろ、3061-い、は、3064-は、3065-ろ、は、に、ほ、へ、と、3067-ろ、は、に、ほ、3068-い、ほ、へ、と、ち、3069-い、ろ、は、に、3070-い、ろ、に、3071-ほ、3072-い、は、に、と、ち、3073-い、ろ、に、3074-に、3075-ろ、に、3076-は、ほ、へ、3077-ろ、3079-い、へ、3081-い、に、3082-に、ほ、3086-ろ、3097-へ、4006-い、4007-は、4008-い、4013-ほ、4037-い、4038-い、4039-い、は、に、4040-い、ろ、は、ほ、へ、4041-い、ろ、は、4042-い、へ、4043-い、4045-に、ほ、4046-い、ろ、は、に、ほ、4047-い、ろ、は、4048-い、に、4050-ほ、4051-に、4052-い、ろ、は、に、4054-ろ、は、4055-い、ろ、は、に、ほ、4056-い、ろ、4057-は、4059-に、4061-い、ほ、4062-い、に、ほ、4063-い、ろ、に、と、4064-い、ろ、4067-に、4068-い、ろ、は、に、4069-い、4071-ろ、は、4075-い、ろ、4076-い、は、4077-い、4078-い、4079-い、ろ、は、に、4080-い、ろ、4081-い、ろ、4082-は、4083-い、は、に、4084-い、ろ、に、4085-ろ、は、4087-い、4092-に、ほ、4093-い、ろ、ほ、4094-い、ほ、4096-い、は、へ、4097-は、4098-い、ろ、4099-い、ろ、ほ、4100-い、は、に、4102-い、ほ、4103-い、4105-い、4107-い、ろ、に、4110-ろ、に、ほ、4111-い、り、ぬ、る、4112-に、ほ、4113-い、ろ、は、に、と、ち、4114-い、ろ、に、ほ、4115-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4116-い、4118-い、ろ、は、4119-い、ろ、は、5001-い、ろ、は、に、ほ、5002-い、ろ、は、に、5003-い、ほ、5004-り、5005-い、は、に、ち、5006-は、に、と、ち、5007-い、は、に、5008-い、ろ、は、に、ほ、へ、5010-い、ろ、は、に、5011-い、5012-は、に、ほ、5013-ほ、5014-い、ち、5015-い、5016-は、5017-い、は、に、ほ、5018-に、ほ、へ、5019-い、ろ、は、と、5020-い、は、ほ、へ、5023-い、5024-い、ほ、へ、5026-ろ、は、5027-い、は、5028-ろ、は、5029-は、5030-い、に、5031-い、5032-は、5033-は、に、5034-い、と、5035-い、ろ、は、ほ、5036-ろ、に、ほ、5037-い、ろ、5038-る、を、5039-い、5040-い、ろ、は、5041-い、ろ、と、ち、り、5042-は、に、ほ、へ、ぬ、る、5043-ろ、は、に、ほ、へ、と、5044-い、ろ、は、に、ほ、と、5045-い、は、に、へ、と、ち、5046-ろ、は、に、ほ、ち、り、ぬ、る、を、わ、5047-へ、と、ち、り、ぬ、5048-い、ろ、は、に、5049-ろ、5050-ち、5051-ほ、と、ち、5053-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、5054-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、5055-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、5056-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、5057-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、5058-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、5059-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、5060-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、5061-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、5062-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、5063-い、は、5064-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、5065-い、ろ、は、に、ほ、へ、5066-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、5067-い、ろ、は、に、ほ、へ、5068-い、ろ、は、に、ほ、5069-い、ろ、5071-い、ろ、5072-い、ろ、は、5073-い、ろ、5074-い、ろ、5075-い、ろ、は、に、5076-い、ろ、は、5077-い、ろ、は、5078-い、ろ、は、に、5079-い、は、5080-ろ、は、に、5083-い、ろ、は、に、5084-い、ろ、5085-い、ろ、は、5086-い、ろ、は、5087-い、ろ、5088-い、ろ、は、に、5089-い、ろ、5090-い、ろ、は、5091-い、ろ、は、に、ほ、5092-い、ろ、は、に、5093-い、ろ、は、5094			

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
	-い、ろ、は、に、ほ、5095-い、ろ、6001-い、ろ、 は、に、ほ、へ、と、6002-い、ろ、は、に、ほ、へ、 6003-い、ろ、は、に、ほ、へ、6004-い、は、6005 -い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6006-い、ろ、は、 ほ、へ、6007-ろ、に、6008-い、ろ、は、ほ、6009 -い、ろ、に、へ、6010-い、ろ、は、に、ほ、6011 -い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、6012-ろ、に、ほ、 へ、6013-い、に、6014-い、ろ、は、に、ほ、へ、 と、6015-い、ろ、は、に、ほ、6016-い、ろ、は、 に、ほ、6017-と、6018-い、ろ、は、に、ほ、へ、 と、6019-い、ろ、は、に、6020-い、ろ、6021-ほ、 へ、6022-は、へ、6023-い、ろ、は、に、ほ、6024 -へ、6026-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、6028 -い、ろ、は、ほ、6029-い、ろ、に、ほ、へ、と、 6030-い、ろ、は、6031-い、6032-ろ、は、6033- い、ろ、は、り、6034-い、ろ、は、6035-い、ろ、 は、に、ほ			
	長野市 計	24,707.12		
須坂市	16-に、17-い、ろ、20-い、ろ、は、に、22-は、 に、ほ、23-い、ろ、は、に、24-ほ、32-ろ、は、 33-い、ろ、は、34-い、ろ、は	570.74	水源の涵(かん)養	水かん
	3-い、ろ、4-い、7-は、に、ほ、10-い、ろ、は、 に、ほ、へ、11-ろ、は、に、ほ、16-は、18-い、 19-ほ、21-い、ろ、は、24-い、ろ、26-い、27- い、ろ、28-ろ、29-に、31-は、に、32-い、33- に、ほ、34-は、35-い、ろ、36-い、ろ、は、37- い、39-は、40-ろ、は、43-い、46-い、ろ、47- い、ろ、は、52-い、ろ、53-い、ろ、は、に、ほ、 54-い、ろ、は、55-い、ろ、58-い、ろ、67-い、 ろ、68-ほ、70-い、と、71-い、ろ、は、72-い、 ろ、は、に、73-い、ろ、は、に、74-い、ろ、は、 75-い、ろ、は、76-い、ろ、は、77-い、ろ、78- い、79-は、に、91-へ、92-い、に、ほ、93-ろ、 102-い、104-い、ほ、109-ろ、は、へ、と、110- い、ろ、116-い、121-い、ろ、は	1,678.49	土砂の流出崩壊防止	土流
	26-ろ、28-ろ、103-ろ、104-い	5.39	土砂の流出崩壊防止	土崩
	4-へ、25-ろ、27-い、ろ、91-と、101-い、ろ、 に、ほ、106-は	13.56	土砂の流出崩壊防止	水害
	29-ろ、は	2.29	土砂の流出崩壊防止	落石
	35-い、ろ、53-い、ろ、は、に、ほ、54-ろ、は	159.12	水源の涵(かん)養	保健
	104-ほ、105-い	16.19	土砂の流出崩壊防止	風致
	3-い、4-へ、27-ろ、28-い、40-ろ、は、101- へ、107-は	20.37	土砂の流出崩壊防止	砂防
1-い、は、2-い、ろ、は、に、3-い、4-い、ろ、 は、に、ほ、へ、5-い、ろ、は、に、ほ、6-い、ろ、 は、7-は、に、ほ、8-い、ろ、9-は、に、ほ、10 -い、ろ、は、に、ほ、へ、11-ろ、は、に、ほ、16 -い、は、18-い、は、19-い、に、ほ、20-は、に、 21-い、ろ、は、22-は、に、ほ、26-い、ろ、は、 に、27-い、ろ、28-い、ろ、は、29-に、31-は、 に、32-い、33-い、ろ、34-は、35-い、ろ、36- い、ろ、は、37-い、39-は、40-ろ、は、41-い、 ろ、は、42-い、ろ、43-い、44-い、45-は、46- い、ろ、47-い、ろ、は、52-い、ろ、53-い、ろ、 は、に、54-い、ろ、は、55-い、ろ、58-い、ろ、 60-い、63-い、ろ、は、67-い、ろ、70-い、71- い、ろ、は、72-い、ろ、は、に、73-い、ろ、は、 に、74-い、ろ、は、75-い、ろ、は、76-い、ろ、 は、77-い、ろ、78-い、79-は、に、89-は、91- へ、92-い、93-は、101-い、ろ、は、に、ほ、へ、	3,558.10	土砂の流出崩壊防止	山災防止	

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
	102-い、103-い、104-い、は、ほ、105-い、107-は、108-い、109-に、ほ、ち、110-い、ろ、111-は、116-い、ろ、121-い、ろ、は、123-ろ			
	須坂市 計	6,024.25		
千曲市	9-い、ろ、は、10-い、ろ、は、に、ほ、11-い、ろ、は、に、12-い、ろ、は、13-い、ろ、は、23-に、25-い、ろ、は、に、26-ろ、は、27-い、ろ、は、に、29-い、ろ、は、に、ほ、へ、30-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、31-い、ろ、は、に、64-い、は、65-い、ほ、66-い、ろ、は、に、67-い、ろ、は、68-い、ろ、79-ろ、82-い、90-い、ろ、は、93-い、ろ、94-い、ろ、は、95-い、ろ、は、に、96-い、ろ、97-い、ろ、は、98-い、ろ、は、99-い、ろ、は、100-い、2013-ろ、は、2014-は、2016-い、ろ、は	988.59	水源の涵(かん)養	水かん
	1-ほ、へ、と、ち、2-い、ろ、は、に、ほ、3-い、ろ、は、に、ほ、4-に、5-い、8-い、ろ、に、ほ、と、り、ぬ、9-い、16-に、17-い、19-ろ、20-に、22-い、ろ、は、に、ほ、へ、27-に、29-ろ、は、33-ほ、35-に、38-に、39-ろ、は、に、41-は、に、42-い、ろ、に、ほ、へ、43-い、は、ほ、45-は、46-い、ろ、は、47-い、は、に、ほ、48-ほ、へ、と、49-ろ、53-ろ、55-い、は、72-は、に、75-い、1002-は、に、ほ、へ、と、ち、1003-い、1007-ろ、は、に、1008-は、に、1009-い、ろ、は、ほ、1010-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1011-い、ろ、は、に、ほ、1012-ろ、1013-ろ、は、ほ、と、ち、1016-い、は、に、ほ、2001-い、は、に、へ、2002-い、ろ、に、ほ、ち、2003-は、に、ろ、2004-い、へ、と、2005-い、ろ、は、に、2007-い、ろ、に、と、ち、2009-へ、2012-い、ろ、と、2013-ろ、は、2014-い、ろ、2015-い、ろ、は、ほ、2016-に、ほ、2018-に、と、ち	606.01	土砂の流出崩壊防止	土流
	1-い、72-は、に、1007-は、1014-と、1016-へ	7.40	土砂の流出崩壊防止	土崩
	4-い、ろ、は、に、79-い、ろ、は、80-い、ろ、81-い、ろ、は、に、82-い、ろ、83-は、84-い、ろ、85-い、88-い、ろ、は、89-ろ、1015-ろ、は、に、ほ、へ	153.24	水源の涵(かん)養	干害
	4-は、43-い、ろ	10.43	土砂の流出崩壊防止	落石
	79-い、ろ、は、80-い、ろ、81-い、ろ、は、に、82-い、ろ、83-は、84-い、ろ、85-い、88-い、ろ、は、89-ろ、2013-ろ、は、2014-ろ、は、2016-い、ろ、は	183.41	水源の涵(かん)養	保健
	1-い、2-い、ろ、4-い、ろ、16-に、17-り、34-い、42-い、72-い、2001-は、に、2005-に、2007-い、2009-へ、と	16.39	土砂の流出崩壊防止	急傾斜
	46-ろ、は、に、47-い、ろ、は、に、ほ、51-へ、52-い、ろ、54-い、ろ、55-い、ろ、は、56-い、ろ、は、に、57-い、ろ、は、に、58-い、ろ、は、に、59-い、ろ、に、60-い、ろ、は、61-い、ろ、は、に、62-い、ろ、63-い、ろ、は、64-は、65-い、66-い、ろ、は、67-い、ろ、は、68-い、ろ、91-い、ろ、92-い、ろ、は、93-い、ろ、94-い、ろ、100-い、1008-へ、1010-い、1013-に、ほ、1014-ろ、は、ほ、2006-ろ	763.62	土砂の流出崩壊防止	砂防

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
	1-い、2-い、ろ、3-ろ、に、ほ、へ、4-い、ろ、は、8-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、9-い、ろ、11-い、ろ、は、12-い、13-い、ろ、14-は、16-ろ、は、に、19-い、ろ、22-ほ、へ、24-ろ、は、27-に、29-い、ろ、は、ほ、31-い、32-い、は、に、ほ、33-ろ、は、ほ、へ、34-ほ、39-ろ、に、40-に、41-い、42-い、ろ、は、ほ、へ、43-い、ろ、は、に、ほ、44-い、45-ろ、は、46-ろ、は、に、47-い、ろ、は、に、ほ、48-い、ほ、へ、と、51-に、ほ、へ、52-い、ろ、は、に、53-い、ろ、は、に、54-い、ろ、55-い、ろ、は、56-い、ろ、は、に、57-い、ろ、は、に、58-い、ろ、は、に、59-い、ろ、は、に、ほ、60-い、ろ、は、61-い、ろ、は、に、62-い、ろ、63-い、ろ、は、64-は、65-い、ろ、は、に、ほ、66-い、ろ、は、り、67-い、ろ、は、68-い、ろ、72-い、ろ、は、に、91-い、ろ、92-い、ろ、は、93-い、ろ、94-い、ろ、は、95-い、100-い、1002-は、に、ほ、へ、と、ち、り、1003-い、1007-は、に、1008-に、ほ、1009-い、ろ、は、に、ほ、へ、1010-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1011-い、ろ、は、に、ほ、1012-ろ、は、1013-ろ、は、ほ、と、ち、1014-い、1016-は、に、ほ、へ、2001-は、に、へ、2002-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、り、2003-い、は、に、る、2004-い、へ、と、2005-に、2006-い、ろ、に、ほ、へ、2007-い、ろ、は、ほ、ち、2009-い、ろ、は、へ、2010-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2011-い、ろ、は、に、ほ、と、2012-い、ろ、と、2013-ろ、2014-い、ろ、2015-い、ろ、は、ほ、2016-に、ほ	2,872.92	土砂の流出崩壊防止	山災防止
	千曲市 計	5,602.01		
坂城町	15-ろ、19-い、ろ、は、24-い、ろ、は、に、と、25-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、32-ろ、36-い、ろ、39-い、ろ、40-い、ろ、は、に、ほ	324.50	水源の涵(かん)養	水かん
	1-い、は、に、ほ、2-い、ろ、は、に、ほ、へ、3-い、ほ、と、ち、4-い、は、へ、5-い、6-ち、7-い、に、8-い、ろ、は、に、9-ろ、は、に、10-ろ、り、13-い、ほ、へ、と、14-は、ほ、15-は、に、へ、と、21-い、ろ、は、24-い、ほ、へ、25-と、26-は、に、27-い、ろ、は、28-に、へ、29-ろ、30-い、ろ、40-へ、と、42-ほ、43-ろ、44-り、ぬ、45-い、ろ、り、47-い、48-い、52-は、に、ほ、へ、53-に、55-と、56-い、ろ、は、に、57-い、ろ、は、に、ほ、へ、と	363.24	土砂の流出崩壊防止	土流
	11-い	0.04	土砂の流出崩壊防止	土崩
	30-い、ろ	16.83	水源の涵(かん)養	干害
	29-ち	2.37	土砂の流出崩壊防止	落石
	26-い、ろ、は、29-ろ、30-い、ろ、31-い、32-い、ろ、33-い、ろ、は、34-い、ろ、は、35-い、ろ、は、36-い、ろ、37-は、に、48-へ、52-ろ、は	554.76	土砂の流出崩壊防止	砂防
	1-い、は、に、ほ、2-い、ろ、は、に、ほ、3-ほ、ち、5-い、6-い、と、ち、7-い、8-に、9-ろ、に、10-い、ろ、り、13-い、ほ、へ、と、14-は、15-へ、21-は、22-い、ろ、は、に、ほ、23-い、ろ、は、に、24-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、25-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、26-い、ろ、は、に、ほ、27-い、ろ、は、に、28-へ、30-い、ろ、31-い、32-い、ろ、33-い、ろ、は、34-い、ろ、は、35-い、ろ、は、36-い、ろ、37-は、に、40-へ、と、41-は、へ、42-は、44-り、ぬ、45-い、ろ、は、に、ほ、と、り、46-へ、48-へ、51-に、52-ろ、は、に、ほ、へ、56-い、ろ、は、に、57-い、ろ、は、に、ほ、へ、と	1,501.59	土砂の流出崩壊防止	山災防止
	坂城町 計	2,763.33		



区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
小布施町	4-い、は、5-ろ、6-い	11.20	土砂の流出崩壊防止	土流
	4-は、6-い	21.07	土砂の流出崩壊防止	山災防止
	小布施町 計	32.27		
高山村	17-へ、46-い、ろ、は、に、47-い、48-い、49-い、ろ、は、50-い、ろ、は、51-い、ろ、52-い、ろ、54-い、ろ、は、55-い、ろ、56-い、ろ、は、57-い、は、60-い、ろ、61-い、ろ、は、66-い、ろ、は、に、67-い、ろ、は、68-い、81-い、82-い、は、に、83-い、ろ、は、85-い、ろ、は、87-い、88-ろ、89-ろ、90-は、91-ろ、96-い、97-い、に、100-い、ろ、101-い、ろ、は、に、ほ、102-い、ろ、は、に、ほ、103-い、ろ、104-い、ろ、は、に、ほ、105-い、ろ、は、に、106-い、ろ、は、ほ、へ、107-い、ろ、は、108-ろ、は、に、ほ、へ、と、109-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、110-い、ろ、111-い、ろ、は、117-い、ろ、は、に、ほ、へ、118-ろ、は、に、ほ、119-い、ろ、は、に、ほ、へ、ち、120-ろ、は、121-い、ろ、は、122-ろ、は、123-ろ、は、に、126-い、ろ、127-い	2,845.27	水源の涵(かん)養	水かん
	1-は、ほ、7-ろ、は、9-へ、10-い、ろ、は、に、11-へ、と、12-い、へ、14-と、16-い、は、17-ろ、ほ、へ、18-い、ろ、は、20-い、ろ、に、22-ろ、ほ、23-ろ、は、24-ろ、25-い、ろ、は、26-い、30-は、37-は、に、51-は、58-へ、59-い、ろ、に、60-い、ろ、61-い、ろ、は、に、62-い、は、に、ほ、63-い、ろ、は、64-い、65-い、ろ、は、66-ろ、は、に、68-ろ、は、に、69-に、72-い、73-い、77-ろ、は、に、78-い、は、79-い、ろ、は、ほ、80-い、ろ、は、81-い、ろ、は、に、ほ、82-い、ろ、は、83-ろ、は、86-い、ろ、は、87-い、ろ、は、に、ほ、88-い、ろ、89-い、90-い、ろ、91-い、は、92-い、93-い、ろ、94-ろ、95-へ、96-い、105-ほ、106-に、107-に、108-い、109-い、ろ、111-に、113-い、119-ほ、へ、と、120-い、121-に、122-い、123-い、124-い、ろ、は、に、125-い、ろ、は、に、ほ、126-は、に、ほ	1,297.49	土砂の流出崩壊防止	土流
	116-ろ	0.58	土砂の流出崩壊防止	土崩
	17-い、18-は、に	2.34	土砂の流出崩壊防止	急傾斜
	1-は、2-に、16-に、17-ほ、18-ろ、20-い、58-へ、59-い、ろ、に、60-い、61-ろ、は、に、62-に、ほ、65-い、ろ、66-い、ろ、は、に、68-ろ、は、に、69-に、77-ろ、は、78-い、は、79-い、ろ、は、ほ、80-い、ろ、は、81-は、に、ほ、82-い、ろ、は、83-ろ、は、84-ろ、88-い、89-い、90-い、91-い、92-い、93-い、94-ろ、113-い	398.64	土砂の流出崩壊防止	砂防
	1-い、は、に、2-い、ろ、は、に、3-い、ろ、は、に、ほ、へ、4-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、5-い、ろ、6-い、ろ、は、7-い、ろ、は、に、ほ、10-は、に、12-い、に、ほ、14-へ、15-へ、16-い、ろ、17-ほ、へ、18-い、ろ、は、に、20-い、ろ、22-い、23-ほ、へ、と、26-に、27-ほ、29-い、ろ、32-い、33-い、37-い、ろ、は、に、ほ、38-い、ろ、は、46-ろ、は、に、47-い、54-ろ、55-い、56-い、ろ、は、58-へ、59-い、ろ、に、ほ、60-い、ろ、61-い、ろ、は、に、62-に、ほ、63-い、ろ、は、64-い、65-い、ろ、は、66-い、ろ、は、に、67-は、68-い、ろ、に、69-に、72-い、ろ、73-い、77-ろ、は、に、78-い、は、79-い、ろ、は、ほ、80-い、ろ、は、81-い、ろ、は、に、ほ、82-い、ろ、は、83-ろ、は、84-い、ろ、86-い、	2,981.29	土砂の流出崩壊防止	山災防止

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考	
信濃町	ろ、は、87-い、ろ、は、に、ほ、88-い、ろ、89-い、90-い、ろ、91-い、は、92-い、93-い、ろ、94-い、ろ、103-い、104-は、に、ほ、105-い、ろ、は、に、ほ、106-に、へ、107-ろ、は、に、108-い、ろ、は、109-い、ろ、111-に、120-い、121-に、123-い、ろ、は、に、124-い、ろ、は、に、125-い、ろ、は、に、ほ、126-は、に、ほ				
	高山村 計	7,525.61			
	22-い、ろ、は、23-へ、24-に、ほ、30-ぬ、ろ、を、31-は、44-い、ろ	191.02	水源の涵(かん)養	水かん	
	2-ろ、3-ろ、は、4-ろ、5-い、16-い、ほ、17-い、18-に、19-ほ、へ、と、ち、21-い、23-い、26-は、30-は、に、36-に、46-は、47-ほ	78.26	土砂の流出崩壊防止	土流	
	79-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、80-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、ろ、を、わ、か、81-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、82-い、ろ、は、に、83-い、ろ、は、に、ほ、へ	122.90	水源の涵(かん)養	干害	
	29-に、30-い、ろ	1.16	土砂の流出崩壊防止	水害	
	62-り	0.12	土砂の流出崩壊防止	落石	
	13-ほ、15-ち、23-い、29-と、82-ろ	8.50	土砂の流出崩壊防止	雪崩	
	1-ち、3-ろ、に、4-い、ろ、13-ほ、15-ち、18-に、19-に、ほ、へ、と、ち、21-い、23-い、26-い、30-ぬ、36-に、40-に、47-ほ、83-ろ	324.77	土砂の流出崩壊防止	山災防止	
	信濃町 計	726.73			
	飯綱町	25-い、ろ、は、に、28-い、1014-い、ろ、は、1015-い、ろ、は、に、ほ、1017-は	119.23	水源の涵(かん)養	水かん
		1-ろ、2-に、ほ、3-ほ、へ、12-に、ほ、13-い、に、16-ろ、ぬ、24-い、ろ、と、ち、ぬ、ろ、1001-ほ、1002-い、に、ほ、1007-い、1011-い、1017-ろ、1018-は、へ、1026-い、ろ、は、に、1028-い、1040-い、ろ、は、1041-い、ろ、は	75.32	土砂の流出崩壊防止	土流
		1-い、に、1004-に、1040-は、1041-ろ	4.38	土砂の流出崩壊防止	土崩
		1040-は、1041-は	0.57	土砂の流出崩壊防止	急傾斜
1013-ほ、1018-い		3.01	土砂の流出崩壊防止	砂防	
1-い、ろ、は、に、2-い、ろ、に、ほ、3-ほ、へ、12-は、に、ほ、13-い、に、16-ろ、ぬ、17-い、18-に、23-ぬ、ろ、24-い、と、ち、り、ぬ、ろ、わ、か、25-い、は、1001-ろ、1002-に、ほ、1004-に、1006-へ、1018-は、へ、1026-に、1028-い、は、1032-い、ろ、1033-い、は、1035-は、に、1036-に、1037-は、ほ、へ、1040-い、ろ、は、1041-い、ろ		517.81	土砂の流出崩壊防止	山災防止	
飯綱町 計		720.32			

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
小川村	1-ほ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、2-に、ち、ぬ、る、を、3-ろ、は、ほ、へ、と、ち、4-い、ろ、と、ち、り、5-へ、と、ち、6-は、に、ほ、と、ち、7-は、ほ、へ、と、ち、8-い、は、9-い、ろ、は、に、と、ち、り、る、10-い、ろ、に、ほ、へ、ち、ぬ、を、11-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、12-い、は、ほ、へ、と、14-ろ、に、へ、15-ろ、は、ほ、へ、と、16-い、ろ、は、に、ほ、と、17-ろ、は、に、と、ち、り、ぬ、る、18-ろ、は、と、ち、ぬ、19-は、20-い、ろ、は、に、ほ、21-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、22-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、23-い、に、ほ、と、25-い、ろ、ほ、へ、26-い、ろ、は、に、ほ、27-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、28-ろ、は、に、へ、29-い、は、に、ほ、30-い、に、31-い、ろ、は、32-い、33-い、ろ、は、に、34-と、35-い、ろ、に、36-い、ろ、は、に、37-へ、38-い、ろ、は、に、ほ、39-い、は、ほ、40-ろ、は、に、ほ、41-は、に、ほ、42-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、43-い、ろ、は、に、ほ、48-に、ほ、49-は、に、ほ、50-い、ろ、は、に、51-は、に、と、52-い、53-い、ろ、は、に、54-い、ろ、は、ほ、へ、と、55-い、ろ、は、に、56-い、ろ、は、に、ほ、り、57-い、ろ、は、に、ほ、58-ろ、へ、ち、り、59-は、に、ほ	742.05	土砂の流出崩壊防止	土流
	8-ほ、11-は、40-に、42-ほ、53-に	5.58	土砂の流出崩壊防止	土崩
	22-ろ、へ、ち、58-ろ、は、ほ、へ	22.62	水源の涵(かん)養	干害
	58-ろ、は、ほ、へ	20.81	水源の涵(かん)養	保健
	37-に、39-ほ、46-い	6.83	土砂の流出崩壊防止	砂防
	1-ろ、は、ほ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、2-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、3-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、4-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、5-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、6-い、ろ、は、に、ほ、と、ち、7-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、8-い、は、ほ、へ、と、9-い、ろ、は、に、と、り、ぬ、る、10-い、ろ、に、ほ、へ、ち、り、る、を、11-い、に、ほ、へ、と、12-い、は、に、ほ、へ、と、り、る、13-い、ろ、は、に、ほ、り、ぬ、る、14-い、ろ、は、へ、ち、15-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、16-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、17-ろ、は、に、と、ち、り、る、18-ろ、に、ほ、へ、と、ち、19-い、ろ、は、に、ほ、へ、20-い、ろ、は、に、ほ、21-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、22-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、23-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、25-い、ほ、26-い、ろ、は、に、27-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、28-い、ろ、は、に、ほ、へ、29-い、ろ、は、に、ほ、へ、30-い、ろ、に、31-い、33-ろ、は、36-は、に、37-い、へ、38-い、ろ、は、に、ほ、39-は、ほ、40-ろ、は、に、41-ろ、は、に、ほ、42-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、43-ろ、に、ほ、45-は、に、46-ろ、48-ろ、49-い、ろ、は、に、ほ、50-ろ、は、に、51-い、は、ほ、へ、と、52-い、へ、53-い、ろ、は、ち、54-は、ほ、と、55-い、ろ、は、に、56-い、ろ、は、に、ち、り、57-い、ろ、は、に、ほ、58-ろ、と、ち、り、59-は、に、ほ、へ、61-ろ、に、ほ、へ	2,490.71	土砂の流出崩壊防止	山災防止
小川村 計	3,288.60			
	計(長野 地域振興局)	51,390.24		

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考	
北信	中野市	6-は、7-い、ろ、は、10-い、ろ、は、12-い、13-ろ、14-に、ほ、15-は、16-い、ろ、は、17-い、ろ、は、18-い、ろ、は、に、19-い、ろ、は、20-い、ろ、は、ほ、21-ほ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、そ、な、ら、30-ろ、は、に、ほ、31-い、ろ、は、に、32-い、ろ、1024-い、ろ、は、に、ほ	736.81	水源の涵(かん)養	水かん
		15-い、20-ろ、21-む、27-ほ、28-い、ろ、ほ、30-は、32-い、33-ろ、は、34-と、35-は、37-に、38-い、43-い、44-は、45-ろ、49-ろ、1002-い、1005-い、1007-ろ、は、に、1009-い、1010-い、1014-は、1015-い、1016-い、は、1017-い、は、1019-ほ、1020-い、1021-へ、1028-い、ろ、に、ほ、へ、1029-に、ほ、1030-い、ろ	58.03	土砂の流出崩壊防止	土流
		26-い、43-い、50-は、1009-い、1028-へ	1.81	土砂の流出崩壊防止	土崩
		28-ち、29-い、ろ、は、に、ほ、30-い、32-い、は、33-い、ろ、は、34-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、35-い、ろ、は	316.78	水源の涵(かん)養	干害
		1-い、18-に	14.79	土砂の流出崩壊防止	雪崩
		30-は、に、ほ、31-い、ろ、は、に、32-ろ、1024-い、ろ、は	109.31	水源の涵(かん)養	保健
		21-む、1014-い、ろ、は、1019-ろ、は、に、1020-は、に、1027-い、1029-ろ、1030-い、ろ	14.69	土砂の流出崩壊防止	砂防
		1-い、3-は、6-い、12-い、13-ろ、14-ほ、17-い、18-い、に、21-む、24-い、26-い、28-い、ろ、ほ、と、ち、29-い、ほ、30-ろ、ほ、32-い、33-は、37-い、に、38-い、43-い、ろ、44-は、45-ろ、49-ろ、50-は、51-は、ほ、1002-い、ろ、は、に、ほ、1003-い、ろ、1005-い、1007-ろ、は、に、1008-は、1009-い、ろ、は、1010-は、1011-に、1012-い、ろ、1014-は、1015-い、は、1016-い、は、1017-い、は、1019-ほ、1020-い、1021-へ、1028-い、ろ、に、ほ、1030-い、ろ	833.11	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		中野市 計	2,085.33		
		飯山市	9-に、11-に、12-い、ろ、は、に、13-い、ろ、は、に、14-と、ち、り、15-と、17-い、ろ、は、に、18-に、ほ、46-ろ、72-ろ、100-に、101-に、ほ、102-い、ろ、は、に、103-い、ろ、104-い、107-は、110-ほ、111-ろ、112-い、ろ、は、に、113-い、ろ、は、114-い、ろ、は、115-い、ろ、は、に、116-い、ろ、は、に、117-い、ろ、は、に、120-ほ、へ、121-は、122-い、128-は、154-に、155-い、ろ、は、に、ほ、へ、156-い、ろ、157-い、ろ、は、158-い、ろ、は、159-い、ろ、は、160-い、ろ、は、に、161-い、ろ、162-い、ろ、163-い、ろ、164-い、ろ、は、に、ほ、へ、165-い、ろ、は、に	1,283.49	水源の涵(かん)養

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
	1-い、7-は、10-い、13-い、ろ、は、に、14-ろ、と、17-に、18-い、ろ、に、19-は、21-ほ、22-い、ろ、24-に、と、ち、り、25-ろ、に、27-に、28-へ、32-ろ、に、33-ほ、34-い、ほ、35-ろ、は、に、36-ろ、は、37-い、ほ、へ、と、38-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、39-い、40-ほ、41-ほ、42-に、へ、43-い、ろ、ち、44-い、と、45-ろ、は、46-に、47-い、48-へ、49-い、と、50-い、55-ろ、57-い、58-い、59-い、63-い、ろ、64-と、ち、65-い、68-い、は、ほ、と、71-は、に、72-ろ、73-い、は、に、80-ほ、86-ほ、87-い、ろ、は、88-ろ、92-へ、98-は、100-い、105-い、106-に、125-は、127-い、133-い、ろ、は、136-い、ろ、は、に、137-い、ろ、は、ほ、138-い、ろ、に、139-ろ、は、に、ほ、143-ち、150-ろ、152-ち	366.09	土砂の流出崩壊防止	土流
	24-と、40-は、56-は	1.00	土砂の流出崩壊防止	土崩
	71-り、72-は、81-は、に、ほ、へ、99-い、121-い、ろ、122-い、ろ、は、に、131-い、ろ、132-い、ろ、は、に、ほ、133-い、ろ、は、134-い、ろ、は、に、ほ、135-い、ろ、は、に、ほ、136-い、ろ、は、137-は、に、ほ、138-い、ろ、に、139-い、ろ、は、ほ、140-い、ろ	415.21	水源の涵(かん)養	干害
	1-い、18-ほ、23-ち、32-ろ、48-い、54-ほ、70-ほ、へ、71-は、ほ、と、り、79-へ、91-と、97-へ、98-ろ、に、104-い、105-ろ、106-に、119-い、ろ、123-は、124-に、141-い、154-は、168-ほ	85.69	土砂の流出崩壊防止	雪崩
	71-り、72-は、81-は、に、ほ、へ、121-い、ろ、122-い、ろ、は、に、147-い、148-る、149-い	67.96	水源の涵(かん)養	保健
	18-い、131-い、133-ろ、は、138-い、ろ、は	9.77	土砂の流出崩壊防止	砂防
	1-い、8-は、10-い、は、11-ろ、は、13-は、に、14-ろ、と、15-ろ、16-い、ろ、17-ろ、は、に、18-い、ろ、に、ほ、19-ろ、は、20-い、ろ、21-ほ、22-い、23-ち、24-に、ほ、へ、と、ち、り、25-ろ、に、29-ち、30-は、に、32-ろ、35-ろ、は、36-ろ、37-い、ろ、と、39-い、42-へ、43-へ、と、ち、44-い、ろ、へ、と、45-ろ、は、46-は、48-い、へ、49-い、51-い、53-に、54-い、に、ほ、55-ろ、56-い、57-い、59-い、ろ、は、に、60-は、61-に、ほ、へ、62-ほ、へ、63-い、ろ、64-と、ち、68-は、ち、69-は、に、へ、と、70-に、ほ、へ、71-は、ほ、と、72-は、に、79-へ、80-い、ろ、に、ほ、82-へ、85-ろ、86-ほ、87-い、ろ、は、ほ、88-ろ、91-に、へ、と、97-へ、98-ろ、は、に、り、99-に、ほ、104-い、105-ろ、106-に、118-ろ、119-い、ろ、123-ろ、は、124-に、125-い、126-い、131-い、ろ、133-い、ろ、は、136-い、ろ、は、に、137-い、ろ、は、ほ、138-い、ろ、139-い、ろ、は、に、141-い、ろ、は、143-ち、り、159-は、160-い、161-い、166-ろ、167-に、168-い、ほ	2,189.91	土砂の流出崩壊防止	山災防止
	飯山市 計	4,419.12		

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
山ノ内町	22-ろ、42-い、63-ち、65-い、ろ、は、に、ほ、へ、66-は、に、ほ、へ、と、67-い、ろ、は、に、ほ、へ、68-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、69-い、ろ、は、に、70-い、72-い、ろ、は、73-い、ろ、は、74-い、76-い、ろ、ほ、へ、77-い、ろ、は、に、ほ、へ、78-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、79-い、ろ、は、ほ、80-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、81-い、ろ、は、に、82-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、83-い、ろ、は、に、89-い、ろ、は、に、90-ろ、は、に、117-い、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、123-い、ろ、は、124-い、ろ、は、に、125-ろ、は、に、ほ、142-い、ろ、は、143-い、ろ、は、144-い、ろ、145-い、ろ、150-は、166-い	2,790.26	水源の涵(かん)養	水かん
	2-ろ、18-ろ、21-ぬ、る、22-へ、25-は、26-ろ、28-ろ、29-は、58-い、と、59-い、84-い、ほ、へ、と、ち、85-に、87-い、に、ほ、88-い、ろ、は、117-い、ろ、は、118-へ、120-ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、122-に、134-い、ろ、は、に、ほ、へ、135-ろ、は、ほ、へ、137-ほ、141-い、ろ、は、152-に、153-い、ろ、157-い、ろ、158-い	738.62	土砂の流出崩壊防止	土流
	19-へ、20-い、22-い、24-い、ろ、25-は、に、26-ろ、28-い、ろ、は、29-は、38-は、48-い	8.59	土砂の流出崩壊防止	土崩
	121-い、ろ、は、に、ほ、へ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、123-い、ろ、は、124-い、ろ、は、に、125-ろ、は、に、ほ	640.01	水源の涵(かん)養	保健
	136-と、ち	35.71	土砂の流出崩壊防止	風致
	18-い	1.16	土砂の流出崩壊防止	急傾斜
	5-ほ、8-へ、20-い、る、21-い、ろ、ち、り、を、わ、22-い、ろ、ほ、へ、24-い、ろ、25-い、ろ、は、に、ほ、26-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、27-い、ろ、は、に、ほ、28-い、ろ、38-い、39-い、45-い、46-ろ、83-い、ろ、は、に、ほ、84-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、85-に、87-い、ろ、は、に、ほ、88-い、ろ、は、91-い、ろ、108-い、ろ、109-い、ろ、110-い、ろ、は、に、112-い、ろ、は、に、113-い、ろ、は、に、ほ、へ、115-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、116-い、ろ、は、に、117-い、ろ、は、118-い、ろ、は、に、ほ、へ、119-い、ろ、は、に、120-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、123-い、ろ、は、124-い、ろ、は、に、125-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、135-ろ、は、ほ、へ、137-は、ほ、146-い、147-ろ、148-い、150-い、ろ、は、152-い、ろ、に、153-い、ろ、158-い、165-い	3,244.79	土砂の流出崩壊防止	砂防

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
	5-ほ、へ、と、ろ、8-い、へ、10-に、ち、18-い、ろ、19-い、は、に、20-い、ぬ、ろ、21-い、ろ、ち、り、ぬ、ろ、を、わ、22-い、ろ、ほ、へ、24-い、ろ、25-い、ろ、は、に、ほ、26-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、27-い、ろ、は、に、ほ、28-い、ろ、は、29-は、31-は、32-い、38-い、39-い、ろ、は、45-い、に、46-に、48-い、ろ、50-ろ、ほ、51-ろ、は、58-と、59-い、83-い、ろ、は、に、ほ、84-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、85-い、ろ、は、に、ほ、87-い、ろ、は、に、ほ、88-い、ろ、は、91-い、ろ、は、107-は、108-い、ろ、109-い、ろ、110-い、ろ、は、に、112-い、ろ、は、に、113-い、ろ、は、に、ほ、へ、115-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、ろ、を、わ、116-い、ろ、は、に、117-い、ろ、は、118-い、ろ、は、に、ほ、へ、119-い、ろ、は、に、120-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、ろ、を、わ、か、よ、た、れ、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、123-い、ろ、は、124-い、ろ、は、に、125-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、126-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、127-い、ろ、は、に、へ、129-ろ、134-い、ろ、は、に、ほ、へ、135-ろ、は、に、ほ、へ、137-ほ、141-い、ろ、は、147-ろ、148-い、150-い、ろ、は、152-い、ろ、153-い、ろ、157-ろ、158-い	4,827.12	土砂の流出崩壊防止	山災防止
	山ノ内町 計	12,286.26		
木島平村	3-は、7-ろ、は、に、ほ、8-い、ろ、は、に、ほ、へ、15-ろ、は、16-い、ろ、は、に、ほ、へ、17-い、ろ、は、18-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、19-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、47-い、ろ、52-い	407.42	水源の涵(かん)養	水かん
	10-に、38-は、39-い、41-ろ、45-に、46-は	21.59	土砂の流出崩壊防止	土流
	6-い、ろ、は	35.66	水源の涵(かん)養	干害
	13-は、14-い、20-ろ、21-ろ、は、35-に、37-は、39-い	18.10	土砂の流出崩壊防止	雪崩
	9-い、ろ、に、13-に、14-い、ほ、15-い、は、16-い、17-い、ろ、は、18-い、29-い、ろ、は	16.83	土砂の流出崩壊防止	砂防
	1-ほ、へ、と、9-い、ろ、は、に、10-い、ろ、に、13-ろ、は、14-い、ほ、15-い、ろ、は、16-い、へ、17-い、ろ、は、18-い、は、ほ、へ、19-ろ、は、21-い、ろ、は、ほ、25-ろ、は、に、26-い、ろ、は、36-い、は、37-い、ろ、に、39-い、45-い、ろ、は、に、ほ、46-い、ろ、は、に、ほ、へ、と	529.56	土砂の流出崩壊防止	山災防止
	木島平村 計	1,029.16		
野沢温泉村	17-ろ、は、20-ろ、は、に、21-は、に、ほ、へ、60-い、ろ、は、に、ほ	181.43	水源の涵(かん)養	水かん
	1-い、ろ、は、2-い、ろ、6-は、13-い、22-い、23-い、25-へ、39-ろ、40-は、に、41-い、ち、42-い、に、ほ、60-い、61-い、ろ	67.57	土砂の流出崩壊防止	土流
	38-は	0.57	土砂の流出崩壊防止	土崩
	8-ろ	13.28	水源の涵(かん)養	干害

区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
	6-に、9-い、10-い、は、13-い、15-ろ、16-い、35-と、37-ろ、38-ほ、へ、41-ほ、42-は、43-い、44-い、45-る、51-は、53-ろ、は、55-は	114.32	土砂の流出崩壊防止	雪崩
	1-ろ、は、2-い、ろ、6-は、に、7-い、9-い、13-い、15-ろ、19-ろ、22-い、23-い、に、24-い、25-と、32-は、33-い、34-に、へ、35-い、と、37-い、ろ、は、38-は、ほ、へ、39-ろ、と、ち、40-に、41-ほ、42-い、は、に、ほ、43-い、44-い、51-は、53-ろ、は、56-い、61-い、ろ	518.79	土砂の流出崩壊防止	山災防止
	野澤温泉村 計	895.96		
栄村	2-い、ろ、は、3-い、ろ、は、に、4-い、ろ、は、に、22-ろ、24-い、ろ、は、に、25-い、は、に、26-ろ、は、に、29-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、37-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、38-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、47-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、48-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、49-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、57-い、は、に、58-い、は、に、59-は、に、60-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、61-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、77-い、ろ、は、に、ほ、78-い、ろ、は、79-ろ、84-に、87-ち、り、88-い、ろ、89-は、に、ほ、へ、91-い、ろ、は、92-い、ろ、94-ろ、は、95-へ、と、96-い、ろ、は、に、101-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、102-い、ろ、103-い、ろ、は、127-い、ろ、128-い	2,609.71	水源の涵(かん)養	水かん
	8-い、ろ、は、に、ほ、へ、9-ろ、ほ、10-い、ろ、は、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、12-ち、13-い、15-は、に、ほ、へ、と、16-り、17-い、ろ、は、18-い、ろ、は、ほ、19-い、ほ、20-い、ろ、ほ、21-は、22-い、に、24-は、25-は、26-に、27-は、に、29-は、30-い、ろ、は、ほ、へ、と、31-い、32-ろ、ち、41-ろ、ほ、51-い、は、に、52-に、54-い、ろ、67-ろ、ほ、へ、と、ち、68-い、ろ、69-は、ほ、ち、71-い、72-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、73-ろ、は、75-は、80-ろ、81-い、ろ、は、に、82-い、は、に、103-い、105-い、ろ、は、106-い、は、107-い、ろ、は、に、ほ、へ、108-い、に、ほ、109-い、ろ、に、ほ、113-い、は、114-い、ろ、は、に、へ、115-い、は、に、ほ、へ、と、116-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、117-は、に、119-い、ろ、は、に、ほ、へ、120-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、123-い、ろ、は、に、ほ、124-い、ろ、に	1,709.55	土砂の流出崩壊防止	土流
	30-と、31-に、70-い、121-い	2.12	土砂の流出崩壊防止	土崩
	1-い、17-は、20-は、に、ほ、51-ほ	131.26	水源の涵(かん)養	干害
	16-ほ、27-は、ほ、28-は、31-に、51-い、69-ろ、70-い、ろ、は、72-ほ、ち、81-い、は、100-ほ、110-い、121-い	44.65	土砂の流出崩壊防止	雪崩
	13-ろ	0.76	土砂の流出崩壊防止	急傾斜
	9-い、ろ、は、に、ほ、113-い	38.36	土砂の流出崩壊防止	砂防



区分	森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
	5-い、6-ろ、は、に、8-い、ろ、は、に、ほ、へ、9-い、ろ、は、に、ほ、10-い、ろ、は、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、13-い、ろ、に、15-ろ、は、に、ほ、と、16-ほ、へ、と、ち、り、17-い、は、18-い、ほ、20-い、ろ、ほ、21-は、22-い、に、24-は、25-は、27-は、ほ、28-は、29-に、30-ろ、は、ほ、へ、と、31-ろ、に、32-ち、り、41-ろ、ほ、51-い、ろ、は、に、ほ、へ、52-い、に、67-ろ、69-い、は、ほ、ち、70-い、ろ、は、72-は、ほ、へ、と、ち、り、73-い、ろ、80-ろ、は、81-い、ろ、は、に、82-ろ、は、に、93-い、ろ、97-ろ、は、に、100-い、は、に、ほ、101-い、ろ、103-い、104-に、105-い、ろ、は、106-い、107-い、ろ、は、に、ほ、へ、108-に、109-い、ろ、に、ほ、110-い、ろ、は、112-い、ろ、は、113-い、ろ、114-い、ろ、は、へ、115-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、116-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、117-い、ほ、119-い、ろ、は、に、ほ、へ、120-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、123-い、ろ、は、に、124-い、ろ、に	3,520.87	土砂の流出崩壊防止	山災防止
	栄村 計	8,057.28		
	計(北信 地域振興局)	28,773.11		
	計（千曲川下流）	80,163.35		

(3) 林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

## 2 保安施設

### (1) 保安林の整備

保安林の指定については、当計画区における重要な水源の保全、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、保安林として管理すべき面積を計画します。

### (2) 保安施設地区

該当なし

### (3) 治山事業

減災によって県民生活の安全・安心を確保するため、『災害に強い森林づくり指針』に基づき、災害に強い森林づくりに向けた治山事業を実施します。また、近年多発する豪雨災害に対しては施設整備や森林整備による復旧のほか、地域ぐるみの取組を含む次のことを推進します。

#### ① 荒廃山地・荒廃危険地の復旧、整備

- ・ 山地防災力の向上、機能回復のための施設整備
- ・ 防災機能強化のための森林整備
- ・ 既存治山施設の点検調査・機能強化・長寿命化対策

#### ② 住民等と協働して行う山地防災力を高めるための取組

- ・ 地域住民による自主的な防災活動を促すために、防災講演会や説明会などを開催
- ・ 地域住民による森林の見回りや防災マップづくりなどの取組に対する技術的な支援

### (4) 特定保安林の整備

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に過密林等で機能の発揮が低位な状態にある森林、自然条件からみて施業を行うことにより確実な成林が見込まれる森林、緊急に整備する必要がある森林等の要件すべてを満たす森林が存在するものについては、当該保安林を特定保安林に指定するとともに、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保残に関する基本的事項に即し、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林として必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

### (5) その他

- ① 地域住民が保安林や治山施設等の見回りや整備を自主的に実施するように、積極的に説明会を開催するなどの啓発活動を推進します。
- ② 森林 GIS を活用し、保安林の現況や規制に関する情報の総合的な管理を推進します。

### 3 鳥獣害の防止

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

区域の設定については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)に基づき、特に、以下の点に留意して定めるとします。

- ・ 区域設定の対象とする鳥獣(以下「対象鳥獣」という。)はニホンジカとする。ただし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣(ツキノワグマ等)についても対象とすることができる。
- ・ 区域の設定は、森林生態系多様性基礎調査の調査結果等により、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、対象鳥獣による被害を防止するための森林であって、人工林であることを基本とする。ただし、森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。
- ・ 区域は林班単位を基本とし、対象鳥獣別に設定する。なお、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定することができる。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、森林所有者等による巡視等による現地の被害状況の確認のほか、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる方法による鳥獣被害対策を推進します。

- ・ 防護柵(パッチディフェンスを含む。)の設置または維持管理
- ・ 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置
- ・ 忌避剤の散布
- ・ わな、銃器による捕獲

その際は、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとします。

#### (2) その他

鳥獣害の防止対策の実施状況やその効果の確認は、必要に応じて現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行います。

## 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護

### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

#### ア 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・ 伐倒駆除
- ・ 薬剤散布等の各種予防事業
- ・ 守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、被害地の更新等については、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」により実施し、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進します。

#### イ カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

ピークはすぎたものの、カシノナガキクイムシによるナラ類の枯損が発生しています。

防災上あるいは景観上維持すべきナラ類があることから、防除対策等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。



カシノナガキクイムシ被害地状況

#### ウ スギノアカネトラカミキリの被害防止

スギノアカネトラカミキリは、スギ・ヒノキ生立木の枯れ枝に産卵し、幼虫が枯れ枝から樹幹部に入って死節の周辺を食害し、幹材にトビクサレ被害を起こす材質劣化害虫です。

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めることが有効な防除法です。



トビクサレ被害状況

#### エ カラマツ先枯病の被害防止

カラマツ先枯病は、森林病虫害等防除法第二条第一項第三号の政令で定める病気の一つです。

苗畑での薬剤防除を徹底し、苗木時の感染を予防する、造林地に罹病苗木を持ち込まない、罹病木を発見した場合は速やかに伐倒し枝条を焼却処分するといった防除方法を進めます。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

#### オ その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。

また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

(2) 鳥獣対策の方針(3に掲げる事項を除く)

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域以外における対象鳥獣による森林被害については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

種名	対象 個体群	現 状	対 策
ニホンジカ	その他の 地域	ニホンジカの被害が少ない地域ではあるが、今後被害の拡大が懸念される。	① 県境を越えた広域捕獲及び行政界を越えた市町村間の協力・連携による捕獲 ② 侵入防止柵の設置 ③ 忌避剤の散布 ④ 樹皮の剥皮防止のためのテープ巻・ネット巻を実施する。 ⑤ 集落周辺に出没しにくい環境を目指して、緩衝帯の整備や針広混交林の整備など、生息環境の整備。
ツキノワグマ	長野北部  越後、三国	個体群安定的維持。不必要な殺処分は行わない。	① 市町村は、地域振興局、猟友会支部、警察署、クマ対策員、鳥獣保護管理員等関係者と連携し、住宅地等へのツキノワグマの出没等緊急時の出動態勢を整備し、人身被害の回避等住民の安全確保に努める。 ② 樹皮の剥皮防止のためのテープ巻・ネット巻を実施する。
ニホンザル	上信越 高原  鬼無里・ 戸隠  妙高	大規模な個体群。 地域によっては、造林木の剥皮被害がある。	① 加害レベルの低下。 ② できる限り加害個体を選別して捕獲。 ③ 人間への依存が著しく、不特定の個体が農林業被害を与える場合、人身被害のおそれがある場合、農地に定着し恒常的に被害を出している場合は、群れ全体の捕獲も検討。 ④ 餌やり餌付けの原則禁止。
ニホンカモシカ	日光・越 後・三国  長野北部	平均生息密度に大きな変動はみられない。	① 侵入防止策の設置 ② 忌避剤の散布 ③ 捕獲は防除対策を実施した上で、加害個体の捕獲を検討する ④ 日光・越後・三国地域個体群については隣県の群馬県、新潟県と連携を図りつつ保護管理を進める。
イノシシ	全域	林産物(きのこ等)の被害がある。	① 有害鳥獣駆除及び狩猟による被害地周辺での捕獲 ② 電気柵の設置 ③ 緩衝帯の整備



地域住民による緩衝帯整備



### (3) 林野火災の予防

#### ア 火入れの許可

市町村森林整備計画において、森林法に基づく次の内容を定め、住民へ周知徹底を図り、林野火災を予防します。

森林又は森林に接近している範囲 1 キロ平方メートル以内にある原野、山岳、荒地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）においては、その森林又は土地の所在する市町村長の許可を受けて指示することに従ってでなければ、火入れをすることはできません。（森林法第 21 条第 1 項）また、市町村長は、火入れの目的が次の内容でないと、許可することができません。（森林法第 21 条第 2 項）

- ア 造林のための地ごしらえ
- イ 開墾準備
- ウ 害虫駆除
- エ 焼畑
- オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）

なお、火入れをしようとする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、かつ、火入れをしようとする森林又は土地に接近している範囲 1 キロ平方メートルの範囲内にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければなりません。（森林法第 22 条）

#### イ 啓発

毎年実施している山火事予防の啓発パレードを、今後も継続して行うものとします。また、イベント等の会場では、積極的に山火事予防の普及啓発を行います。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害を未然に防止することを目的として、県、市町村の行政機関だけでなく、森林整備を担う森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討するとともに、マスコミ等の協力を得ながら啓発活動に取り組みます。



長野地域振興局の植樹祭における山火事啓発活動



北信地域振興局の山火事予防の啓発パレード

## 第5 保健機能森林

保健機能森林は、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行について」(平成2年5月16日付け2林野企第38号農林水産事務次官通知)の第5の1から3に掲げられる事項に留意して、下記のとおり定めます。

### 1 保健機能森林の区域の基準

第2の2(1)の表2-2の公益的機能別施業森林の快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のうち施業の方法が複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業の森林は、保健機能森林として設定するものとします。

### 2 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法

保健機能森林の施業の方法は、(1)で定めた公益的機能別施業森林の施業の方法に準じて施業するものとします。

### 3 保健機能森林における森林保健施設の整備

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえた多様な施設の整備を行うとともに、次の事項について配慮することとします。

- (ア) 周辺の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備
- (イ) 施設全体の一体的かつ計画的な整備
- (ウ) 四季を通じて利用可能な施設の設置
- (エ) 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備
- (オ) 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定する
- (カ) 施設の設置に当たっては防火体制、防火施設の整備、高齢者や身体障害者等の利用並びに利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意する
- (キ) 周辺との調和や地域の林業・林産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図る

### 4 立木の期待平均樹高

対象森林の樹冠を構成する立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高）を定めます。

### 5 その他

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、次のことに留意するものとします。

- ① 森林及び森林保健施設の適切な管理
- ② 防火体制及び防火施設の整備
- ③ 利用者の安全
- ④ 交通の安全・円滑の確保

## 第6 計画量等

### 1 伐採立木材積

地域特性、木材の需要動向、資源構成等を勘案しながら資源予測を行い、伐採から植林・森林整備に至る再生循環の仕組みが持続する地域林業の構築を目指し、伐採量を計画しました。

(単位 材積：千m<sup>3</sup>)

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,645	2,509	136	477	382	95	2,168	2,127	41
前半5ヵ年の計画量	1,504	1,431	73	313	263	50	1,191	1,168	23

### 2 間伐面積

第6の1により定める間伐に係る伐採立木材積、人工林森林資源量等を勘案して決めました。

区 分	間 伐 面 積
総数	16,012ha
前半5ヵ年の計画量	8,935ha

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

第6の1伐採立木材積の計画数量及び植栽実績を基礎として、以下の考え方により造林面積を計画しました。

- ・単層林の拡大造林(人工林以外の箇所への人工造林)は原則として計画しない。
- ・天然林の伐採跡地は全て天然更新とする。
- ・上記のほか、樹下植栽及び天然更新による育成複層林の導入を計画する。

区 分	人工造林	天然更新
総数	1,966ha	580ha
前半5ヵ年の計画量	1,045ha	301ha



4 林道等の開設及び拡張に関する計画

ア 総括表

(単位 延長;m)

樹立	開設(新設)				開設(改築)			
	路線数	路線延長			路線数	路線延長		
		前期	後期	計		前期	後期	計
<b>計画区計</b>	<b>35</b>	<b>193,610</b>	<b>117,311</b>	<b>310,921</b>	<b>5</b>	<b>185</b>	<b>5,464</b>	<b>5,649</b>
林道	35	13,610	50,311	63,921	5	185	5,464	5,649
森林作業道		180,000	67,000	247,000				
<b>長野地区計</b>		<b>133,410</b>	<b>87,531</b>	<b>220,941</b>	<b>5</b>	<b>185</b>	<b>5,464</b>	<b>5,649</b>
長野市	19	5,200	32,079	37,279	3	171	2,270	2,441
須坂市	3	200	4,600	4,800	1	0	3,008	3,008
千曲市	6	410	4,452	4,862	1	14	186	200
坂城町	0	0	0	0	0	0	0	0
小布施町	0	0	0	0	0	0	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0	0	0
信濃町	2	6,000	0	6,000	0	0	0	0
飯綱町	1	600	1,400	2,000	0	0	0	0
小川村	0	0	0	0	0	0	0	0
林道 計	31	12,410	42,531	54,941	5	185	5,464	5,649
森林作業道		121,000	45,000	166,000				
<b>北信地区計</b>		<b>60,200</b>	<b>29,780</b>	<b>89,980</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
中野市	2	0	6,280	6,280	0	0	0	0
飯山市	2	1,200	1,500	2,700	0	0	0	0
山ノ内町	0	0	0	0	0	0	0	0
木島平村	0	0	0	0	0	0	0	0
野沢温泉村	0	0	0	0	0	0	0	0
栄村	0	0	0	0	0	0	0	0
林道 計	4	1,200	7,780	8,980	0	0	0	0
森林作業道		59,000	22,000	81,000				

樹立	拡張(改良)					拡張(舗装)				
	[箇所線数]	路線延長			路線数	路線延長				
		前期	後期	計		前期	後期	計		
<b>計画区計</b>	<b>[352] 75</b>	<b>13,722</b>	<b>26,718</b>	<b>40,440</b>	<b>48</b>	<b>13,595</b>	<b>55,536</b>	<b>69,131</b>		
林道	[352] 75	13,722	26,718	40,440	48	13,595	55,536	69,131		
<b>長野地区計</b>	<b>[275] 44</b>	<b>7,222</b>	<b>16,490</b>	<b>23,712</b>	<b>35</b>	<b>13,595</b>	<b>37,183</b>	<b>50,778</b>		
長野市	[159] 18	6,350	10,310	16,660	14	6,191	11,605	17,796		
須坂市	[28] 6	432	2,000	2,432	3	0	5,100	5,100		
千曲市	[56] 13	140	2,680	2,820	13	5,504	10,279	15,783		
坂城町	[0] 0	0	0	0	0	0	0	0		
小布施町	[0] 0	0	0	0	0	0	0	0		
高山村	[15] 4	200	400	600	2	1,000	4,269	5,269		
信濃町	[0] 0	0	0	0	0	0	0	0		
飯綱町	[0] 0	0	0	0	0	0	0	0		
小川村	[17] 3	100	1,100	1,200	3	900	5,930	6,830		
林道 計	[275] 44	7,222	16,490	23,712	35	13,595	37,183	50,778		
<b>北信地区計</b>	<b>[77] 31</b>	<b>6,500</b>	<b>10,228</b>	<b>16,728</b>	<b>13</b>	<b>0</b>	<b>18,353</b>	<b>18,353</b>		
中野市	[12] 2	100	2,000	2,100	1	0	500	500		
飯山市	[5] 5	0	950	950	5	0	4,200	4,200		
山ノ内町	[22] 11	1,200	1,100	2,300	0	0	0	0		
木島平村	[18] 6	200	1,500	1,700	2	0	1,796	1,796		
野沢温泉村	[8] 5	0	4,428	4,428	3	0	8,707	8,707		
栄村	[12] 2	5,000	250	5,250	2	0	3,150	3,150		
林道 計	[77] 31	6,500	10,228	16,728	13	0	18,353	18,353		

※林道とは、林道、林業専用道をいう。

※本総括表の内、開設(新設)は森林作業道の延長を含むものとし、(2)箇所別表と一致しない。

イ 路網計画 開設(新設)路線別表

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5力 年計画	路線 番号	備考				
			地区名	市町村名										
開設 (新設)	自動車道	林道	長野	長野市	宮坂	2,000	51	○	04696					
					菱田	50	53		05420					
					古藤	600	32	○	40233					
					峯山	2,200	97	○	40486					
					原	4,000	174		40195					
					二本松	3,500	50		40488					
					東京	2,409	143		04468					
					黒土	1,000	74		40489					
					大沢	1,500	127		04934					
					柄山	4,500	183		04929					
					長崎入	1,000	71		40487					
					曲尾	1,000	73		04935					
					二丁田花倉	1,800	30		05587					
					長者	2,300	64		40470					
					埋家	1,220	64		04700					
					大内峠	4,400	96		04940					
					高福寺	1,800	45		05598					
					矢原柴尾	600	59	○	04938					
					計18路線 前期 後期	35,879 3,800 32,079								
					須崎市	うつくし	800	279		03432				
							((60)) (614)							
				戸谷沢		2,000	238	○	04668					
				タカオチバ		2,000	136		40339					
				計3路線 前期 後期		4,800 200 4,600								
				千曲市	佐野薬師	300	31	○	05378					
					日向山	110	61	○	40276					
					篠山	840	40		05421					
					宮坂仙石	312	41		05258					
					夕日山	1,800	88		04792					
					葎生	1,500	194		04002					
				計6路線 前期 後期	4,862 410 4,452									
				飯綱町	霊仙寺	2,000	52	○	40481					
					計1路線 前期 後期	2,000 600 1,400								
				長野計					計28路線 前期 後期	47,541 5,010 42,531				
				北信	中野市	大熊	280	34		05427				
						間山更科	6,000	500		02201				
					計2路線 前期 後期	6,280 0 6,280								
					飯山市	福島北入	1,500	116		04069				
				計1路線 前期 後期		1,500 0 1,500								
				北信計					計3路線 前期 後期	7,780 0 7,780				
				計画区計					計31路線 前期 後期	55,321 5,010 50,311				

※本表は開設(新設)計画の内、林道計画分を掲載したものである。※( )内の数字は、国有林面積。( ( ) )の数字は、官行造林地面積。

イ 路網計画 開設(新設)路線別表

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5カ 年計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
開設 (新設)	自動車道	林業専用道	長野	長野市	すずり石	1,400	80	○		
					計1路線	1,400				
					前期 後期	1,400 0				
				信濃町	古海	3,500	130	○	40564	古海県有林
					古海支	2,500	48	○	05628	古海県有林
					計2路線	6,000				
				前期 後期	6,000 0					
			長野計		計3路線	7,400				
				前期 後期	7,400 0					
			北信	飯山市	柳原	1,200	30	○	柳原県有林	
					計1路線	1,200				
					前期 後期	1,200 0				
			北信計		計1路線	1,200				
	前期 後期	1,200 0								
計画区計		計4路線	8,600							
	前期 後期	8,600 0								

※本表は開設(新設)計画の内、林業専用道計画分を登載したものである。

ウ 路網計画 開設(改築)路線別表

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5力 年計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
開設 (改築)	自動車道	林道	長野	長野市	蟻ヶ崎	700	119	○	04056	中野市
					大川	1,100	(4,157) 2,255	○	01003	
					松ノ木沢	641	117	○	04064	
					計3路線	2,441				
					前期	171				
					後期	2,270				
					須坂市	米子不動	3,008	(1,018) 816		02005
				計1路線	3,008					
				前期	0					
				後期	3,008					
				千曲市	大池	200	60	○	04001	麻績村
				計1路線	200					
				前期	14					
後期	186									
長野計	計5路線	5,649								
前期	185									
後期	5,464									
計画区計	計5路線	5,649								
前期	185									
後期	5,464									

工 路網計画 拡張(改良)路線別表

( 単位 延長:m、面積:ha )

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5力 年計画	路線 番号	備考				
			地区名	市町村名										
拡張 (改良)	自動車道	林道	長野	長野市	東 豊	[6] 500	(292) 431		02019	幅員改良				
					三 登 山 山 麓	[3] 300	637		02229	法面保全				
					朝 日 山	[5] 500	491		03021	法面保全				
					倉 科 坂	[3] 250	181		04448	法面保全				
					桐 宮	[3] 250	155		04796	法面改良 法面保全				
					御 林	[2] 150	414	○	03139	法面保全				
					高 岡 山 新 田	[4] 310	640		02021	法面保全				
					山 の 神	[2] 500	204		02020	幅員改良				
					立 山	[1] 100	16	○	06049	局部改良				
					釜 岩	[10] 700	644		02230	法面改良 局部改良(橋)				
					大 川	[33] 3,000	(4,157) 2,255	○	01003	法面改良				
					西 岳	[30] 3,000	(366) 322		02169	局部改良				
					土 倉	[30] 3,000	348		03175	局部改良				
					五 百 山	[2] 100	91	○	40178	局部改良				
					左 右 前 山	[4] 200	102		40175	局部改良 法面保全				
					津 上	[8] 400	130		04799	局部改良 法面保全				
					池 の 平	[8] 400	37		40176	局部改良 法面保全				
					聖 山 頂	[5] 3,000	306	○	03314	法面保全				
					計18路線 計159箇所 前期 後期					16,660 6,350 10,310				
					須坂市	米 子 不 動	[3] 332	(1,018) 816		02005	局部改良 橋梁耐震点検 法面保全			
				大 谷 不 動		[3] 300	796		02004	交通安全 法面保全				
				栃 平		[10] 1,000	((50)) 614		02155	局部改良 交通安全 法面保全				
				月 生		[5] 500	152		03086	交通安全 法面保全				
				熊 野 権 現		[2] 200	28		05426	交通安全 法面保全				

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5年 計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
拡張 (改良)	自動車道	林道	長野	須坂市	戸谷沢	[5] 100	((60)) (614) 238	○	04668	局部改良 法面保全
					計6路線 計28箇所 前期 後期	2,432 432 2,000				
				千曲市	更埴坂城	[6] 200	670	02231	局部改良	
					芝平樽滝	[7] 440	640	02167	局部改良 法面保全	
					不動滝	[6] 340	524	02002	局部改良 法面保全	
					古家	[6] 200	95	40127	法面保全	
					更埴大岡	[3] 180	((23)) 52	40124	局部改良 法面保全	
					大洞	[2] 60	74	04613	法面保全	
					宮坂支	[4] 190	62	05214	法面保全	
					佐野山	[5] 500	101	40125	法面保全	
					猿ヶ馬場	[2] 80	158	○ 04786	局部改良	
					山の神	[3] 60	60	○ 04004	局部改良	
					冠着山	[6] 210	236	03008	法面保全	
					北山	[3] 270	57	04008	法面保全	
					久露滝	[3] 90	58	40131	法面保全	
					計13路線 計56箇所 前期 後期	2,820 140 2,680				
					高山村	湯沢	[6] 200	((96)) 1,192	02008	局部改良 橋梁改良 法面保全
				山田入		[4] 200	((142)) 414	02009	局部改良	
				天神原		[2] 100	167	○ 04421	法面保全	
				中日影		[3] 100	233	○ 02226	局部改良 法面保全	
				計4路線 計15箇所 前期 後期		600 200 400				

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5力 年計画	路線 番号	備考	
			地区名	市町村名							
拡張 (改良)	自動車道	林道	長野	小川村	李 平	[10] 1,000	581		02023	局部改良 法面保全	
					上 和 桐 山	[5] 100	703		02117	局部改良 法面保全	
					山 中	[2] 100	53	○	04375	法面保全	
					計3路線 計17箇所 前期 後期	1,200 100 1,100					
			長野計	計44路線 計275箇所 前期 後期	23,712 7,222 16,490						
			北信	中野市	矢 崎	[2] 100	88	○	40147	局部改良 法面保全	
					間 山 桜 沢	[10] 2,000	270		03403	法面保全	
					計2路線 計12箇所 前期 後期	2,100 100 2,000					
				飯山市	上 新 田	[1] 200	85		40236	局部改良	
					入 山	[1] 150	86		03067	局部改良	
					福 島 北 入	[1] 200	116		04069	局部改良	
					塔 ノ 原	[1] 300	68		04073	局部改良	
					神 戸	[1] 100	65		40238	局部改良	
					計5路線 計5箇所 前期 後期	950 0 950					
				山ノ内町	金 倉 竜 王	[1] 200	1,170	○	02014	局部改良	
					倉 下	[1] 100	1,029		02015	局部改良	
					乗 廻	[2] 200	137	○	04015	局部改良	
			前 坂 臂 出 原		[1] 100	101	○	04526	局部改良		
			横 倉		[3] 300	361	○	03015	局部改良		
			上 条 山		[1] 100	205	○	03319	局部改良		
			角 間 入		[5] 500	1,364	○	02012	局部改良		
			貝 鐘		[1] 100	157		04784	局部改良		
			ビ ッ タ リ		[1] 100	133	○	04554	局部改良		
			三 沢		[3] 300	251	○	09079	局部改良		
			菅 入		[3] 300	209		03162	局部改良		
			計11路線 計22箇所 前期 後期		2,300 1,200 1,100						

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5力 年計画	路線 番号	備考			
			地区名	市町村名									
拡張 (改良)	自動車道	林道	北信	木島平村	清水平	[3] 200	((50)) (1,111) 231	○	02140	法面保全			
					猿ヶ沢	[4] 200	(173) 118		03489	局部改良			
					中の沢	[2] 100	57		40160	法面保全 局部改良			
					三沢	[2] 100	75		04022	局部改良 法面保全			
					内山	[2] 100	180		04785	局部改良 法面保全			
					カヤの平	[5] 1,000	(20) 297		03184	局部改良 法面保全			
					計6路線 計18箇所 前期 後期	1,700 200 1,500							
				野沢温泉村	中尾	[4] 180	(166) 214		03019	法面保全			
					柄沢	[1] 300	(100) 180		03440	局部改良			
					幕野	[1] 1,314	105		40164	幅員拡張			
					池田峰	[1] 1,223	86		04023	幅員拡張			
					本沢	[1] 1,411	104		40161	幅員拡張			
					計5路線 計8箇所 前期 後期	4,428 0 4,428							
				栄村	秋山	[10] 5,000	(1,027) 867	○	01038	局部改良(橋) 法面保全			
					青倉	[2] 250	(61) 211		03182	局部改良			
					計2路線 計12箇所 前期 後期	5,250 5,000 250							
						北信計	計31路線 計77箇所 前期 後期	16,728 6,500 10,228					
						計画区計	計75路線 計352箇所 前期 後期	40,440 13,722 26,718					

※( )内の数字は、国有林面積。(( ))の数字は、官行造林地面積。



才 路網計画 拡張(舗装)路線別表

( 単位 延長:m、面積:ha )

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5力 年計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
拡張 (舗装)	自動車道	林道	長野	長野市	三ツ出北郷	600	34	○	40226	
					桑根井	800	70		04029	
					鳥打峠	900	14	○	04920	
							((22))			
							(146)			
					笹平	100	229		03469	
					大山	397	36		05130	
					大豆皮	700	16		06039	
					陣場平	608	182		03025	
					台坂	800	84		03475	
					西山	1,000	36		40216	
							(292)			
					東豊	1,000	431		02019	
					土倉	6,200	348		03175	
				左右前山	991	102	○	40175		
				篠猪ノ平支	2,800	63	○	40231		
					900	94	○	40229		
				計14路線	17,796					
				前期	6,191					
				後期	11,605					
				須坂市		((50))				
					栴平	2,700	614		02155	
					花田	1,200	189		04389	
					東ノ入	1,200	200		03372	
					計3路線	5,100				
					前期	0				
					後期	5,100				
				千曲市		((14))				
					葭生	2,000	194		04002	
					宮坂	710	94		40121	
					宮坂支	1,573	62		05214	
					猿ヶ馬場	195	158		04786	
					山の神	4,491	60		04004	
					熊柳	250	106	○	04025	
					飛地	1,000	33	○	05106	
					大鹿日向	1,271	51	○	40271	
					蛇岩	400	116	○	04027	
					漆原大林	250	151		k0002	
					北山	1,060	53		04008	
					佐野山	1,200	101	○	40125	
					中原入	1,383	276	○	03002	
	計13路線	15,783								
	前期	5,504								
	後期	10,279								
高山村		((96))								
	湯沢	1,000	1,192	○	02008					
	天神原	4,269	167		04421					
	計2路線	5,269								
	前期	1,000								
	後期	4,269								

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5力 年計画	路線 番号	備考		
			地区名	市町村名								
拡張 (舗装)	自動車道	林道	長野	小川村	李 平	2,530	(16)	590	02023			
					上 和 桐 山	2,500	801	02117				
					山 中	1,800	53	○	04375			
					計3路線 前期 後期	6,830 900 5,930						
			長野計		計35路線 前期 後期	50,778 13,595 37,183						
			北信	中野市	南	500	67	40152				
					計1路線 前期 後期	500 0 500						
				飯山市	福 島	1,200	189	40237				
					上 新 田	300	85	40236				
					福 島 北 入	800	116	04069				
					塔 ノ 原	1,400	68	04073				
					神 戸	500	65	40238				
				計5路線 前期 後期	4,200 0 4,200							
				木島平村	猿 ケ 沢	386	(173) 118	03489				
		内 山			1,410	180	04785					
		計2路線 前期 後期			1,796 0 1,796							
		野沢温泉村		中 尾	5,181	(166) 214	03019					
				平 林	2,303	104	04620					
				池 田 峰	1,223	86	04023					
				計3路線 前期 後期	8,707 0 8,707							
		栄村		大 久 保	1,700	335	02143					
				月 岡 水 頭	1,450	226	03189					
				計2路線 前期 後期	3,150 0 3,150							
		北信計		計13路線 前期 後期	18,353 0 18,353							
		計画区計		計48路線 前期 後期	69,131 13,595 55,536							

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

保安林の配備計画は、市町村森林整備計画の公益的機能別施業森林のうち、現況が保安林ではない森林を市町村ごとに一定の割合で保安林に指定するように計画を樹立し、治山事業等を活用し、保安林指定の目的の維持・増進を目指します。

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位:ha)

保安林の種類	面積		現況
		前半5ヵ年の 計画面積	
総数(実面積)	36,261	33,560	31,890
水源涵養のための保安林	21,255	19,639	18,839
災害防備のための保安林	14,858	13,807	12,973
保健・風致の保存等のための保安林	1,777	1,743	1,707

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、合計に一致しないことがある。

#### ② 計画期間内において保安林の指定を相当とする森林の種類別の面積

(単位:ha)

地区	森林の所在 市町村	総数 (実面積)	水源涵養のための保安林		災害防備のための保安林		保健・風致の保存等 のための保安林				
			うち前半 5年分	現況	うち前半 5年分	現況	うち前半 5年分	現況			
長野	長野市	10,690	6,297	5,818	5,581	4,337	4,030	3,786	493	480	467
	須坂市	2,395	613	566	543	1,781	1,655	1,555	173	173	173
	千曲市	2,012	1,110	1,026	984	903	839	788	174	174	174
	坂城町	1,333	886	818	785	447	416	391	0	0	0
	小布施町	12	0	0	0	12	11	11	0	0	0
	高山村	4,607	3,137	2,898	2,780	1,471	1,367	1,284	0	0	0
	信濃町	457	212	196	188	245	228	214	0	0	0
	飯綱町	228	138	128	123	89	83	78	0	0	0
	小川村	871	0	0	0	871	809	760	23	23	23
	計	22,605	12,393	11,450	10,984	10,156	9,438	8,867	863	850	837
北信	中野市	1,135	756	699	670	379	352	331	119	119	119
	飯山市	2,499	1,465	1,354	1,298	1,010	939	882	76	70	65
	山ノ内町	3,975	3,073	2,839	2,724	834	775	729	719	704	686
	木島平村	494	404	373	358	89	83	78	0	0	0
	野沢温泉村	428	204	189	181	224	208	196	0	0	0
	栄村	5,125	2,960	2,735	2,624	2,166	2,012	1,890	0	0	0
	計	13,656	8,862	8,189	7,855	4,702	4,369	4,106	914	893	870
	合計	36,261	21,255	19,639	18,839	14,858	13,807	12,973	1,777	1,743	1707

注) 現況面積は、令和元年9月1日現在の面積。

③ 計画期間内において保安林の解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

森林の所在			種 類	面積	解除を必要とする理由
地区名	市町村名	区域			
千曲川下流	—	—	水源かん養保安林	1ha	指定理由の消滅
	—	—	水源かん養保安林	1ha	公益上の理由
	—	—	土砂流出防備保安林	1ha	指定理由の消滅
	—	—	土砂流出防備保安林	2ha	公益上の理由
	—	—	土砂崩壊防備保安林	1ha	指定理由の消滅
	—	—	土砂崩壊防備保安林	1ha	公益上の理由
	—	—	なだれ防止保安林	1ha	指定理由の消滅
	—	—	なだれ防止保安林	1ha	公益上の理由

④ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養のための保安林	—	—	1,201ha	1,510ha	640ha
災害防備のための保安林	—	—	827ha	1,040ha	441ha
保健・風致の保存等のための保安林	—	—	5ha	6ha	3ha

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画		
長野市	70、231、247、1031、3021、3022、3073、3080、4009、4010、4013、4059、4097、4098、4112、5020、6001、6003、6014、6035 林班	16 地区	16 地区	溪間工、山腹工 本数調整伐	
須坂市	27、28、29 林班	3 地区	3 地区	山腹工	
千曲市	1、1002 林班	2 地区	2 地区	溪間工、山腹工	
坂城町	1、40 林班	2 地区	2 地区	溪間工、山腹工	

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画		
高山村	56 林班	1 地区	1 地区	山腹工	
小川村	3、18、61 林班	3 地区	3 地区	溪間工、山腹工 本数調整伐	
飯山市	42、108、109、110、120 林班	2 地区	2 地区	溪間工、山腹工	
山ノ内町	28、120 林班	2 地区	2 地区	溪間工、山腹工	
栄村	11、12、97、101、119、 121 林班	3 地区	3 地区	溪間工、山腹工、 本数調整伐	

## 6 要整備森林

### (1) 要整備森林の所在及び面積

該当箇所なし

### (2) 要整備森林について実施すべき施業の方法

該当なし

### (3) 実施すべき施業の時期

該当なし

## 第7 保安林その他制限林の施業の方法

制限林の種類による施業の方法は、下記の表のとおり定めます。

【表7-1 制限林の施業の方法】

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分	
水源かん養保安林	水かん	1-1	禁伐 <p>主伐に係る伐採を禁止する。また間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のため間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐できることが定められているものについては、樹冠疎密度が、10分の8以上の箇所においてできるものとする。                      間伐することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の2(3.5)※1を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が、10分の8を下ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p>
		1-2	択伐 <p>主伐は、択伐による。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、その伐採の限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3(4)※2以内とする。                      また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が、10分8以上の箇所において間伐できるものとする。                      間伐することができる立木の材積は、1-1の間伐の項を準用する。                      植栽については、人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり各保安林の指定の指定施業要件で定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p>
		1-3	皆伐区指定有 <p>主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、市町村森林計画で定める標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。                      間伐は、樹冠疎密度が、10分の8以上の森林について行うことができるものとし、間伐することができる立木の材積は、1-1の間伐の項を準用する。                      植栽については、人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗を、1ヘクタール当たりおおむね各保安林の指定施業要件で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p>

※1、※2については、各保安林の指定施業要件による。

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
土砂流出防備保安林	土流	2-1	禁伐	1-1を準用する。
		2-2	択伐	1-2を準用する。
		2-3	皆伐伐区指定有	1-3を準用する。
土砂崩壊防備保安林	土崩	3-1	択伐	1-2を準用する。
		3-2	皆伐伐区指定有	1-3を準用する。
干害防備保安林	干害	4-1	択伐	1-2を準用する。
		4-2	皆伐伐区指定有	1-3を準用する。
防風保安林	防風	5-1	択伐	1-2を準用する。
水害防備保安林	水害	6-1	択伐	1-2を準用する。
落石防止保安林	落石	7-1	択伐	1-2を準用する。
		7-2	皆伐伐区指定有	1-3を準用する。
なだれ防止保安林	なだれ	8-1	禁伐	1-1を準用する。
		8-2	択伐	1-2を準用する。
保健保安林	保健	9-1	禁伐	1-1を準用する。
		9-2	択伐	1-2を準用する。
		9-3	皆伐伐区指定有	1-3を準用する。
風致保安林	風致	10-1	禁伐	1-1を準用する。
		10-2	択伐	1-2を準用する。
水源かん養 +風致保安林	水致	11-1	禁伐	1-1を準用する。
		11-2	択伐	1-2を準用する。
水源かん養 +保健保安林	水保	12-1	禁伐	1-1を準用する。
		12-2	択伐	1-2を準用する。
		12-3	皆伐伐区指定有	1-3を準用する。
土砂流出防備 +保健保安林	流保	13-1	禁伐	1-1を準用する。
		13-2	択伐	1-2を準用する。
		13-3	皆伐伐区指定有	1-3を準用する。
干害防備 +保健保安林	干保	14-1	禁伐	1-1を準用する。
		14-2	択伐	1-2を準用する。
		14-3	皆伐伐区指定有	1-3を準用する。
落石防止 +保健保安林	落保	15-1	禁伐	1-1を準用する。
		15-2	択伐	1-2を準用する。
		15-3	皆伐伐区指定有	1-3を準用する。
砂防指定地	砂防	20-1	禁伐	1-1を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		20-2	択伐	1-2を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		20-3	皆伐伐区指定有	1-3を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		20-4	皆伐伐区指定無	主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は定めない。 間伐及び伐採に関する事項については1-3を準用する。
国立公園 特別保護地区	国立特	21-1	禁伐	原則として、全ての森林の伐採を禁止する。 ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は、測量のために行われるものは除く。
		21-2	択伐	単木による択伐によることできる。 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えたものとし、その伐採の限度は、現在蓄積の10%以内とする。 なお、公園事業に係る施設（自然公園法施行令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、単木択伐法によるものとする。
国立公園 第1種特別地区	国立1	22-1	禁伐	21-1を準用する。
		22-2	択伐	21-2を準用する。

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
国立公園 第2種特別地域	国立2	23-1	禁伐	21-1を準用する。
		23-2	択伐	21-2を準用する。
		23-3	皆伐伐区指定有	風致の維持に支障のないものにあつては、1伐区の大きさが2ヘクタール以内の皆伐作業を行うことができる。ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点より望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 なお、伐区は更新後5年を経過しなければ連続して設定してはならない。 また、伐期齢は標準伐期齢以上とする。
国立公園 第3種特別地域	国立3	24-1	禁伐	21-1を準用する。
		24-2	択伐	21-2を準用する。
		24-3	皆伐伐区指定有	23-3を準用する。
		24-4	皆伐伐区指定無	全般的に風致の維持を考慮して施業を行うこととし、特に施業の制限を受けないものとする。
国立公園 地種区分未定	国立未	25-1	禁伐	21-1を準用する。
		25-2	択伐	21-2を準用する。
		25-3	皆伐伐区指定有	23-3を準用する。
		25-4	皆伐伐区指定無	24-4を準用する。
国立公園 普通地域	国立普	26-1	禁伐	21-1を準用する。
		26-2	択伐	21-2を準用する。
		26-3	皆伐伐区指定有	23-3を準用する。
		26-4	皆伐伐区指定無	24-4を準用する。
国定公園 特別保護地区	国定特	27-1	禁伐	21-1を準用する。
国定公園 第1種特別地域	国定1	28-1	禁伐	21-1を準用する。
		28-2	択伐	21-2を準用する。
国定公園 第2種特別地域	国定2	29-1	禁伐	21-1を準用する。
		29-2	択伐	21-2を準用する。
		29-3	皆伐伐区指定有	23-3を準用する。
国定公園 第3種特別地域	国定3	30-1	禁伐	21-1を準用する。
		30-2	択伐	21-2を準用する。
		30-3	皆伐伐区指定有	23-3を準用する。
		30-4	皆伐伐区指定無	24-4を準用する。
国定公園 地種区分未定	国立未	31-1	禁伐	21-1を準用する。
		31-2	択伐	21-2を準用する。
		31-3	皆伐伐区指定有	23-3を準用する。
		31-4	皆伐伐区指定無	24-4を準用する。
国定公園 普通地域	国立普	32-1	禁伐	21-1を準用する。
		32-2	択伐	21-2を準用する。
		32-3	皆伐伐区指定有	23-3を準用する。
		32-4	皆伐伐区指定無	24-4を準用する。
県立自然公園 第1種特別地域	県立1	33-1	択伐	21-2を準用する。
県立自然公園 第2種特別地域	県立2	34-1	択伐	21-2を準用する。
		34-2	皆伐伐区指定有	23-3を準用する。
県立自然公園 第3種特別地域	県立3	35-1	禁伐	21-1を準用する。
		35-2	択伐	21-2を準用する。
		35-3	皆伐伐区指定有	23-3を準用する。
		35-4	皆伐伐区指定無	24-4を準用する。
県立自然公園 地種区分未定地域	県立未	36-1	皆伐伐区指定有	23-3を準用する。



制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
県立自然公園 普通地域	県立普	37-1	禁伐	21-1を準用する。
		37-2	択伐	21-2を準用する。
		37-3	皆伐伐区指定有	23-3を準用する。
		37-4	皆伐伐区指定無	24-4を準用する。
文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかると指定地	文化財	38-1	禁伐	1-1を準用する。
		38-2	択伐	21-2を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
林業種苗法による特別母樹林	林苗	39-1	禁伐	21-1を準用する。
		39-2	皆伐伐区指定有	23-3を準用する。
都市計画法、 風致地区	都風	40-1	択伐	1-2を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		40-2	皆伐伐区指定有	1-3を準用し、指定目的に適合した施業を行う。 ただし1-3のうち「1箇所当たりの皆伐面積の限度20ヘクタール」を「1箇所当たりの皆伐面積の限度は1ヘクタール」と読み替えるものとする。
鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣特	41-1	択伐	主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
		41-2	皆伐伐区指定有	鳥獣の保護に支障がないと認められる場合には皆伐することができる。 主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐採期齢以上のものとし、その伐採の限度は1-2を準用する。 また、地域森林計画の初年度以降5年間に当該計画に係る特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
急傾斜地崩壊危険 区域内の森林	急傾斜	42-1	択伐	1-2を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		42-2	皆伐伐区指定有	1-3を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		42-3	皆伐伐区指定無	20-4を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
長野県自然環境保 全地域特別地区	自保特県	43-1	皆伐伐区指定有	1-3を準用し、指定目的に適合した施業を行う。

(注意) 制限林が重複指定されている場合は、その制限に係る施業方法の厳しいものにより施業すること。

【表7-2】 制限林の施業方法総括表

(単位 面積：h a)

制限林の種類	面積	伐採方法別面積			択伐	禁伐	重複
		皆伐		伐区指定有			
		皆伐	伐区指定無				
保安林	水源かん養保安林	18,499.22	16,681.96		1,817.07	0.19	保健 1,219.68 風致 14.06 国立特 296.53 国立2 201.28 国立3 192.59 国立未 519.78 鳥獣特 615.21 都風 76.15 砂防 961.97
	土砂流出防備保安林	10,999.19	3,788.56		7,182.92	27.71	保健 192.32 国立2 40.46 国立3 30.74 国立未 730.05 鳥獣特 70.63 都風 198.41 文化財 5.65 急傾斜 2.74 砂防 1,127.67
	土砂崩壊防備保安林	91.74	0.04		91.70		国立未 3.86 急傾斜 0.40 砂防 5.48
	干害防備保安林	1,688.11	1,521.26		166.85		保健 198.89 国立2 0.08 県立未 162.25 文化財 0.39 急傾斜 0.59 砂防 16.83
	水害防備保安林	17.41			17.41		国立2 1.16 都風 1.16 砂防 0.16
	落石防止保安林	43.81			43.81		保健 0.18 都風 2.37 急傾斜 0.18 砂防 6.47
	なだれ防止保安林	306.78			272.14	34.64	国立2 2.25 都風 2.25 文化財 29.71
	保健保安林	1,655.20	185.74		1,469.46		水かん 1,219.68 土流 192.32 干害 198.89 落石 0.18 国立特 296.53 国立2 24.92 国立3 107.64 国立未 343.48 鳥獣特 637.37 文化財 0.39 急傾斜 0.18 砂防 637.37
	風致保安林	65.96			65.96		水かん 14.06 国立未 35.71 都風 35.71
	計	33,367.42	22,177.56		11,127.32	62.54	

【表7-2】 制限林の施業方法総括表

(単位 面積：ha)

制限林の種類	面積	伐採方法別面積					重複	
		皆伐			択伐	禁伐		
		皆伐	伐区指定無	伐区指定有				
砂防指定地	6,572.92		2,722.04	2,657.96	1,191.21	1.71	水かん 961.97 土流 1,127.67 土崩 5.48 干害 16.83 水害 0.16 落石 6.47 保健 637.37 国立特 341.06 国立2 175.00 国立未 1,292.95 鳥獣特 763.74 都風 50.57 文化財 1.71 急傾斜 0.17	
自然公園	第2種特別地域			864.59	861.39		水かん 201.28 土流 40.46 干害 0.08 水害 1.16 なだれ 2.25 保健 24.92 都風 528.23 砂防 175.00	
		第3種特別地域	565.31	367.87	150.90	46.54	水かん 192.59 土流 30.74 保健 107.64	
		未指定地域	2,754.63	533.25	1,911.79	309.59	水かん 519.78 土流 730.05 土崩 3.86 保健 343.48 風致 35.71 鳥獣特 424.12 都風 338.54 急傾斜 1.00 砂防 1,292.95	
		計	5,045.92	901.12	2,927.28	1,217.52		
	県立公園	第1種特別地域						
		第2種特別地域						
		第3種特別地域						
		未指定地域	162.25		162.25		干害 162.25	
		計	162.25		162.25			
	計	5,208.17		901.12	3,089.53	1,217.52		
文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる指定地	79.40				77.69	1.71	土流 5.65 干害 0.39 なだれ 29.71 保健 0.39 砂防 1.71	
鳥獣保護区特別保護地区	1,118.46			424.12	694.34		水かん 615.21 土流 70.63 保健 637.37 国立特 694.34 国立未 424.12 砂防 763.74	
急傾斜地崩壊危険地区	35.64		0.02	4.63	30.99		土流 2.74 土崩 0.40 干害 0.59 落石 0.18 保健 0.18 国立未 1.00 都風 0.50 砂防 0.17	

【表7-2】 制限林の施業方法総括表

(単位 面積：ha)

制限林の種類	面積	伐採方法別面積					重複
		皆伐			択伐	禁伐	
		皆伐	伐区指定無	伐区指定有			
都市計画法による風致地区	1,368.04			693.56	674.48		水かん 76.15 土流 198.41 水害 1.16 落石 2.37 なだれ 2.25 風致 35.71 国立2 528.23 国立未 338.54 急傾斜 0.50 砂防 50.57
林業種苗法による特別母樹または特別母樹林							
原生自然環境保全地域							
自然環境保全地域の国の指定による特別地域							
自然環境保全地域の県の指定による特別地域							
その他の制限林計	14,382.63		3,623.18	6,869.80	3,886.23	3.42	
総計	47,750.05	22,177.56	3,623.18	6,869.80	15,013.55	65.96	

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
長野市	水かん	33-に、75-い、ろ、は、77-い、109-い、ろ、は、に、ほ、へ、110-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、242-は、に、245-ろ、294-に、298-は、1007-ろ、に、ほ、へ、1008-ほ、1012-い、ろ、1016-い、ろ、は、に、ほ、へ、1018-は、に、1050-い、ろ、は、に、ほ、へ、1051-ほ、1053-ろ、は、に、1054-い、ろ、は、に、ほ、1055-い、ろ、は、に、1056-い、ろ、へ、1061-い、3040-い、ろ、は、に、3041-い、ろ、は、に、ほ、3076-ろ、は、3078-い、ろ、3079-ろ、に、ほ、へ、3085-は、に、ほ、3087-は、に、3089-に、ほ、3092-ろ、は、に、ほ、3093-い、ろ、3094-ほ、3095-い、は、に、ほ、ち、3098-へ、4001-い、ろ、は、4002-い、ろ、は、ほ、へ、4003-い、ろ、は、に、4004-い、ろ、は、に、ほ、4005-い、ろ、は、に、ほ、4006-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4008-い、ろ、は、に、ほ、へ、4009-い、ろ、は、4010-い、ろ、は、に、ほ、4011-い、ろ、は、に、4012-い、ろ、は、に、ほ、へ、4013-い、は、に、ほ、4014-い、ろ、は、4015-い、ろ、は、4017-い、ろ、は、ほ、4018-い、ろ、は、4019-い、ろ、は、に、4020-い、ろ、は、に、4021-い、ろ、は、に、ほ、4022-い、ろ、は、に、4023-い、ろ、4024-い、4025-い、4027-は、4028-は、4034-に、4035-い、4036-い、ろ、は、4039-い、4040-は、4043-は、4044-い、ろ、は、に、4045-い、ろ、は、ほ、4052-は、に、ほ、4053-い、ろ、は、に、ほ、へ、4054-い、ろ、は、に、ほ、へ、4055-い、ろ、は、に、ほ、4056-い、ろ、は、4057-い、ろ、は、4058-い、ろ、4059-い、ろ、は、に、4060-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4061-い、ろ、は、に、ほ、4062-い、ろ、は、4064-ろ、4065-い、ろ、は、4066-い、ろ、は、4074-い、ろ、は、4075-い、ろ、4076-い、ろ、は、4077-い、4082-い、ろ、は、に、4083-い、4085-ろ、は、4086-い、は、に、ほ、へ、と、ち、4087-へ、4088-い、ろ、は、に、4089-い、ろ、4090-い、ろ、は、に、ほ、へ、4091-い、ろ、は、に、ほ、へ、4094-ろ、は、4104-い、ろ、は、4105-ろ、は、に、ほ、へ、4106-い、ろ、は、に、4107-は、4108-い、ろ、は、ほ、4117-に、4118-に、6026-は、に、ほ、へ、6027-い、ろ、は、6028-は、に、6031-い、ろ、は、に	4839.24						1-3
		298-ろ、は、に、ち、り、1018-ろ、ほ、3040-ろ、は、に、3041-い、ろ、は、に、ほ、3073-は、3075-い、3076-い、ろ、は、3077-い、ろ、は、3078-い、ろ、3079-へ、3080-い、3089-ほ、3092-ほ、3094-い、4017-は、4051-ろ、4055-い、4062-い、ろ、は、に、4076-い					185.09		1-2
	小計		5024.33	4839.24	0	0	185.09	0	

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					
				皆伐			択伐	禁伐	施業方法
				皆伐	伐区無	伐区有			
	土流	26-い、ろ、27-ろ、28-に、31-は、に、60-ろ、 65-ろ、66-ろ、は、67-い、ろ、は、に、ほ、へ、 と、ち、68-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、 ぬ、る、を、69-い、72-い、ろ、90-は、91-へ、 92-と、93-い、94-い、ろ、95-い、98-い、109- ろ、114-い、116-は、に、117-い、119-ろ、は、 120-い、ろ、123-ろ、130-ろ、は、133-い、へ、 159-い、163-い、169-ろ、172-は、173-い、ろ、 175-い、177-に、ほ、178-い、ろ、は、179-と、 181-は、に、182-る、183-ち、184-ぬ、る、186- へ、と、187-ち、ぬ、188-に、へ、り、190-ろ、 ほ、191-い、へ、ち、192-い、211-ほ、212-ろ、 221-い、ほ、224-ぬ、225-い、ろ、227-に、229- い、ろ、は、233-ぬ、235-ほ、と、238-ろ、240- い、ろ、242-い、247-ほ、248-い、250-ろ、258- に、266-ほ、272-ほ、291-と、1005-い、1021- ほ、1023-い、1024-に、1030-い、1031-は、に、 1033-ろ、は、り、1034-に、1035-い、1037-ろ、 は、に、1039-い、ろ、は、1040-い、ろ、1041- に、ほ、1042-ろ、に、ほ、1043-い、ろ、1044- ろ、は、2002-ほ、へ、と、2003-ろ、2004-に、 ち、ぬ、2008-ろ、2011-ろ、2012-ろ、2013-い、 は、2018-い、ろ、3003-へ、3015-ち、3033-る、 3034-へ、3039-い、ろ、は、3043-い、ろ、は、 に、3044-へ、3047-い、ろ、3065-ろ、は、と、 3067-に、3069-は、に、3070-い、ろ、3072-い、 3073-に、3075-に、3076-へ、3081-い、3082- ほ、3086-ろ、ほ、3097-ほ、へ、4038-い、は、 4039-ろ、は、4041-い、ろ、4042-へ、4043-い、 4046-い、ろ、に、4047-い、4050-ほ、4054-ろ、 は、ほ、4061-い、ほ、4062-い、に、ほ、4068- は、4076-は、4077-い、4079-は、4080-ろ、4081- は、4082-い、4083-ろ、は、に、4084-い、4092- に、ほ、4093-い、4094-い、  ほ、4096-は、へ、4098-い、ろ、4099-い、ろ、 4100-い、4103-い、4107-い、4110-ろ、4111- い、4112-ほ、4113-ほ、4114-い、ろ、に、4115- ろ、へ、と、4116-い、5002-ろ、は、5003-い、 ほ、5005-い、は、5006-と、5009-ろ、5010-は、 5014-い、5020-い、ろ、は、5024-い、へ、5034- い、へ、と、5036-ほ、5037-ろ、5038-い、ろ、 は、5039-い、ろ、は、に、5040-い、ろ、は、5041- り、5042-に、へ、ち、5044-は、ほ、へ、と、 5045-ろ、は、5046-ろ、に、ほ、を、わ、5047- に、5049-ろ、は、5050-ち、ぬ、5051-い、ろ、 5053-ほ、へ、と、ち、5056-へ、と、ち、5058- へ、と、5060-は、に、5061-ほ、へ、と、5062- ろ、5064-い、に、ほ、へ、と、5065-ろ、5067- は、5069-い、5071-ろ、5072-い、5077-は、5086- は、5088-は、に、5089-い、5090-ろ、5091- い、は、5092-い、に、5093-は、6001-い、は、 6002-ろ、へ、6003-は、6004-い、は、6005-ろ、 は、6008-ろ、は、6010-ほ、6011-ち、6014-と、 6015-は、に、6018-ろ、6019-ろ、に、6020-に、 6021-ほ、6022-い、へ、ぬ、6025-い、6029-は、 に、へ、6030-は、6031-い、6033-い、6034-い、 ろ	972.92					2-3	

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					
				皆伐			択伐	禁伐	施業方法
				皆伐	伐区無	伐区有			
		26-い、ろ、27-ろ、28-に、31-は、40-い、45-ほ、57-に、59-い、62-ろ、に、63-は、に、65-い、ろ、は、に、ぬ、70-い、ろ、は、に、71-い、は、72-い、74-ろ、78-ろ、81-ほ、82-い、ろ、84-い、ろ、85-は、90-に、97-へ、98-い、100-い、は、ほ、104-い、112-は、113-ろ、は、に、114-い、115-ろ、116-ろ、117-い、ろ、119-い、ろ、は、に、120-い、ろ、121-い、ろ、122-い、は、130-い、ろ、は、に、131-い、ろ、は、132-に、133-い、ろ、に、へ、と、142-は、143-い、153-ろ、158-ろ、は、159-い、163-い、ろ、は、166-い、168-ろ、は、169-い、ろ、170-い、171-は、172-い、ほ、へ、173-い、ろ、ほ、と、174-い、ろ、に、175-い、は、に、177-に、ほ、へ、178-い、は、179-ち、181-は、182-い、ろ、に、ほ、る、183-い、へ、ち、り、184-い、ろ、ほ、と、185-り、186-へ、と、ち、り、187-は、に、ほ、と、ち、り、ぬ、る、188-に、へ、189-に、へ、と、ち、り、190-い、ろ、ほ、191-い、ろ、は、ほ、へ、ち、り、ぬ、192-い、ろ、は、に、194-に、ほ、195-い、ろ、は、196-は、197-い、ろ、198-ろ、は、に、200-に、201-ほ、203-い、208-い、ろ、と、209-は、に、210-ろ、は、に、211-い、ろ、に、ほ、212-い、ろ、は、213-い、216-い、ろ、は、に、ほ、217-い、と、219-へ、221-い、ほ、224-い、と、ぬ、225-い、ろ、へ、と、ち、227-に、へ、229-い、230-ろ、は、ほ、232-い、に、へ、233-い、ろ、ち、り、る、234-ろ、は、に、235-ほ、と、236-と、ち、238-ろ、240-い、ろ、247-ろ、に、ほ、と、248-い、250-い、ろ、257-へ、ち、り、258-は、に、ほ、259-ろ、は、に、ほ、260-い、ろ、に、ほ、261-ろ、ほ、266-ろ、に、ほ、270-ろ、272-い、は、ほ、282-い、285-い、ろ、は、286-と、287-は、289-い、290-い、と、291-い、ろ、と、294-り、ぬ、297-ほ、へ、299-い、ち、1002-ろ、1018-い、1019-い、1020-い、ろ、ほ、1021-い、ろ、ほ、1022-い、ろ、は、に、1023-い、に、1024-い、1025-ろ、1026-ろ、は、1027-い、ろ、は、に、ほ、1028-い、1029-ろ、1030-い、ろ、に、1031-い、ろ、に、ほ、1032-い、は、に、へ、1033-は、に、ほ、へ、と、ち、り、1034-は、に、と、ち、1035-い、は、ほ、1036-い、ろ、は、1037-ろ、は、1038-い、1039-い、ろ、は、に、ほ、へ、1040-い、ろ、は、に、1041-い、1042-い、ほ、へ、1043-ろ、1044-い、ろ、は、2002-と、2003-い、ろ、2004-に、2005-に、2006-ほ、2008-い、ろ、2009-い、と、2010-い、2011-い、ろ、は、に、2012-ろ、2016-へ、と、ち、2018-い、2019-ろ、3001-は、に、ほ、3002-い、ろ、へ、3003-い、ろ、ほ、3004-ろ、3009-い、3011-い、3015-ち、3019-ほ、3020-い、は、3021-い、3022-ろ、3033-る、3034-へ、3035-へ、3039-い、ろ、は、に、ほ、へ、3043-い、ろ、は、に、3044-い、へ、3045-は、3046-は、3047-い、ろ、3048-い、ろ、3049-い、ろ、は、3061-ろ、3067-ろ、は、に、ほ、3068-い、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、3070-い、ろ、に、3072-い、3073-ろ、に、3074-に、3076-ほ、へ、3081-い、3082-に、ほ、3084-い、ろ、3086-い、ろ、は、に、ほ、へ、3089-い、ほ、3097-い、ろ、ほ、へ、4031-ろ、4032-い、ろ、は、4033-い、ろ、は、4034-い、ろ、は、4035-ろ、は、4037-い、ろ、4038-い、は、4039-は、に、4040-へ、4041-い、ろ、は、ほ、4042-へ、4043-い、4045-に、へ、4046-い、ろ、に、4047-い、ろ、4048-に、4049-ろ、4050-ほ、4051-ほ、4052-い、ろ、は、に、ほ、4054-ろ、は、ほ、4061-い、ほ、4062-に、ほ、4064-に、4067-に、4068-は、4076-は、4079-い、ろ、は、に、4080-い、ろ、は、4081-い、は、4082-い、に、4083-い、ろ、は、に、				2210.36		2-2	

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法	
				皆伐			択伐	禁伐		
				皆伐	伐区無	伐区有				
		4084-い、ろ、に、ほ、4085-ろ、4092-に、ほ、4093-い、ろ、ほ、4094-い、ほ、4098-い、ほ、4099-い、4102-い、4103-い、4107-い、に、4110-ろ、4111-い、り、ぬ、る、4112-ほ、4113-に、4114-い、ろ、に、4115-い、ろ、は、に、ほ、と、4116-い、4119-ろ、は、5001-い、ろ、は、に、ほ、5002-い、ろ、は、に、5004-り、5005-ろ、は、に、ち、5006-と、ち、5007-は、に、5008-い、ほ、5009-ろ、に、ほ、5010-い、は、に、5011-い、5012-に、へ、5014-い、ろ、は、に、5015-い、ほ、へ、5016-ろ、は、5017-い、に、ほ、5018-は、に、ほ、へ、5019-は、と、5020-ろ、は、5024-い、ろ、ほ、へ、5026-ろ、は、5027-い、ろ、は、5028-は、5029-い、ろ、は、5030-に、5031-い、は、5032-は、ほ、5033-は、に、5034-い、ろ、は、ほ、へ、と、5035-ろ、5036-ろ、は、ほ、へ、5037-い、ろ、5038-い、ろ、は、ほ、ぬ、る、を、5039-い、ろ、は、5040-い、は、に、5041-ろ、は、に、と、り、5042-い、は、に、ほ、へ、と、り、ぬ、5043-ろ、は、に、と、5044-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、5045-い、ろ、は、に、へ、と、り、る、5046-い、ろ、は、に、ほ、り、ぬ、る、を、か、5047-ろ、は、に、へ、と、ち、り、ぬ、5048-い、ろ、に、5050-に、へ、ち、5051-ろ、は、ほ、へ、と、ち、5052-に、ち、5053-い、に、ほ、へ、と、ち、5054-い、と、5055-い、ろ、へ、と、5056-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、5057-い、は、に、ほ、へ、5058-は、に、ほ、へ、と、5059-ろ、と、5060-い、は、に、5061-い、ほ、へ、と、ち、5062-ろ、は、ほ、へ、と、ち、り、5063-い、ろ、は、5064-い、ろ、に、ほ、へ、と、5065-ろ、に、5066-と、5067-い、ろ、は、に、5068-い、に、5069-い、ろ、5071-ろ、5072-い、は、5073-い、5076-い、ろ、5077-は、5079-い、5080-ろ、5083-ろ、は、に、5085-い、ろ、5086-い、ろ、は、5087-い、								
		5088-い、ろ、は、に、5089-い、5090-い、ろ、は、5091-い、は、に、ほ、5092-い、ろ、は、に、5093-い、は、5094-い、ろ、に、5095-い、ろ、6001-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6002-い、ろ、ほ、へ、6003-い、ろ、は、に、へ、6004-い、は、6005-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6006-い、ろ、は、6007-ろ、に、6008-い、ろ、は、ほ、6009-ろ、に、ほ、へ、6010-い、ろ、は、ほ、6011-い、に、ほ、へ、と、ち、6012-ろ、6014-い、ろ、に、ほ、と、6015-は、に、6016-い、ろ、に、6018-ろ、6019-ろ、は、に、6020-は、に、6021-ほ、へ、6022-い、ほ、へ、と、ぬ、6023-い、は、に、ほ、へ、6024-へ、6025-い、6026-ろ、は、に、と、6028-い、ろ、ほ、6029-ろ、は、に、ほ、へ、と、6030-い、ろ、は、6032-ろ、6033-ろ、は、り、6034-い、ろ、は、6035-い、ろ、は								
		67-に、213-ほ、291-ろ						2.4	2-1	
		小計	3185.68	972.92	0	0	2210.36	2.4		
	土崩	250-ろ		0.04					3-2	
		57-ほ、65-は、71-い、82-い、113-に、123-は、125-に、129-ろ、163-い、169-に、194-に、225-り、250-ろ、1033-ほ、1035-ほ、2007-い、ろ、2011-に、2018-は、3001-は、3003-い、3049-ろ、3069-は、3076-は、3079-へ、4079-ろ、4094-い、ほ、5049-い、5056-い、ろ、は、ほ、5057-は、5059-と、ち、5075-ろ、5083-い、5088-い、5094-に、6009-ろ、6013-ろ、6015-い、6029-い、6034-は					54.24		3-1	
		小計	54.28	0.04	0	0	54.24	0		
	干害	15-は、16-い、ろ、18-い、63-と、ち、65-ほ、へ、と、ち、り、ぬ、66-い、ろ、242-い、243-に、277-ろ、は、1007-ほ、へ、1057-い、ろ、は、1058-い、ろ、1059-い、は、1060-い、ろ、1061-い、ろ、4047-ろ、は、4048-ろ、4093-は、に、4117-い、6032-は		430.6						4-2
		小計	430.6	430.6	0	0	0	0		
	水害	119-ろ、121-い、ろ					2.69		6-1	
		小計	2.69	0	0	0	2.69	0		
	落石	216-へ、224-ろ、は、ほ、へ、4107-に					28.42		7-2	
		小計	28.42	0	0	0	28.42	0		
	なだれ	4055-い、4063-い、に、4067-に、4068-い、4069-い、4079-に、4084-ろ、に、4094-い、4107-に、4113-と					19.55		8-2	
		4113-い、ち						1.18	8-1	
		小計	20.73	0	0	0	19.55	1.18		



【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法	
				皆伐			択伐	禁伐		
				皆伐	伐区無	伐区有				
保健	244-い、は			15.56					9-2	
	244-ろ						16.75		9-1	
	小計		32.31	15.56	0	0	16.75	0		
	水致	4016-い						14.06		11-1
		小計		14.06	0	0	0	14.06	0	
	水保	3098-い、ろ、は、に、ほ			64.07					12-3
		241-は、3098-と、4009-ろ、は、に、ほ、へ、4011-に、ほ、4014-い、は、4015-い、ろ、に、ほ、へ、4016-い、ろ、は、に、ほ、4017-に、ほ、4018-い、ろ、は						348.29		12-2
		小計		412.36	64.07	0	0	348.29	0	
	干保	149-い、ろ、150-は、151-ろ			7.83					14-3
		133-に、ほ、149-い、ろ、151-ろ						21.9		14-2
		小計		29.73	7.83	0	0	21.9	0	
	落保	258-ろ						0.18		15-2
小計			0.18	0	0	0	0.18	0		
保安林計			9235.37	6330.26	0	0	2901.53	3.58		
国立2	241-ろ、は、に、ほ、243-い、ろ、は、に、ほ、246-い、ろ、は、に、ほ、へ、3042-い、ろ、は、に、ほ、3043-い、ろ、は、に、ほ、3050-い、ろ、は、に、ほ、へ、3051-い、ろ、は、に、へ、3052-ろ、は、3053-ろ、は、に、3054-ろ、は、に、3055-い、3056-い、と、3075-い、3081-ろ、は、に、3082-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3083-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、3084-ろ、3091-ろ、ほ、3092-ろ、は、に、ほ、3093-い、ろ、3094-ほ、と、ち、3095-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、3096-ろ、は、に、4111-へ、と、ち、4112-へ						603.55		23-3	
	241-ろ、は、に、ほ、246-ほ、へ、3043-い、ろ、は、に、3073-は、3075-い、3082-ほ、3092-ほ、3094-い、ろ、は、に、ほ、へ、と							311.27		23-2
	小計		914.82	0	0	603.55	311.27	0		
国立3	3050-は、ほ、へ、と、3051-い、ろ、は、に、ほ、へ、3084-い、ろ、は、に、ほ、へ、3085-い、ろ、は、3086-い、ろ、は、に、ほ、へ、3087-い、ろ、は、3088-い、ろ、は、3089-い、ろ、は、に、ほ、3090-ろ、に、ほ、へ、3091-い、ろ、は、に、3092-い、3098-と								367.87	24-4
	3085-は、に、ほ、3086-ろ、3087-は、に、3089-に、ほ、3098-い、ろ、は、に、ほ、へ						150.9		24-3	
	3086-い、ろ、は、3089-ほ、3098-と						46.54		24-2	
小計		565.31	0	367.87	150.9	46.54	0			
県立未	1007-ほ、へ、1057-い、ろ、は、1058-い、ろ、1059-い、は、1060-い、ろ、1061-い、ろ						162.25		36-1	
	小計		162.25	0	0	162.25	0	0		
都風	247-い、ろ、は、に、り、257-に、へ、と、ち、り、258-い、ろ、は、ほ、259-ろ、は、に、260-ほ						81.78		40-2	
	247-ろ、に、257-へ、ち、り、258-は、ほ、259-は、に、ほ、260-ろ、ほ						22.14		40-1	
	小計		103.92	0	0	81.78	22.14	0		
急傾斜	5067-い								42-3	
	1032-い、ろ						2.09		42-2	
	247-に、250-は、258-ろ、259-ほ、260-ろ、に、289-り、ぬ、5006-ろ、は、5029-は、5053-は、ち、5066-ろ、5067-い、5073-い							12.31		42-1
小計		14.42	0	0.02	2.09	12.31	0			
砂防	78-は、81-ほ、158-は、1035-は								20-4	
	23-い、30-い、31-い、ろ、は、に、32-い、ろ、は、に、33-に、34-い、ろ、は、35-い、ろ、は、36-い、ろ、111-い、ろ、は、に、112-い、ろ、は、113-い、114-い、ろ、は、115-い、は、116-い、ろ、は、に、117-い、ろ、118-い、ろ、は、119-ろ、に、ほ、120-い、ろ、121-は、に、ほ、122-い、ろ、に、123-い、ろ、124-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、125-に、129-い、ろ、158-ろ、173-へ、174-に、175-は、179-ち、184-ち、り、ぬ、る、を、185-に、ほ、と、ち、186-ち、り、187-ぬ、188-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、189-に、191-ろ、192-に、198-に、231-へ、232-い、247-に、ほ、248-い、ろ、250-い、251-い、ろ、は、252-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、253-い、ろ、は、に、254-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、255-ほ、258-に、263-は、272-ほ、4116-い、5024-い、6029-に						1084.78		20-3	
小計							1.49			

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積				施業方法	
				皆伐			択伐		禁伐
				皆伐	伐区無	伐区有			
		21-ろ、40-は、41-ほ、81-ほ、112-は、113-い、114-い、116-ろ、117-い、ろ、119-ろ、は、120-ろ、122-い、158-は、184-ぬ、185-は、186-へ、り、187-ぬ、る、188-に、へ、189-い、ろ、に、190-い、191-り、193-ろ、は、に、194-ろ、は、に、ほ、195-い、ろ、は、196-い、ろ、は、に、197-い、ろ、は、へ、198-い、ろ、は、に、へ、199-い、200-い、ろ、は、に、201-ほ、202-ろ、は、へ、と、203-は、に、ほ、へ、204-い、ろ、は、に、205-い、ろ、は、に、206-い、ろ、は、に、211-い、ろ、は、212-ろ、224-は、と、り、225-に、232-い、に、236-は、る、247-に、263-は、264-い、ろ、265-い、ろ、は、に、266-い、268-と、270-ろ、272-ほ、へ、と、280-と、ち、281-に、282-い、に、ほ、283-い、284-い、ろ、289-り、3001-は、に、3003-ろ、3046-ろ、3047-い、ろ、3061-い、は、3065-は、に、ほ、へ、3067-ほ、3072-は、に、と、3073-ろ、3079-い、4039-に、4040-い、4041-い、は、4042-い、4046-ろ、は、に、ほ、4047-い、ろ、は、4048-い、に、4068-い、ろ、は、4080-い、ろ、4083-は、4096-い、4100-は、に、4102-い、4110-ほ、4111-い、4112-に、4114-い、4115-い、4116-い、5055-ほ、5056-と、5061-い、ろ、へ、と、6001-い、6002-は、に、6003-に、6010-は、に、ほ、へ、6011-い、に、ほ、へ、と、ち、6012-に、6014-は、6015-は、6016-に、6020-は、6021-ろ、6022-ち、6025-い、は、6029-に、6030-い、6035-ほ				414.98	0	20-2	
	小計		1501.25	0	1.49	1084.78	414.98	0	
		その他制限林計	3261.97	0	369.38	2085.35	807.24	0	
		合計	12497.34	6330.26	369.38	2085.35	3708.77	3.58	
須坂市	水かん	16-に、17-い、ろ、20-い、ろ、は、に、22-は、に、ほ、23-い、ろ、は、に、32-ろ、は、33-い、ろ、は、34-い、ろ、は		548.92					1-3
		24-ほ、33-い、ろ、は、34-ろ				21.82		1-2	
		小計	570.74	548.92	0	0	21.82	0	
	土流	3-い、ろ、4-い、7-は、に、ほ、10-い、ろ、は、に、ほ、へ、11-ろ、は、に、ほ、21-い、ろ、27-ろ、31-は、に、32-い、33-に、ほ、34-は、36-い、ろ、は、37-い、39-は、40-ろ、43-い、46-い、ろ、47-い、54-い、70-い、71-い、ろ、は、72-い、ろ、は、に、73-い、ろ、は、に、74-い、ろ、75-い、ろ、は、76-い、ろ、は、77-い、ろ、78-い、91-へ、92-い、102-い、104-い、116-い、121-い、ろ、は		1010.46					2-3
		7-は、に、10-い、は、に、11-ろ、は、ほ、16-は、18-い、19-ほ、21-い、ろ、は、24-い、ろ、26-い、27-い、ろ、28-ろ、29-に、32-い、34-は、36-い、は、40-ろ、は、43-い、46-い、ろ、47-い、ろ、は、52-い、ろ、55-い、ろ、58-い、ろ、67-い、ろ、68-ほ、70-い、と、71-は、72-ろ、に、73-い、は、74-い、ろ、は、75-い、76-い、78-い、79-は、に、92-い、に、ほ、93-ろ、102-い、104-ほ、109-ろ、は、へ、と、110-い、ろ、121-ろ、は					504.59		2-2
		10-い、ろ、に						4.32	2-1
		小計	1519.37	1010.46	0	0	504.59	4.32	
	土崩	26-ろ、28-ろ、103-ろ、104-い		5.39	0	0	5.39	0	3-1
	水害	4-へ、25-ろ、27-い、ろ、91-と、101-い、ろ、に、ほ、106-は					13.56		6-1
		小計	13.56	0	0	0	13.56	0	
落石	29-ろ、は					2.29		7-2	
	小計	2.29	0	0	0	2.29	0		
風致	104-ほ、105-い		16.19	0	0	16.19	0	10-1	
	小計	16.19	0	0	0	16.19	0		
流保	35-ろ、53-い			14.95				13-3	
	35-い、ろ、53-ろ、は、に、ほ、54-ろ、は					144.17		13-2	
	小計	159.12	14.95	0	0	144.17	0		
	保安林計	2286.66	1574.33	0	0	708.01	4.32		
国立未	69-ほ、70-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、73-い、ろ、に、74-い、ろ、77-い、ろ、78-い、79-い、80-い、ろ、は、に、へ、81-い、ろ、ち					42.79		25-3	
	70-と、73-い、は、74-い、ろ、は、75-い、76-い、78-い					9.65		25-2	
	小計	52.44	0	0	42.79	9.65	0		

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法		
				皆伐			択伐	禁伐			
				皆伐	伐区無	伐区有					
	文化財	102-い					3.94		38-2		
	小計		3.94	0	0	0	3.94	0			
	砂防	27-ろ、40-ろ、101-へ				1.98				20-4	
		3-い、4-へ、28-い、107-は					15.6			20-3	
		40-ろ、は						2.79		20-2	
	小計		20.37	0	1.98	15.6	2.79	0			
	その他制限林計			76.75	0	1.98	58.39	16.38	0		
	合計			2363.41	1574.33	1.98	58.39	724.39	4.32		
	千曲市	水かん	9-い、ろ、は、10-い、ろ、は、に、ほ、11-い、ろ、は、に、12-い、ろ、は、13-い、ろ、は、23-に、25-い、ろ、は、に、26-ろ、は、27-い、ろ、は、に、29-い、ろ、は、へ、30-い、ろ、は、に、へ、と、31-い、ろ、は、に、64-い、は、65-い、ほ、66-い、ろ、は、に、67-い、ろ、は、68-い、ろ、90-い、ろ、は、93-い、ろ、94-い、ろ、は、95-い、ろ、は、に、96-い、ろ、97-い、ろ、は、98-い、ろ、は、99-い、ろ、は、100-い		863.42						1-3
			13-い、ろ、は、29-い、ろ、に、ほ、30-は、ほ、へ、90-は、93-い、ろ、94-い、95-い、97-い						42.68		1-2
13-は									0.19	1-1	
小計			906.29	863.42	0	0	42.68	0.19			
土流		3-ほ、9-い、16-に、17-い、22-ろ、39-は、に、47-は、に、ほ、55-い、は、72-は、に、1007-ろ、1011-い、ろ、は、に、ほ、1012-ろ、1016-は、2002-い、2007-と、2009-へ、2013-ろ、は、2014-い、ろ、2015-い、ろ、は、ほ、2016-に、ほ、2018-と			229.05					2-3	
		1-ほ、へ、と、ち、2-い、ろ、は、に、ほ、3-い、ろ、は、に、ほ、4-に、5-い、8-い、ろ、に、ほ、と、り、ぬ、16-に、19-ろ、20-に、22-い、ろ、は、に、ほ、へ、27-に、29-ろ、は、33-ほ、35-に、38-に、39-ろ、41-は、に、42-い、ろ、に、ほ、へ、43-い、は、ほ、45-は、46-い、ろ、は、47-い、は、に、ほ、48-ほ、へ、と、49-ろ、53-ろ、55-い、は、72-は、75-い、1002-は、に、ほ、へ、と、ち、1003-い、1007-ろ、は、に、1008-は、に、1009-い、ろ、は、ほ、1010-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1011-ほ、1013-ろ、は、ほ、と、ち、1016-い、に、ほ、2001-い、は、に、へ、2002-い、ろ、に、ほ、ち、2003-は、に、る、2004-い、へ、と、2005-い、ろ、は、に、2007-い、ろ、に、ち、2012-い、ろ、と、2013-ろ、2014-い、ろ、2015-ろ、2018-に、ち						368.06		2-2	
小計			597.11	229.05	0	0	368.06	0			
土崩		1-い、72-は、に、1007-は、1014-と、1016-へ						7.4		3-1	
		小計		7.4	0	0	0	7.4	0		
干害		4-い、ろ、は、に、1015-ろ、は、に、ほ、へ			58					4-2	
	4-い、1015-へ						3.03		4-1		
小計		61.03	58	0	0	3.03	0				
落石	4-は、43-い、ろ						10.43		7-2		
	小計		10.43	0	0	0	10.43	0			
水保	79-ろ、82-い			1.66					12-3		
	2013-ろ、は、2014-は、2016-い、ろ、は						80.64		12-2		
小計		82.3	1.66	0	0	80.64	0				
流保	2014-ろ						8.9		13-2		
	小計		8.9	0	0	0	8.9	0			
干保	79-い、ろ、は、80-い、ろ、81-い、ろ、は、に、82-い、ろ、83-は、84-い、ろ、85-い、88-い、ろ、は、89-ろ						92.21		14-2		
	小計		92.21	0	0	0	92.21	0			
保安林計			1765.67	1152.13	0	0	613.35	0.19			
急傾斜	4-い、ろ、2007-い					1.38			42-2		
	1-い、2-い、ろ、16-に、17-り、34-い、42-い、72-い、2001-は、に、2005-に、2007-い、2009-へ、と						15.01		42-1		
	小計		16.39	0	0	1.38	15.01	0			
砂防	46-ろ、は、に、47-い、ろ、は、に、ほ、51-へ、52-い、ろ、54-い、ろ、55-い、ろ、は、56-い、ろ、は、に、57-い、ろ、は、に、58-い、ろ、は、に、59-い、ろ、に、60-い、ろ、は、61-い、ろ、は、に、62-い、ろ、63-い、ろ、は、64-は、91-い、ろ、92-い、ろ、は				591.38				20-4		
	47-は、に、ほ、55-い、は、64-は、65-い、66-い、ろ、は、67-い、ろ、は、68-い、ろ、93-い、ろ、94-い、ろ、100-い、1008-へ、1013-に、ほ、1014-ろ、は、ほ、2006-ろ						160.6		20-3		

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法	
				皆伐			択伐	禁伐		
				皆伐	伐区無	伐区有				
		47-い、に、ほ、55-い、は、93-い、ろ、1010-い					11.64		20-2	
		小計	763.62	0	591.38	160.6	11.64	0		
		その他制限林計	780.01	0	591.38	161.98	26.65	0		
		合計	2545.68	1152.13	591.38	161.98	640	0.19		
坂城町	水かん	15-ろ、19-い、ろ、ほ、24-い、ろ、は、に、と、25-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、32-ろ、36-い、ろ、39-い、ろ、40-い、ろ、は、に、ほ		324.5						1-3
		小計	324.5	324.5	0	0	0	0		
	土流	6-ち、7-い、14-ほ、15-に、21-い、ろ、は、27-ろ、42-ほ、43-ろ、52-は、56-は、に、57-へ		34.2						2-3
		1-い、は、に、ほ、2-い、ろ、は、に、ほ、へ、3-い、ほ、と、ち、4-い、は、へ、5-い、6-ち、7-い、に、8-い、ろ、は、に、9-ろ、は、に、10-ろ、り、13-い、ほ、へ、と、14-は、ほ、15-は、へ、と、21-い、24-い、ほ、へ、25-と、26-は、に、27-い、は、28-に、へ、29-ろ、30-い、ろ、40-へ、と、44-り、ぬ、45-い、ろ、り、47-い、48-い、52-に、ほ、へ、53-に、55-と、56-い、ろ、は、に、57-い、ろ、は、に、ほ、へ、と					329.04			2-2
		小計	363.24	34.2	0	0	329.04	0		
	土崩	11-い					0.04			3-1
		小計	0.04	0	0	0	0.04	0		
	干害	30-い、ろ			16.83					4-2
		小計	16.83	16.83	0	0	0	0		
	落石	29-ち					2.37			7-2
		小計	2.37	0	0	0	2.37	0		
			保安林計	706.98	375.53	0	0	331.45	0	
都風	1-い、ろ、は、に、へ、2-い、ろ、は、13-ほ、へ、と、ち、28-ほ、29-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、38-い、ろ、39-い、40-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、41-と、ち、り、44-へ、と、ち、45-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、57-ろ、は、に、へ					267.78			40-2	
		1-い、は、に、ほ、2-い、ろ、は、13-ほ、へ、と、29-ろ、ち、44-り、ぬ、57-ろ、は、に、ほ、へ、と					124.11		40-1	
	小計	391.89	0	0	267.78	124.11	0			
砂防	26-い、ろ、は、31-い、32-い、ろ、33-い、ろ、は、34-い、ろ、は、35-い、ろ、は、36-い、ろ、37-は、に、48-へ、52-ろ、は				524.24				20-3	
	29-ろ、30-い、ろ、32-ろ				17.57			20-3		
	26-は、29-ろ、30-い、ろ、34-は					12.95		20-2		
	小計	554.76	0	524.24	17.57	12.95	0			
		その他制限林計	946.65	0	524.24	285.35	137.06	0		
		合計	1653.63	375.53	524.24	285.35	468.51	0		
小布施町	土流	4-は			5.22				2-3	
		4-い、5-ろ、6-い					5.98		2-2	
	小計	11.2	5.22	0	0	5.98	0			
		保安林計	11.2	5.22	0	0	5.98	0		
		合計	11.2	5.22	0	0	5.98	0		
高山村	水かん	46-い、ろ、に、47-い、48-い、49-い、ろ、は、50-い、ろ、は、51-い、ろ、52-い、ろ、54-い、ろ、は、55-い、ろ、56-い、ろ、は、57-い、は、60-い、ろ、61-い、ろ、は、66-ろ、は、67-い、68-い、81-い、82-い、は、に、83-い、ろ、は、85-い、ろ、は、87-い、88-ろ、89-ろ、90-は、91-ろ、96-い、97-い、に、100-い、ろ、101-い、ろ、は、に、ほ、102-い、ろ、は、に、ほ、103-い、ろ、104-い、ろ、は、に、105-ろ、は、に、106-ろ、は、ほ、へ、107-い、ろ、は、108-ろ、は、に、ほ、へ、と、109-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、110-い、ろ、111-い、ろ、は、117-い、ろ、は、に、ほ、へ、118-ろ、は、に、ほ、119-い、ろ、は、に、ほ、へ、ち、120-ろ、は、121-い、ろ、は、122-ろ、は、123-ろ、は、に、126-い、ろ、127-い		2593.62						1-3
		17-へ、46-ろ、は、に、47-い、49-ろ、は、52-い、ろ、57-い、60-い、ろ、61-い、66-い、に、67-ろ、は、81-い、82-に、83-い、100-い、102-ろ、103-い、ろ、104-ろ、は、ほ、105-い、は、に、106-い、ろ、ほ、へ、107-ろ、は、126-い						251.65		1-2
	小計	2845.27	2593.62	0	0	251.65	0			

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法	
				皆伐			択伐	禁伐		
				皆伐	伐区無	伐区有				
	土流	7-は、10-は、12-い、へ、14-と、17-ろ、へ、23-ろ、は、24-ろ、26-い、64-い、65-ろ、83-は、86-い、ろ、は、91-い、92-い、94-ろ、96-い、120-い		118.89					2-3	
		1-は、ほ、7-ろ、は、9-へ、10-い、ろ、は、に、11-へ、と、12-い、へ、16-い、は、17-ほ、18-い、ろ、は、20-い、ろ、に、22-に、ほ、24-ろ、25-い、ろ、は、26-い、30-は、37-は、に、51-は、58-へ、59-い、ろ、に、60-い、ろ、61-い、ろ、は、に、62-い、は、に、ほ、63-い、ろ、は、65-い、ろ、は、66-ろ、は、に、68-ろ、は、に、69-に、72-い、73-い、77-ろ、は、に、78-い、は、79-い、ろ、は、ほ、80-い、ろ、は、81-い、ろ、は、に、ほ、82-い、ろ、は、83-ろ、86-い、ろ、は、87-い、ろ、は、に、ほ、88-い、ろ、89-い、90-い、ろ、91-い、は、92-い、93-い、ろ、94-ろ、95-へ、105-ほ、106-に、107-に、108-い、109-い、ろ、111-に、113-い、119-ほ、へ、と、121-に、122-い、123-い、124-い、ろ、は、に、125-い、ろ、は、に、ほ、126-は、に、ほ					1177.22		2-2	
		64-い、83-は						1.38	2-1	
		小計		1297.49	118.89	0	0	1177.22	1.38	
	土崩	116-ろ						0.58		3-1
		小計		0.58	0	0	0	0.58	0	
		保安林計		4143.34	2712.51	0	0	1429.45	1.38	
	国立未	18-に、19-ろ、58-ほ、59-に、66-ろ、は、67-い、68-い、90-は、91-ろ、92-ろ、93-ほ、97-に、101-ろ、は、ほ、102-ろ					93.72			25-3
		18-ろ、は、に、58-へ、59-い、ろ、に、60-い、61-ろ、は、に、62-は、に、ほ、65-い、ろ、66-い、ろ、は、に、67-ろ、は、68-ろ、は、に、69-に、72-い、ろ、73-い、77-ろ、は、に、78-い、は、79-い、ろ、は、ほ、80-い、ろ、は、81-い、は、に、ほ、82-ろ、は、に、83-い、86-い、ろ、は、88-い、90-ろ、91-は、102-ろ、103-い、ろ、104-ろ						299.94		25-2
		小計		393.66	0	0	93.72	299.94	0	
	急傾斜	17-い、18-は、に						2.34		42-1
		小計		2.34	0	0	0	2.34	0	
	砂防	1-は				0.03				20-3
		2-に、16-に、17-ほ、18-ろ、20-い、59-に、83-は、84-ろ、91-い、92-い、93-い、94-ろ、113-い						33.22		20-3
		17-ほ、18-ろ、58-へ、59-い、ろ、に、60-い、61-ろ、は、に、62-に、ほ、65-い、ろ、66-い、ろ、は、に、68-ろ、は、に、69-に、77-ろ、は、78-い、は、79-い、ろ、は、ほ、80-い、ろ、は、81-は、に、ほ、82-い、ろ、は、83-ろ、88-い、89-い、90-い、91-い、92-い、93-い、94-ろ、113-い							365.39	20-2
	小計		398.64	0	0.03	33.22	365.39	0		
	その他制限林計		794.64	0	0.03	126.94	667.67	0		
	合計		4937.98	2712.51	0.03	126.94	2097.12	1.38		
信濃町	水かん	22-い、ろ、は、23-へ、24-に、ほ、30-ぬ、る、を、44-い、ろ		166.71					1-3	
		31-は					24.31		1-2	
		小計		191.02	166.71	0	0	24.31	0	
	土流	3-ろ、は、4-ろ、5-い、21-い		47.42						2-3
		2-ろ、3-ろ、は、4-ろ、5-い、16-い、ほ、17-い、18-に、19-ほ、へ、と、ち、23-い、26-は、30-は、に、36-に、46-は、47-ほ						30.84		2-2
		小計		78.26	47.42	0	0	30.84	0	
	干害	79-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、80-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、81-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、82-い、ろ、は、に、83-い、ろ、は、に、ほ、へ			122.9					4-2
		小計		122.9	122.9	0	0	0	0	
	水害	29-に、30-い、ろ						1.16		6-1
		小計		1.16	0	0	0	1.16	0	
落石	62-り						0.12		7-2	
	小計		0.12	0	0	0	0.12	0		
なだれ	13-ほ、15-ち、23-い、29-と						4.5		8-2	
	82-ろ							4	8-1	
	小計		8.5	0	0	0	4.5	4		
	保安林計		401.96	337.03	0	0	60.93	4		

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法		
				皆伐			択伐	禁伐			
				皆伐	伐区無	伐区有					
都風	国立2	25-い、29-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、30-い、ろ、は、に、ほ、を、31-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、32-い、ろ、は、に、33-い、ろ、は、に、34-い、ろ、は、に、35-い、ろ、は、に、ほ、36-ろ、は、に、38-ほ、60-ほ、へ、61-を					550.12		23-2		
	小計		550.12	0	0	0	550.12	0			
	都風	60-ほ					5.46		40-2		
	小計		533.69	0	0	5.46	528.23	0	40-1		
	その他制限林計		1083.81	0	0	5.46	1078.35	0			
合計			1485.77	337.03	0	5.46	1139.28	4			
小川村	土流	1-ほ、と、を、2-ち、3-へ、4-ろ、と、6-は、ほ、と、7-ほ、へ、ち、8-い、9-い、ろ、は、に、と、ち、り、る、10-い、ろ、11-に、ほ、へ、12-い、は、14-に、15-ろ、16-ろ、は、ほ、と、17-ろ、は、に、ぬ、る、18-ろ、19-は、20-ほ、21-い、に、へ、と、ち、22-い、は、に、ほ、へ、と、ち、り、23-い、に、ほ、28-は、29-い、は、に、35-い、36-ろ、は、37-へ、38-は、に、ほ、39-は、ほ、42-い、43-ほ、49-に、52-い、55-い、は、に、56-に、り、57-ろ、は、58-ろ、り、59-ほ		174.74						2-3	
	小計		742.05	174.74	0	0	567.31	0			
	土崩	8-ほ、11-は、40-に、42-ほ、53-に		5.58	0	0	0	5.58	0	3-1	
	干害	22-ろ、へ、ち		1.81	1.81	0	0	0	0	4-2	
	干保	58-ろ、は、ほ、へ		20.81	0	0	0	20.81	0	14-2	
	保安林計		770.25	176.55	0	0	593.7	0			
	砂防	39-ほ		6.83	0	0	6.49	0.34	0	20-3	
	小計		6.83	0	0	6.49	0.34	0	20-2		
	その他制限林計		6.83	0	0	6.49	0.34	0			
	合計		777.08	176.55	0	6.49	594.04	0			
	飯綱町	水かん	25-い、ろ、は、に、28-い、1014-い、ろ、は、1015-い、ろ、は、に、ほ、1017-は		119.23	119.23	0	0	0	0	1-3
		土流	3-ほ、へ、24-い、ち、ぬ、る、1011-い、1028-い、1040-は		11.78						2-3
		小計		75.32	11.78	0	0	63.54	0	2-2	
		土崩	1-い、に、1004-に、1040-は、1041-ろ		4.38	0	0	0	4.38	0	3-1
保安林計			198.93	131.01	0	0	67.92	0			
急傾斜		1040-は、1041-は		0.57	0	0	0	0.57	0	42-1	

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法	
				皆伐			択伐	禁伐		
				皆伐	伐区無	伐区有				
	砂防	1013-ほ、1018-い			3.01					20-4
	小計		3.01	0	3.01	0	0	0		
	その他制限林計		3.58	0	3.01	0	0.57	0		
	合計		202.51	131.01	3.01	0	68.49	0		
中野市	水かん	6-は、7-い、ろ、は、10-い、ろ、は、12-い、13-ろ、14-に、ほ、15-は、16-い、ろ、は、17-い、ろ、は、18-い、ろ、は、に、19-い、ろ、は、20-い、ろ、は、ほ、21-ほ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、そ、30-ろ、は、に、ほ、31-い、ろ、は、に、32-い、ろ、1024-に、ほ		549.17						1-3
		14-に、17-は、18-は、に、21-な、ら、30-は、32-い					78.33			1-2
	小計		627.5	549.17	0	0	78.33	0		
	土流	28-い、ろ、32-い、33-ろ、は、34-と、1007-は、1009-い、1014-は、1015-い			12.19					2-3
		15-い、20-ろ、27-ほ、28-い、ろ、ほ、30-は、32-い、33-ろ、は、34-と、35-は、37-に、38-い、43-い、44-は、45-ろ、49-ろ、1002-い、1005-い、1007-ろ、は、に、1009-い、1010-い、1014-は、1015-い、1016-い、は、1017-い、は、1019-ほ、1020-い、1021-へ、1028-い、ろ、に、ほ、へ、1029-に、ほ、1030-い、ろ					44.13			2-2
		21-む						1.71		2-1
	小計		58.03	12.19	0	0	44.13	1.71		
	土崩	26-い、43-い、50-は、1009-い、1028-へ		1.81	0	0	0	1.81	0	3-1
	小計		1.81	0	0	0	1.81	0		
	干害	28-ち、29-い、ろ、は、に、ほ、30-い、32-い、は、33-い、ろ、は、34-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、35-い、ろ、は		316.78						4-2
	小計		316.78	316.78	0	0	0	0		
	なだれ	1-い					0.69			8-2
		18-に						14.1		8-1
	小計		14.79	0	0	0	0.69	14.1		
水保	30-は、に、ほ、31-い、ろ、は		48.07						12-3	
	30-は、に、ほ、31-い、ろ、は、に、32-ろ、1024-い、ろ、は					61.24			12-2	
小計		109.31	48.07	0	0	61.24	0			
保安林計		1128.22	926.21	0	0	186.2	15.81			
文化財	21-む		1.71	0	0	0	1.71		38-1	
小計		1.71	0	0	0	0	1.71			
砂防	1030-い				0.21				20-4	
	1014-い、ろ、は、1019-ろ、は、に、1020-は、に、1027-い、1029-ろ、1030-ろ					12.22			20-3	
	1014-は					0.55			20-2	
	21-む						1.71		20-1	
小計		14.69	0	0.21	12.22	0.55	1.71			
その他制限林計		16.4	0	0.21	12.22	0.55	3.42			
合計		1144.62	926.21	0.21	12.22	186.75	19.23			
飯山市	水かん	9-に、11-に、12-い、ろ、は、に、13-い、ろ、は、に、14-と、ち、り、15-と、17-い、ろ、は、に、18-に、ほ、46-ろ、72-ろ、100-に、101-に、ほ、102-い、ろ、は、に、103-い、ろ、104-い、107-は、110-ほ、111-ろ、112-い、ろ、は、に、113-い、ろ、は、114-い、ろ、は、115-い、ろ、は、に、116-い、ろ、は、に、117-い、ろ、は、に、120-ほ、へ、121-は、122-い、128-は、154-に、155-い、ろ、は、に、ほ、へ、156-い、ろ、157-い、ろ、は、158-い、ろ、は、159-い、ろ、は、160-い、ろ、は、に、161-い、ろ、162-い、ろ、163-い、ろ、164-い、ろ、は、に、ほ、へ、165-い、ろ、は、に		1282.43						1-3
		72-ろ					1.06		1-2	
	小計		1283.49	1282.43	0	0	1.06	0		
土流	10-い、13-に、14-と、17-に、18-い、に、19-は、21-ほ、22-ろ、24-ち、り、25-ろ、に、27-に、33-ほ、34-ほ、35-は、に、36-ろ、38-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、39-い、40-ほ、43-ち、44-い、と、45-ろ、46-に、49-い、50-い、55-ろ、58-い、68-ほ、92-へ、106-に		145.46						2-3	

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法	
				皆伐			択伐	禁伐		
				皆伐	伐区無	伐区有				
		1-い、7-は、13-い、ろ、は、に、14-ろ、18-い、ろ、に、19-は、21-ほ、22-い、24-に、と、27-に、28-へ、32-ろ、に、34-い、35-ろ、36-ろ、は、37-い、ほ、へ、と、38-い、は、に、ほ、へ、と、39-い、41-ほ、42-に、へ、43-い、ろ、ち、45-ろ、は、46-に、47-い、48-へ、49-と、55-ろ、57-い、58-い、59-い、63-い、ろ、64-と、ち、65-い、68-い、は、と、71-は、に、72-ろ、73-い、は、に、80-ほ、86-ほ、87-い、ろ、は、88-ろ、98-は、100-い、105-い、106-に、125-は、127-い、133-い、ろ、は、136-い、ろ、は、に、137-い、ろ、は、ほ、138-い、ろ、に、139-ろ、は、に、ほ、143-ち、150-ろ、152-ち					218.61		2-2	
		73-は						2.02	2-1	
		小計	366.09	145.46	0	0	218.61	2.02		
	土崩	24-と、40-は、56-は					1		3-1	
		小計	1	0	0	0	1	0		
	干害	99-い、131-い、ろ、132-い、ろ、は、に、ほ、133-い、ろ、は、134-い、ろ、は、に、ほ、135-い、ろ、は、に、ほ、136-い、ろ、は、137-は、に、ほ、138-い、ろ、に、139-い、ろ、は、ほ、140-い、ろ		358.95					4-2	
		131-い					0.12		4-1	
		小計	359.07	358.95	0	0	0.12	0		
	なだれ	1-い、18-ほ、23-ち、32-ろ、48-い、54-ほ、70-ほ、へ、71-は、ほ、と、り、79-へ、91-と、97-へ、98-ろ、に、104-い、105-ろ、106-に、119-い、ろ、123-は、124-に、141-い、154-は、168-ほ					85.69		8-2	
		小計	85.69	0	0	0	85.69	0		
	保健	147-い、148-る、149-い					11.82		9-1	
		小計	11.82	0	0	0	11.82	0		
	干保	121-い、ろ、122-い、ろ、は、に		33.6					14-3	
		71-り、72-は、81-は、に、ほ、へ					22.54		14-2	
		小計	56.14	33.6	0	0	22.54	0		
		保安林計	2163.3	1820.44	0	0	340.84	2.02		
	文化財	70-ほ、へ、71-ほ、へ、と、ち、り、79-へ					73.75		38-2	
		小計	73.75	0	0	0	73.75	0		
	砂防	18-い				0.79			20-3	
		131-い、133-ろ、は、138-い、ろ、は					8.98		20-2	
		小計	9.77	0	0	0.79	8.98	0		
		その他制限林計	83.52	0	0	0.79	82.73	0		
		合計	2246.82	1820.44	0	0.79	423.57	2.02		
山ノ内町	水かん	22-ろ、42-い、63-ち、65-い、ろ、は、に、ほ、へ、66-は、に、ほ、へ、と、67-い、ろ、は、に、ほ、へ、68-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、69-い、ろ、は、に、70-い、72-い、ろ、は、73-い、ろ、は、74-い、76-い、ろ、ほ、へ、77-い、ろ、は、に、ほ、へ、78-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、79-い、ろ、は、ほ、80-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、81-い、ろ、は、に、82-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、83-い、ろ、は、に、89-い、ろ、は、に、90-ろ、は、に、117-い、142-い、ろ、は、143-い、ろ、は、144-い、ろ、145-い、ろ、150-は、166-い		2174.04						1-3
		150-は					0.51		1-2	
		小計	2174.55	2174.04	0	0	0.51	0		
	土流	2-ろ、59-い、141-い、ろ、は、153-い		90.82					2-3	
		2-ろ、18-ろ、21-ぬ、る、22-へ、25-は、26-ろ、28-ろ、29-は、58-い、と、59-い、84-い、ほ、へ、と、ち、85-に、87-い、に、ほ、88-い、ろ、は、117-い、ろ、は、118-へ、120-ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、134-い、ろ、は、に、ほ、へ、135-ろ、は、ほ、へ、137-ほ、152-に、153-い、ろ、157-い、ろ、158-い					623.5		2-2	
		小計	714.32	90.82	0	0	623.5	0		
	土崩	19-へ、20-い、22-い、24-い、ろ、25-は、に、26-ろ、28-い、ろ、は、29-は、38-は、48-い					8.59		3-1	
		小計	8.59	0	0	0	8.59	0		
	風致	136-と、ち					35.71		10-1	
		小計	35.71	0	0	0	35.71	0		
	水保	121-い、ろ、は、に、ほ、へ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、123-い、ろ、は、124-い、ろ、は、に、125-ろ、は、に、ほ					615.71		12-2	
		小計	615.71	0	0	0	615.71	0		



【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
木島平村	流保	122-に 小計	24.3	0	0	0	24.3	0	13-2
		保安林計	3573.18	2264.86	0	0	1308.32	0	
	国立特	122-い、ろ、は、と、123-い、ろ、は、124-い、ろ、は、に、125-は、に、ほ、へ、と、ち、126-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、127-い、ろ、は、に、へ 小計	699.56	0	0	0	699.56	0	21-2
	国立2	110-い、ろ、は、に、111-は、に、ほ、へ、112-い、ろ、は、113-い、ろ、は、に、115-に、わ 小計	261.04	0	0	261.04	0	0	23-3
	国立未	22-ろ、は、に、へ、と、23-い、ろ、は、111-い、ろ、113-に、ほ、へ、114-い、ろ、は、117-い、118-い、ろ、は、に、ほ、へ、120-い、ろ、は、に、ほ、136-い、ろ、は、に、ほ、137-い、ろ、は、に、163-い 22-へ、25-い、ろ、は、に、ほ、26-ろ、は、91-ろ、92-は、93-は、94-は、95-ほ、104-ぬ、105-と、106-い、へ、107-へ、ち、り、109-い、110-い、111-へ、112-に、113-ろ、は、117-い、ろ、は、118-へ、120-ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、124-は、に、125-い、ろ、ほ、へ、と、ち、126-は、へ、ち、127-ほ、へ、128-い、ろ、は、に、129-い、ろ、は、130-い、ろ、は、131-い、ろ、は、に、ほ、へ、132-ろ、は、に、133-い、は、134-い、ろ、は、に、ほ、へ、135-い、ろ、は、に、ほ、へ、136-へ、と、ち、り、137-ほ、141-は、165-い、ろ、は、に、ほ、へ 小計	2308.53	0	533.25	1775.28	0	0	25-4 25-3
	鳥獣特	120-よ、た、れ、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、124-は、に、125-ろ、ほ、へ、と、ち、126-ち 122-い、ろ、は、と、123-い、ろ、は、124-い、ろ、は、に、125-は、に、ほ、へ、と、ち、126-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、127-い、ろ、は、 小計	1118.46	0	0	424.12	694.34	0	41-2 41-1
	都風	131-ほ、132-ろ、は、に、133-い、は、134-に、ほ、へ、135-い、ろ、136-へ、と、ち、り、141-は、165-い、ろ、は、に 小計	338.54	0	0	338.54	0	0	40-2
	急傾斜	18-い 小計	1.16	0	0	1.16	0	0	42-2
	砂防	5-ほ、8-へ、20-い、る、21-い、ろ、ち、り、を、わ、22-い、ろ、ほ、へ、24-い、ろ、25-ろ、26-に、ほ、へ、と、ち、27-い、ろ、は、に、ほ、28-い、ろ、38-い、39-い、45-い、46-ろ、83-い、ろ、は、に、ほ、84-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、87-ろ、は、に、ほ、88-ろ、は、108-い、ろ、109-い、ろ、110-に、113-に、ほ、へ、115-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、116-い、ろ、は、に、117-い、118-い、ろ、は、に、ほ、へ、119-い、ろ、は、に、120-い、ろ、は、に、ほ、137-は、146-い、147-ろ、148-い、150-い、ろ、は、152-い、ろ、に、153-い、ろ、165-い 20-い、22-へ、25-い、ろ、は、に、ほ、26-い、ろ、は、り、ぬ、28-い、ろ、84-い、ほ、へ、と、ち、85-に、87-い、に、ほ、88-い、ろ、は、91-い、ろ、109-い、110-い、ろ、は、に、112-い、ろ、は、に、113-い、ろ、は、に、115-に、わ、117-い、ろ、は、118-へ、120-ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、124-は、に、125-い、ろ、ほ、へ、と、ち、135-ろ、は、ほ、へ、137-ほ、153-い、ろ、158-い 122-い、ろ、は、と、123-い、ろ、は、124-い、ろ、は、に、125-は、に、ほ、へ、と、ち 小計	3244.79	0	1597.4	1306.33	341.06	0	20-4 20-3 20-2
		その他制限林計	7972.08	0	2130.65	4106.47	1734.96	0	
		合計	11545.26	2264.86	2130.65	4106.47	3043.28	0	
	水かん	3-は、7-ろ、は、に、ほ、8-い、ろ、は、に、ほ、へ、15-ろ、は、16-い、ろ、は、に、ほ、へ、17-い、ろ、は、18-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、19-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、47-い、 小計	407.42	407.42	0	0	0	0	1-3
	土流	45-に、46-は 10-に、38-は、39-い、41-ろ 小計	17.36	17.36	0	0	0	0	2-3 2-2

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積：)

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法	
				皆伐			択伐	禁伐		
				皆伐	伐区無	伐区有				
	小計		21.59	17.36	0	0	4.23	0		
	干害	6-い、ろ、は		35.66					4-2	
	小計		35.66	35.66	0	0	0	0		
	なだれ	13-は、14-い、20-ろ、35-に、37-は、39-い					11.88		8-2	
	小計		18.1	0	0	0	11.88	6.22	8-1	
	保安林計			482.77	460.44	0	0	16.11	6.22	
	砂防	9-い、ろ、に、13-に			2.3				20-4	
	小計		16.83	0	2.3	4.32	10.21	0	20-3	
	その他制限林計			16.83	0	2.3	4.32	10.21	0	
	合計			499.6	460.44	2.3	4.32	26.32	6.22	
野沢温泉村	水かん	17-ろ、は、60-い、ろ、は、に、ほ		99.3					1-3	
	小計		181.43	99.3	0	0	82.13		1-2	
	土流	1-い、ろ、は、2-い、ろ、6-は、13-い、22-い、23-い、25-へ、39-ろ、40-は、に、41-い、ち、42-い、に、ほ、60-い、61-い、ろ					67.57		2-2	
	小計		67.57	0	0	0	67.57	0		
	土崩	38-は		0.57	0	0	0.57		3-1	
	干害	8-ろ		13.28					4-2	
	小計		13.28	13.28	0	0	0	0		
	なだれ	6-に、9-い、10-い、は、13-い、15-ろ、16-い、35-と、38-ほ、へ、41-ほ、42-は、43-い、44-い、45-ろ、51-は、53-ろ、は、55-は					105.18		8-2	
	小計		114.32	0	0	0	105.18	9.14	8-1	
	保安林計			377.17	112.58	0	0	255.45	9.14	
合計			377.17	112.58	0	0	255.45	9.14		
栄村	水かん	2-い、ろ、は、3-い、ろ、は、に、4-い、ろ、は、に、22-ろ、24-い、ろ、は、に、25-い、は、に、26-ろ、は、に、29-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、37-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、38-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、47-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、48-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、49-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、57-い、は、に、58-い、は、に、59-は、に、60-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、61-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、77-い、ろ、は、に、ほ、78-い、ろ、は、79-ろ、84-に、87-ち、り、88-い、ろ、89-は、に、ほ、へ、91-い、ろ、は、92-い、ろ、94-ろ、は、95-へ、と、96-い、ろ、は、に、101-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、102-い、ろ、103-い、ろ、は、127-い、ろ、128-い		2600.16						1-3
	小計		2609.71	2600.16	0	0	9.55	0	1-2	
	土流	8-い、ろ、は、に、ほ、へ、9-ほ、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、13-い、15-は、に、ほ、へ、と、17-ろ、は、18-ろ、は、26-に、30-は、31-い、52-に、69-ち、73-ろ、75-は、80-ろ、103-い、105-い、ろ、は、106-い、は、107-い、は、に、ほ、へ、108-に、ほ、109-い、ろ、に、ほ、113-は、114-い、ろ、は、に、へ、115-い、は、に、ほ、へ、と、116-ろ、り、117-は、に、119-に、120-い、に、ほ、へ、と、り、ぬ、る、121-ぬ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、123-い、ろ、は、に、ほ		903.1						2-3
	小計		1709.55	903.1	0	0	790.57	15.88	2-2	
	土崩	30-と、31-に、70-い、121-い		2.12	0	0	2.12	0	3-1	
小計		2.12	0	0	0	2.12	0			

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積 :

所在市町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
	干害	1-い、17-は、20-は、に、ほ		125.02					4-2
		51-ほ					6.24		4-1
		小計	131.26	125.02	0	0	6.24	0	
	なだれ	16-ほ、27-は、ほ、28-は、31-に、51-い、69-ろ、70-い、ろ、は、72-ほ、ち、81-い、は、100-ほ、110-い、121-い					44.65		8-2
		小計	44.65	0	0	0	44.65	0	
		保安林計	4497.29	3628.28	0	0	853.13	15.88	
	急傾斜	13-ろ					0.76		42-1
		小計	0.76	0	0	0	0.76	0	
	砂防	9-ろ、は、に、ほ、113-い				16.04			20-3
		9-い、ろ					22.32		20-2
		小計	38.36	0	0	16.04	22.32	0	
		その他制限林計	39.12	0	0	16.04	23.08	0	
		合計	4536.41	3628.28	0	16.04	876.21	15.88	